



令和8年 第2回定例会

会 議 録

(令和8年2月27日～3月26日)

枕 崎 市 議 会

令和 8 年
枕崎市議会第 2 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 28 日間（2 月 27 日～3 月 26 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
2 月 27 日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程（日程第4号－第37号） 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 基本構想特別委員会の設置及び委員の選任 10 議案委員会付託 11 議案上程（日程第38号） 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 15 散 会
2 月 28 日 (土)	休 会			
3 月 1 日 (日)	休 会			
3 月 2 日 (月)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（5名） 3 散 会
3 月 3 日 (火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（2名） 3 散 会
3 月 4 日 (水)	休 会	委員会	前 9:30	1 総務文教委員会
3 月 5 日 (木)	休 会	委員会	前 9:30	1 産業厚生委員会
3 月 6 日 (金)	休 会	委員会	前 9:30	1 予算特別委員会（補正）
3 月 7 日 (土)	休 会			
3 月 8 日 (日)	休 会			

3月9日(月)	休 会	委員会	前 9:30	1 基本構想特別委員会
3月10日(火)	休 会	委員会	前 9:30	1 予算特別委員会(当初)
3月11日(水)	休 会			
3月12日(木)	休 会	委員会	前 9:30	1 予算特別委員会(当初)
3月13日(金)	休 会	委員会	前 9:30	1 予算特別委員会(当初)
3月14日(土)	休 会			
3月15日(日)	休 会			
3月16日(月)	休 会			
3月17日(火)	休 会	委員会	前 9:30	1 議会運営委員会
3月18日(水)	休 会			
3月19日(木)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第7号) 3 委員長報告(総務文教委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第8号-第19号) 6 委員長報告(産業厚生委員会) 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第20号-第26号) 9 委員長報告(予算特別委員長) 10 質疑、討論、表決 11 議案上程(日程第27号) 12 委員長報告(基本構想特別委員会) 13 質疑、討論、表決 14 議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員会の最終報告 15 散 会
3月20日(金)	休 会			
3月21日(土)	休 会			
3月22日(日)	休 会			
3月23日(月)	休 会			

3月24日(火)	休 会	委員会	後 2:00	1 議会運営委員会
3月25日(水)	休 会			
3月26日(木)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第7号) 3 委員長報告(予算特別委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第8号) 6 質疑、討論、表決 7 議案上程(日程第9号) 8 質疑、討論、表決 9 閉 会

本 会 議 第 1 日

(令和8年2月27日)

令和 8 年枕崎市議会第 2 回定例会

議事日程（第 1 号）

令和 8 年 2 月 2 7 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	1 2	令和 7 年度枕崎市一般会計補正予算（第 9 号）	予 特
5	1 3	令和 7 年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	〃
6	1 4	令和 7 年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	〃
7	1 5	令和 7 年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	〃
8	1 6	令和 7 年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第 3 号）	〃
9	1 7	令和 7 年度枕崎市水道事業会計補正予算（第 3 号）	〃
1 0	1 8	令和 7 年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）	〃
1 1	1 9	令和 8 年度枕崎市一般会計予算	〃
1 2	2 0	令和 8 年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
1 3	2 1	令和 8 年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
1 4	2 2	令和 8 年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
1 5	2 3	令和 8 年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
1 6	2 4	令和 8 年度枕崎市水道事業会計予算	〃
1 7	2 5	令和 8 年度枕崎市公共下水道事業会計予算	〃
1 8	2 6	枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	産 厚

19	27	枕崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
20	28	枕崎市漁業振興奨励金条例の制定について	産 厚
21	29	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
22	30	枕崎市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
23	31	枕崎市給水条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
24	32	枕崎市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
25	33	枕崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	〃
26	34	第7次枕崎市総合振興計画基本構想の策定について	基本構想 特 委
27	35	枕崎市過疎地域持続的発展計画の策定について	総 文
28	36	土地改良事業の計画の変更について	産 厚
29	37	公の施設の指定管理者の指定について	〃
30	38	公の施設の指定管理者の指定について	〃
31	39	公の施設の指定管理者の指定について	〃
32	40	公の施設の指定管理者の指定について	〃
33	41	公の施設の指定管理者の指定について	総 文
34	42	公の施設の指定管理者の指定について	〃
35	43	公の施設の指定管理者の指定について	〃
36	陳1	日本国国旗損壊罪（日本国章損壊罪）の早期制定を求める意見書の提出に関する陳情	〃
37	陳2	次世代型mRNA型ワクチン（レプリコンワクチン等）の安全性確保と慎重な運用を求める意見書の提出に関する陳情	産 厚

38	44	公平委員会委員の選任について	
39		鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 眞 茅 弘 美 議員	2 番 下 竹 芳 郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員	4 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 水 野 正 子 議員	6 番 立 石 幸 徳 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員	8 番 味 園 美和子 議員
9 番 禰 占 通 男 議員	10番 平 田 るり子 議員
11番 橋 口 洋 一 議員	12番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	畠 野 照 文 書記
宮 下 和 也 書記	吉 井 真 子 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	竈 原 正 二 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	奥 山 博 史 市民生活課長
田 代 勝 義 財政課長	平 塚 孝 三 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	神 浦 正 純 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	鮫 島 眞 一 健康・こども課長
福 永 賢 一 税務課長	川 野 優 治 長寿介護課長
今給黎 仁 水道課長	山 崎 弘 人 水道課参事
西 村 祐 一 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	森 智 賀 健康・こども課参事
中 村 俊 彦 農政課参事	桑 原 英 樹 水産商工課参事
立 石 秀 和 市民生活課参事	板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
中 村 浩一朗 企画調整課参事	木之下 浩 一 教育長
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長	山 宗 功 学校教育課長
木 浦 勝 美 生涯学習課長	永 江 靖 博 農委事務局
長兼農業振興係長	
木口屋 和 彦 選管事務局長	宮 原 司 消防長
中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長	中 原 広 次 警防課長兼消防署長
平 田 寿 一 総務課参事	中 山 俊 吾 総務課行政係長
星 崎 綾 乃 総務課行政係主任	

午前9時30分 開会

○眞茅弘美議長 令和8年第2回定例会が本日招集されましたが、出席議員12人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い、会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、5番水野正子議員、8番味園美和子議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月26日までの28日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、御手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、御手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

監査委員から、令和7年12月、令和8年1月及び2月執行の例月現金出納検査結果報告書、令和7年11月及び令和8年1月に実施されました定期監査の結果、並びに令和8年2月に実施されました随時監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、令和7年第6回定例会以後の「議長会等の報告」につきましては、御手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号から第37号までの34件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 令和8年3月議会の開会に当たり、市政運営の所信と基本方針について御説明し、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

私は、さきの市長選挙において、市民の信託をいただき、枕崎市長3期目の重責を担うこととなりました。市民の皆様の負託に応えられるよう、これからの4年間、私自身が日々精進し、市役所職員の力を総動員して市政を前へ進めてまいります。

昨年10月に発足した高市政権は、本年1月に衆議院を解散し、2月8日執行の衆議院議員総選挙において、自民党が衆議院定数の3分の2以上となる316議席を獲得し、日本維新の会との連立与党として第2次高市内閣をスタートさせました。首相は「責任ある積極財政」を掲げて令和7年度補正予算での物価高対策に続き、新年度においても「強い経済」を実現するための「危機管理投資」、「成長投資」など積極的な経済財政政策を推し進めるとしています。

喫緊の課題である物価高対策については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用し、キャッシュレス決済ポイント還元による消費喚起策、福祉給食サービス運営に対する支援、資材価格高騰の影響を受ける農業者・林業者に対する支援、原油価格高騰の影響を受ける漁

業・節類製造業者に対する支援により、本市独自のきめ細かな対策を迅速に進めてきました。また、年度末から新年度にかけては、子育て世帯に対するデジタル商品券発行事業を実施するほか、今後、全市民を対象とした商品券の配布を行います。これらの施策により市民生活の安定と事業者支援に確実な効果が発揮されるよう、引き続き着実な執行に努めます。

さきの市長選挙において私は、「枕崎の未来をつくる」と申し上げ、3つの枕崎の未来像を掲げました。1つ目に「子どもが輝き、大人も輝く枕崎」子供が生き生きと暮らし、大人が子育てに生きがいを持てる枕崎をつくります。2つ目に「若者が夢と希望を叶える枕崎」これから子供を産み育てる若い世代が明るい将来設計・展望を描ける枕崎をつくります。3つ目に「高齢者が安心して暮らす枕崎」生活支援サービスの充実を図り、お年寄りが笑顔で健康に暮らせる枕崎をつくります。

この目指す3つの枕崎の姿を実現するための諸施策に取り組んでまいります。

子育て支援について、この4月から枕崎市立病院において平日の小児診療を開始します。これまで日曜日の小児診療を行っていましたが、今後は日曜診療を含む週5日の小児診療を行います。また、かねてより市民の皆様から要望のある「雨の日や夏の暑い日に、子供が安心して過ごせるスペース」の設置について、新年度中の清算結了が予定されている南薩地域地場産業振興センター1階への設置を検討します。

人口減少、少子化という本市の最も重要な課題解決に向けて、これから子供を生み育てる若い世代がこの枕崎で仕事を持ち、暮らしを成り立たせることができ、将来設計・展望を描ける地域づくりに果敢に取り組めます。その一つとして「若者就労者支援直接支払給付金事業」を開始します。これは、本市に住む40歳未満で就労1年目から5年目までの若者に直接給付を行うもので、若者の手取りを増やし、生活を支援することにより、少子化対策等に寄与するとともに、事業者の人材獲得等にも寄与することで、本市産業の供給力、競争力の強化にもつなげていきます。

高齢者の仲間づくり、生きがいづくり、健康づくりに対する活動支援に引き続き取り組むとともに、高齢者が住み慣れた地域で保健・医療・福祉サービスを楽しみ、安心して、生きがいを持って暮らせるよう、生活支援サービスの見直し、改善に継続的に取り組み、高齢者が安心して暮らせる環境をさらに充実させていきます。

そのほか、未来の枕崎の姿を描いたとき、本市の強みである産業競争力をハード・ソフト両面から高めていく必要があります。昨年の秋、東京で開催した「まくあけ、まくらざき『枕崎市プレミアムマーケット』」は、枕崎ブランドの今後の発展への大きなステップとなりました。ユネスコ無形文化遺産の「伝統的酒造り」と「和食」、この2つの無形文化遺産を支える本格焼酎、枕崎鯉節、そのほか、お茶、さつま揚げなど本市産品のブランド価値を高めていくために、このイベントを新年度はさらに発展させていくこととしています。

また、本市の産業の中心とも言える枕崎漁港の機能強化に、中長期の視点で取り組んでいきます。まず、老朽化により使用が制限されている内港荷捌き所の建替え工事が新年度から2か年計画で行われます。この内港荷捌き所が整備されることで、遠洋カツオ一本釣り船の水揚げ、青物の中型巻き網船の作業場、さらには朝市などの催事場所といった幅広い用途で活用されることが期待されます。東側の特定目的岸壁については、事業者等による利用ニーズが高まっており、今後のさらなる機能強化が求められます。漁協や県商工労働水産部漁港漁場課など関連する団体等との協議を進め、枕崎漁港の港湾的機能を、これまでの漁港としての機能に加え、高めてまいります。

昨年は、世界的な抹茶需要の高まりなどによりお茶の価格が高騰し、本市でも通期の茶生産額が過去最高の36億円余りを記録しました。今後もしばらくこの状況が続くことも予想されており、本市としても市場の動きを注視し、茶業のさらなる発展・強化を図っていきます。そのほか、畜産、花き、果樹、カンショなども同様に市場の動きや消費の傾向を注視しながら農業の発展に

努めます。

火之神地区の養豚場跡地活用について、「火之神エリアの魅力創出事業」として新年度に基本計画を策定します。この基本計画については、養豚場跡地を中心として枕崎漁港から火之神公園までのエリア全体を俯瞰した形で策定することとしています。

市内中学校の再編・統合について令和9年度に予定していた市全体の審議会を1年前倒しして新年度に開催します。学校、家庭、地域と幅広く議論を進めて具体的な方向性を示せるように努めます。また、今後、中学校だけでなく小学校、さらには市内の高校2校も含めて本市の公教育のあるべき姿を描いていきます。

本市では、新年度からスタートする第7次枕崎市総合振興計画に包含する「第3期枕崎市地方創生総合戦略」の「産業が発展する「稼ぐ力」のあるまちプロジェクト」、「若者や女性に選ばれるまちプロジェクト」、「多くの人とつながるまちプロジェクト」、「多様なひとが安心して暮らせるまちプロジェクト」の4つを総合振興計画の重点プロジェクトと位置づけ、それぞれの施策を実行することで強く豊かな枕崎市を実現していくことに力を注いでまいります。

続いて、新年度新規事業など施策の主なものについて、今議会に基本構想の策定の議案を提案いたします第7次枕崎市総合振興計画に沿って、説明いたします。

この第7次枕崎市総合振興計画につきましては、令和8年度から令和17年度までの10年間の計画期間とする本市の最上位に位置する計画であり、まちづくりの指針となるものです。

本計画においては、将来都市像を「まちの誇り 自然の恵み 未来へつなぐ 幸せ共創都市」と定め、この将来都市像を達成するため目指すべき方向性を、政策分野ごとに「活気とにぎわいのあるまち」、「子育て・学びが充実したまち」、「健康でいきいきと暮らせるまち」、「安心・安全・快適なまち」の4つの基本目標として定めております。また、共生・協働、人権尊重、ジェンダー平等、行財政運営に関する施策を「基本目標を達成するための基盤」として位置づけております。

それでは、この4つの基本目標及び基本目標を達成するための基盤に沿って、説明いたします。まず、「活気とにぎわいのあるまち」について申し上げます。

漁港整備については、枕崎漁港高度衛生管理基本計画及び枕崎地区に係る特定漁港整備計画に沿って水深6メートル岸壁の改良を行うとともに、漁港施設の機能保全として物揚場の改修を行います。また、施設の老朽化により使用が制限されていた漁協の内港荷捌き所の建替えを支援します。新年度は、実施設計及び既存施設の解体が計画され、令和9年度に新施設の工事実施が予定されています。さらに、お魚センター横緑地について、浜の活力再生事業を活用し、新たに駐車場や公衆トイレを整備します。

本市に船籍を置く遠洋カツオ一本釣り漁船の漁場となる太平洋島嶼国において設定される入漁料について、引き続き助成を行います。沿岸漁業の振興については、資源管理型漁業の推進や漁場再生力・水産多面的機能発揮対策支援事業を実施します。また、漁業の振興及び地域経済の活性化を図るため、船舶取得者に対する奨励金を拡充します。

農業については、後継者の育成・確保や認定農業者等の経営安定、事業継続の支援を行うため、農業次世代人材投資事業などの各種支援制度等の活用を図るほか、新たに認定農業者等担い手育成・事業継続対策事業に取り組みます。また、離農や経営規模縮小等により、農業用の機械や施設等の資産、営農技術等を譲りたい農家とそれを譲りたい者との継承・譲渡が行える仕組みの構築に取り組みます。

さらに、A I ・ I o T ・ ロボットなどの先端技術を活用した省力化・高効率化・高品質化・高収益化を目指す次世代農業の拡大を支援します。

令和6年度に策定した、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（目標地図）を含む地域計画の実現に向け、地域や関係機関が一体となって取り組みます。

サツマイモ基腐病については被害が減少傾向にあります。今後も油断なく栽培基本技術の周知徹底を行います。

畜産振興については、県内での野生イノシシの豚熱感染や鳥インフルエンザの発生があるため、全畜種に対し家畜伝染病の防疫のため飼養衛生管理の周知徹底に取り組みます。

地域振興推進事業を活用して施設改修を行った妙見センターについては、農産加工室や新設したクッキングスペースの利用促進を図るため、料理教室等において使用する地元産食材に対して補助を行う食育・地産地消活動支援事業と一体となった取組を進めます。

老朽化している東鹿籠地区の第一・第二排水機場の建屋及びポンプ設備や南薩畑地かんがい地区の基幹的水利施設であるポンプ設備、パイプラインなどの更新を行うことで、農業用施設の長寿命化を図り、農業経営の安定化と生産基盤の強化に取り組みます。

深刻化している農作物への鳥獣被害については、猟友会や関係機関等と連携し、一層の被害の軽減に努めるとともに、電気柵等設置の取組への支援やスマート捕獲アプリによる捕獲データの管理・分析を引き続き行います。また、箱わな購入の支援拡大のほか、新たな免許取得者の掘り起こしと捕獲従事等に係る負担の軽減のための取組を継続していきます。

森林環境譲与税については、森林現況調査のほか、火之神公園プールの日よけ用のパーゴラ施設や妙見センター内のキッズスペースのパーティション等の整備に活用し、木材に触れる機会を増やすことで木材利用促進を図ります。

農業者など住民の利便性の向上や農業関係事務の効率化、関係組織の連携強化をさらに図るため、現在、市役所北別館2階にある農業委員会事務局を農政課に隣接する水道課電算室の場所に移転します。

商工振興対策では、ユネスコ無形文化遺産や地理的表示（G I）登録などを活用し、枕崎の特産品を積極的にPRします。昨年初めて開催した東京北青山での「まくあけ、まくらざき『枕崎市プレミアムマーケット』」をさらに磨きをかけたイベントとします。具体的には、SNS等を活用した情報発信力の強化や作り手による対面での丁寧な商品説明を行うなど、本市地場産品の認知度・イメージ・商品価値の向上を図ります。あわせて、11月の「いいふしの日」と「本格焼酎の日」に絡めたイベントやPR活動、PR動画「枕JAZZ」の活用等を継続して行い、枕崎ブランドを国内及び海外において発信していきます。また、引き続き、商店等新規出店支援事業補助や商工振興資金利子補給などを実施します。

企業誘致活動については、誘致による地場産業の活性化、雇用の創出及び若者の定着を通じた産業競争力の強化と持続可能な地域経済の構築を図るため、大幅に拡充した補助金制度の周知を行います。

若者や女性の職場への定着、職場での活躍促進及び雇用の拡大を目的として、職場施設環境改善やユニフォーム整備を行うなど積極的に就労環境改善に取り組む市内事業者に対し、引き続き支援を行います。

外国人材の安定的な受入れや定着に向け、南薩地域振興局と連携して外国人向け日本語講座に取り組みます。また、商工会議所や県の地域企業振興監・地域企業支援官と連携して、事業承継のための情報収集や支援制度の広報に努めます。

本年度進めてきた旧金山小学校校舎の整備事業がまもなく完了します。同施設で公共職業訓練等を行うIT系誘致企業において新たな雇用が生まれることや、同企業と連携し、ITスキル習得の機会の充実を図ることで、多様な人材育成や雇用の創出、地域の産業競争力の向上につなげます。

観光振興については、観光需要の動向等を踏まえながら、様々なメディアやSNSを活用した情報発信、関係団体と連携した誘客事業に取り組むことで市内周遊を促進し、飲食、宿泊、特産品の販売など観光に関連した産業のさらなる活性化に努めます。

また、県立自然公園に指定されている、白沢海岸の犬の白浜へのアプローチ空間の整備を行います。自然豊かな景観をいかして、火之神公園を含めた南薩広域による周遊ルートを構築し、さらなる誘客を図ります。

火之神公園プールについては、老朽化した日よけ用のパーゴラ施設の改修や更衣室ロッカーの更新を行います。

リニューアルにより魅力の向上した枕崎お魚センターでは、本市の観光拠点として地魚やかťお節の提供をはじめとする食の充実や、本年度新たに整備したわら焼きたたき体験設備の活用による体験型観光のさらなる価値向上に取り組みます。また、引き続き国の交付金を活用した、産業と一体となった魅力あるウォーターフロントのまちづくり事業において、関係団体等と連携して本市の食文化の強みをいかした戦略的なプロモーションやSNSを活用した情報発信の強化、みなどの小さな水族館に展示する魚の充実など、観光と海業の振興を一体的に推進していきます。

令和6年度から始めた兵庫県南あわじ市との産業交流については、引き続き特産品の紹介や販売といった物産交流を両市において開催します。

火之神保有地の活用については、昨年3月末に策定した基本構想に示す当該地区の基本的方向性を踏まえ、新年度においては、火之神保有地を中心とし、その周辺エリアを俯瞰した基本計画を策定し、魅力ある拠点づくりにつなげます。

ふるさと納税については、返礼品協力事業者及び中間管理事業者との連携の下、返礼品のPR強化や募集ポータルサイトの拡充を図った結果、1月末現在で16億円を超える多くの寄附が寄せられています。新年度は、事業者との連携を一層強化し、返礼品の品質向上と返礼品のPR強化に引き続き取り組むとともに、関係・交流人口の創出や移住促進にもつなげていくため、募集サイトに産業・観光・移住等に関する情報も盛り込むなど市の情報発信を強化し、SNSの活用や自治体PRイベントなどとあわせ、ふるさと納税返礼事業を通じたPRを本市のシティプロモーションの大きな柱として推進します。

人と地域の双方が幸せを感じ、誰もが住み続けたいと思えるまちを目指して、移住者の増加や地域と多様に関わる関係人口の拡大につながる取組を進めます。住宅や医療、教育、子育て、仕事などの生活情報を移住者の視点で整理し、新年度から開始する市の公式LINEで効果的に発信します。また、本市出身者とのつながりを深めるとともに、国が推進するふるさと住民登録制度を積極的に活用し、関係人口の拡大につなげていきます。

地元高校生への就職支援事業として、地元企業の魅力パンフレットを作成し、配布するほか、市内に就職している若者を対象に交流の場を設け、次代を担う若者の郷土愛を育み、地域に根づく人材の育成に努めます。

若者の生活を支援することで人口減少・少子化対策等に寄与するとともに、人材の確保に資する施策として、新年度から若者就労者支援直接支払給付金事業に取り組みます。

次に、「子育て・学びが充実したまち」について申し上げます。

第3期枕崎市子ども・子育て支援事業計画に基づき、妊娠期から子育て期まで、それぞれのステージに合わせた切れ目のない支援を行い、若い世代が安心して子供を産み育てられる環境づくりをさらに進めます。

市民が安心して子供を産み育てられる環境を守るため、本市を含む南薩三市医療体制充実等推進協議会において、産科医療支援事業負担金を負担することで、県立薩南病院における産婦人科医を確保し、南薩医療圏内の安定的な産科医療体制の維持に努めます。

出産・子育て支援については、寄り添いながら相談に応じ、様々な必要性に即した支援につなぐ伴走型相談支援を引き続き行います。また、里帰り出産を含め、本市居住の妊婦が少しでも安心して出産を迎えることができるよう、緊急時には担当医師の指示の下、適切に医療機関に救急搬送することができる妊婦情報事前登録制度や、国により拡充された妊産婦等に対する遠方の分

娩取扱施設等への交通費等支援事業などの施策を着実に実施します。

あわせて、出産、子育てに対する不安の低減を図ることを目的として医療相談アプリの導入を図り、オンライン医療相談サービスの提供を行い、妊産婦等がいつでも気軽に相談できる環境をつくりまします。

また、経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援交付金事業やむぞかベビー誕生祝金給付事業、保育所や認定こども園を利用する乳幼児に係る保育料負担軽減、これらの乳幼児に係る紙おむつの費用に対する補助制度、保育所等熱中症対策事業を継続して実施します。

任意予防接種に対する助成制度については、新年度、1歳児と年長児を対象におたふくかぜのワクチン接種費用の助成を開始します。また、子供のインフルエンザ予防接種の助成についても、小学2年生までとしていた対象年齢を小学6年生までに拡充します。

新年度から全国的に展開されるこども誰でも通園制度については、区域内において利用できるようサービス提供体制確保のための取組を進めます。

保育現場で働く人材の確保については、県の保育士人材バンクと連携した枕崎市保育人材バンクの運用等により、必要な人材確保を支援するほか、事業者とも連携して、就業継続支援として保育士等のキャリアアップを支援する保育士等研修費用助成事業の取組を引き続き進めます。

こども家庭センターについては、母子保健部門と児童福祉部門を一体的に担う機関として、引き続き必要な人材の確保・育成や健康センターの施設改修を進め、新年度中に健康・こども課内に開設します。

児童厚生施設については、子供や子育て世帯が利用しやすい運営に努めるとともに、施設の利用状況を把握しながら、今後の在り方についての検討を行います。

令和2年度に整備した児童生徒の1人1台端末について、GIGAスクール構想第2期を踏まえ、新年度は全児童生徒の端末の更新及び教員の指導者用端末を整備し、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一層の充実を図ります。

そのために、教職員一人一人の指導力の向上を目指し、タブレット端末を効果的に活用した授業づくりを推進するとともに、研修の充実を図ります。また、小学校高学年から、デジタル・シティズンシップ教育を推進し、社会においてICT機器を適切に活用して主体的に社会参画する能力を身に付けさせます。

さらに、中学1・2年生を対象に、お薦めの本を紹介し合い、一番読みたい本を決めるビブリオバトルと、自分の思いや考えを多くの人に向けて英語で発表するスピーチ大会を新たに実施し、児童生徒の読書や英語に対する興味・関心を高めるとともに、自ら主体的に学び、自分の考えを自分の言葉で表現することのできる能力の育成を目指します。

特別支援教育については、通常の学級における特別支援教育支援員による支援、LD・ADHDの傾向のある児童生徒の通級による指導、特別支援学級における個に応じた指導の一層の充実を目指します。また、専門性を有する指導主事による研修や校内支援体制の機能化を図ることによって、教職員が児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服することができるように、適切な指導や必要な支援を行います。

不登校の児童生徒については、教育支援センターへの通級を通して学校復帰や社会的自立を促すとともに、学校との密な連携や年7回の心理カウンセラーとの面談を実施し、誰一人取り残されない教育の推進に努めます。

部活動の地域展開については、総括コーディネーターを中心に、学校と地域展開の受皿となる競技団体や文化協会等をつなぎ、本市の生徒が将来に渡って継続的にスポーツや文化芸術活動に親しむことができる環境の充実を目指します。

教育効果を上げるための教職員の働き方改革については、スクール・サポート・スタッフの全校配置や働き方改革推進事業など長時間の勤務を解消する手立てを講じ、教職員の心身の健康を

守るとともに、児童生徒と向き合う時間や教材研究、指導方法改善等に充てることのできる時間を増やします。

また、これまで4月6日に実施していた小中学校の始業式と入学式について、新年度から始業式を4月8日、入学式を4月9日と別日に実施することにより、年度初めの準備や打合せ時間、学級開き等の時間を確保し、児童生徒の特性や状況等を把握する児童生徒理解を根底に据えた学校教育の展開を目指します。

これまで年10回程度行っていた土曜授業については、その意義を再考し、年3回程度、地域と連携した教育活動などを行うこととします。これにより、児童生徒の負担軽減を図るとともに、各家庭に戻すことで、家庭や地域で過ごす時間及び多様化する教育的ニーズに対応することができる時間を増やします。

学校施設については、国の学校施設環境改善交付金を活用し、新年度は、枕崎小学校大規模改造質の整備事業として、トイレ改修工事に取り組みます。さらに、別府小学校と立神小学校のトイレ改修工事も計画し、小学校のトイレ洋式化の整備を加速させるとともに、中学校を含めた老朽化の進む施設・設備の改修等を年次的・計画的に実施し、児童生徒の安全・安心のための教育環境の整備に努めます。

本年度に市内全小中学校に設置した学校運営協議会（コミュニティスクール）事業については、地域の声を積極的に取り入れた学校運営を目指し、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働する地域学校協働活動と連動させながら、引き続き積極的な推進を図ります。

学校給食については、安全・安心で魅力ある学校給食をさらに推進するため、地元食材・産物を積極的に活用した学校給食地場産物活用事業に引き続き取り組み、質の向上を図ります。この給食の価値を高める取組を進めることで、児童生徒の健やかな成長を促すとともに、地域の自然や産業への理解を深め、地元生産者の努力や食に関する感謝の気持ちを育むことにより、地産地消の推進と食育の充実を図ります。

また、国は、子育て支援に取り組む自治体への支援として、学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化を公立の小学校を対象に実施することから、本市の小学校においても、新年度から給食無償化が始まります。なお、中学校については、これまでどおり、物価高騰等の影響による給食費の値上げ分を助成します。

生涯学習の推進については、市民の多様な学習要求に応えるとともに、市民が心の豊かさを実感しながら充実した生活を送れるよう、積極的に学習活動に取り組むことのできる環境づくりを推進します。

青少年の育成については、引き続き家庭教育への支援や豊かな体験活動の機会の充実を図ります。

社会教育施設については、安全性の確保や災害時の避難所機能の向上を図るため、計画的な整備を進めます。新年度は、市民会館のステージ床板張替工事を実施するとともに、地区公民館の耐震診断を行います。

市立図書館については、利用者の利便性の向上を図り、地域の情報拠点として、蔵書や各種資料の充実を図ります。

スポーツによるまちづくりの推進については、市営野球場など各スポーツ施設におけるスポーツ合宿を、大学・高校チームを中心に引き続き積極的に誘致し、交流の拡大による関係人口の増加と地域の活性化を図ります。あわせて、プロ・社会人・大学等のチームが参加し、市営野球場で実施される薩摩おいどんリーグについても、関係機関と連携しながら、円滑な大会運営と受入体制の充実を努め、交流人口の拡大につなげます。

市民運動会をはじめとする社会体育行事については、より多くの市民が幅広く参加できるよう、競技内容や運営方法の見直しを継続するとともに、各種スポーツ大会・教室等の開催を通じて、

世代や経験を問わずスポーツに親しめる機会の充実を図ります。

スポーツの普及・振興については、市民の健康増進や体力向上を目指し、関係団体などと連携しながら各種スポーツの普及に努めるとともに、ニュースポーツ等も取り入れ、誰もが気軽に参加できる取組を推進することで、スポーツを通じた地域の活性化を図ります。

スポーツ施設の整備については、利用者の安全確保を基本に、指定管理者と連携しながら日常点検や適切な維持管理、必要な修繕等を着実に進め、安心して利用できる環境づくりに努めます。

市営プールについては、学校授業等における利用状況を踏まえつつ、利用を縮小しながらも本年度と同様の運用を基本とし、今後の施設の在り方について検討を進めます。また、海洋センター艇庫についても今後の在り方について検討を進めます。

芸術文化のまち枕崎の魅力発信については、南溟館を拠点に展覧会事業と教育普及事業の充実を図り、市民が文化芸術に触れる機会の拡大に取り組みます。

教育普及事業については、南溟館における展示鑑賞の機会の充実に加え、アートストリート「青空美術館」の活用や学校への出前講座等を通じて、子供たちをはじめ幅広い世代が文化芸術に親しめる取組を推進します。

南溟館では、来館者の増加と交流の拡大を図るため、特別企画展として、野性爆弾くっきー！氏による「乙女展」を、7月26日から8月30日まで開催し、枕崎ならではの文化的魅力を市内外へ発信します。また、来館者の利便性向上のため、新年度も引き続き入館料等のキャッシュレス決済を運用し、利用しやすい施設運営に努めます。

南溟館の整備については、本年度、外壁及び屋根の改修工事が完了しましたが、今後も施設の安全性と快適性の確保を図るとともに、計画的な維持保全の下、適切な管理運営に取り組みます。

伝統文化については、郷土民芸保存会の高齢化による後継者不足が顕著となっていることから、学校伝統文化継承事業や文科省の補助事業を活用しながら保存・継承に取り組んでいきます。また、文化財についても、市民大学講座等を通して、普及啓発に努めます。

次に、「健康でいきいきと暮らせるまち」について申し上げます。

市民の健康寿命の延伸を、活力ある社会を維持するための最優先課題と位置づけ、市民がいつまでも自分らしく元気に暮らせるよう、生活習慣病の重症化予防につながる特定健診や各種がん検診を引き続き推進します。

令和元年度から取り組んでいる「高血圧ゼロの街 枕崎」プロジェクトについては、引き続き公共施設等への血圧計設置や減塩食品利用の普及・啓発を図りながら、鹿児島大学と連携し、若年層を対象とした高血圧予防のための出前講座の取組や、市民向けの高血圧対策に係るイベントの開催など、本プロジェクトの取組を通して、市民の健康に関する意識の醸成を図り、健康なまちづくりを目指します。

高齢者の健康を維持し、フレイルを予防するための取組として、後期高齢者医療広域連合の委託を受けて高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を行います。ポピュレーションアプローチとして、高齢者の交流の場である筋トレサロンやてげてげ広場において、健康教育や個別相談を実施するとともに、ハイリスクアプローチとして、医療機関及び健診の未受診者、高血圧症等の生活習慣病未治療者、口腔機能低下や身体的フレイルの疑いがある高齢者などを対象に訪問指導を実施するなど、市民の健康寿命のさらなる延伸を目指します。

市立病院については、本年4月から小児科を開設し、平日の診療を実施するとともに、毎週日曜日と祝日の当番医日の小児診療、加えて病児保育施設の運営も引き続き行うことにより、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努めます。また、病床機能を再編し、地域住民の求める需要に対応していきます。

病院設備について、新年度は院内照明のLED化を行い、患者の転倒予防など安全性の向上を図ります。また、医療機器等の整備や市民の健康維持に必要な医療サービスの提供を継続して行

い、地域医療に貢献してまいります。

国民健康保険税については、新年度から子ども・子育て支援金制度における支援金拠出が始まることから、新たに子ども・子育て支援納付金分として賦課徴収を行います。また、国民健康保険事業の継続的かつ安定的な運営に向けて、令和9年度に鹿児島県において二次医療圏ごとの保険税水準の統一が予定されていることや、さらには国が求めている保険税の都道府県単位での統一を視野に、令和9年度一般会計からの法定外繰入の解消を目指し、引き続き保険税率についての検討を行います。

国民健康保険における特定健診の受診率向上の取組として、特定健診を連続して受診した被保険者個人への報償制度を引き続き実施します。

障害福祉においては、第7期障害福祉計画等に基づき、障害の有無にかかわらず、全ての人が住み慣れた地域の中で自分らしく生きがいを享受できるまちづくりに向け、その環境づくりや啓発活動等の取組をさらに推進します。

新年度、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援事業者の人材育成、支援の質の向上など、中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置します。同センターの運営を市内の社会福祉法人に委託することで、地域における相談支援体制を強化します。

あわせて、緊急時の相談・受入対応、グループホームの体験利用、専門的人材の確保・養成などを担う地域生活支援拠点等を同センター内に整備し、障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

生活に困窮する世帯に対しては、家計管理が苦手な方々に対する家計改善支援事業や、雇用による就労が困難な方に対し就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行う就労準備支援事業を継続して実施します。また、生活困窮者子どもの学習支援事業では、学習や進学に関する支援に加え、自立相談支援機関との連携により、貧困の世代間連鎖の防止及び将来の自立した生活につなげます。

今後の地域福祉に関しては、新年度を最終年度とする枕崎市地域福祉計画に基づき、「思いやり 支え合い すべての人がいきいきと暮らせるまち枕崎」の実現に向け、地域を支える仕組み、支援を必要とする人とつながる仕組み、地域で支え合う仕組みの構築に取り組みます。

高齢者が自らに合った社会参画の場を確保できるよう、老人クラブ等の活動を継続して支援するとともに、シルバー人材センターが行う地域就業機会創出・拡大事業や新規事業である人材育成事業への補助を実施し、高齢者の就業機会の拡大と生きがいづくりを支援します。

近年、高齢化率が急速に上昇している現状を踏まえ、地域包括ケア、高齢者福祉及び介護保険事業を一体的に実施します。また、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスの充実と地域支援事業の円滑な実施に努めるとともに、事業者と連携を図りながら、人材の育成及び確保に向けた取組を検討します。

高齢者福祉においては、新年度を最終年度とする枕崎市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき高齢者元気度アップ関連事業や地域交流の場としてのてげてげ広場事業など介護予防活動を推進します。また、様々な背景を持つ高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るため、関係機関との連携を強化するとともに、高齢者虐待に関する市民への啓発活動に取り組みます。

認知症などにより判断能力が不十分な方や、判断能力が低下した後の生活に不安を抱える方が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、中核機関である地域包括支援センターを中心に権利擁護や財産管理などの課題に応じた成年後見制度の普及促進を図ります。加えて、アドバンス・ケア・プランニングを意識した在宅医療・介護連携推進事業や認知症総合支援事業などを引き続き実施します。

高齢者が住み慣れた地域で安全に、また安心して暮らせるよう、地域における見守り活動ネットワークのさらなる拡充に向けて、協力事業者・団体等の掘り起こしに取り組みます。

交通弱者のタクシー利用に係る運賃助成制度については継続して実施し、さらなる利用促進を図るとともに、日用生活物資の移動販売を行う事業者に対し、引き続き運営経費の一部を助成します。

次に、「安心・安全・快適なまち」について申し上げます。

市営住宅については、長寿命化計画に基づき、若葉団地の改修工事及び火之神団地の昭和40年代に建設された住宅の解体を行います。また、建築物耐震改修促進計画の見直しを行うとともに、民間木造住宅の耐震化を促進し、安全・安心な住環境の整備に取り組みます。

都市公園では、公園施設長寿命化計画に基づき、施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぐため、新年度は片平山公園の跨線橋の改修を行います。また、各公園の老朽化した遊具などを年次的に更新します。

増加している空家等の対策については、本年度に実施した空家等実態調査の結果を踏まえ、空家等対策を今後さらに推進していくため、新年度は、令和9年度の枕崎市空家等対策計画の更新に向けた準備作業を行います。また、特定空家等の対策についても、引き続き補助制度を実施し、解体撤去を推進します。

水道事業では、「安全・強靱・持続」の3つを柱とする水道ビジョンを基本とした経営戦略に基づき、施設や老朽管の更新事業を継続して実施するほか、安全で良質な水道水の供給を行い、安定的なサービスの提供を行います。また、人口減少や節水型機器の普及に伴う水需要の減少による水道料金収入の減少、物価高騰による維持管理費の上昇に伴い、さらに厳しくなる経営状況に対応するため、令和9年度の料金改定に向け、必要な取組を進めます。

公共下水道事業では、ストックマネジメント計画を基本とした経営戦略に基づき、終末処理場等の施設改築更新事業や管渠等の更新事業を実施し、安定的な排水処理に取り組みます。

下水汚泥の処分について、市内事業者が整備を進めていた下水汚泥などの有機性廃棄物を利用した肥料製造施設が、昨年8月から稼働を開始しました。稼働に伴い、当該施設への下水汚泥の供給を開始し、汚泥処分費用の削減や安定的な処分先の確保が図られています。今後は、搬出・処分割合を高めることでさらに費用の削減を図っていきます。また、施設の更新による汚泥量削減に向けた研究にも取り組みます。

水質保全の確保及び公衆衛生の向上について、下水道区域内においては、未接続の事業所や世帯の早期接続を促進する取組を行い、さらなる経営努力と下水道の啓発活動を推進します。下水道区域外においては、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を活用しながら、合併処理浄化槽の新規設置や単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への転換を積極的に推進します。

また、事業所排水の水質検査を行い、水質保全目標値に適合しない事業者に対して、事業所の適切な排水処理の指導強化に継続して取り組みます。

環境施策の柱である枕崎市環境基本計画に基づいた温室効果ガス排出削減に取り組むため、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すゼロカーボンシティの実現を含む循環型社会の形成に向け、ごみの分別についての広報紙等を通じた周知やごみ分別アプリの機能向上・活用促進、出前講座などを行い、ごみの減量化への取組やリサイクル意識の醸成など市民のさらなる環境意識の向上に取り組みます。

なんさつE C Oの杜の供用開始に伴い廃止された内鍋清掃センターの解体事業については、新年度中の完了に向け、引き続き解体工事を行います。また、市民の利便性を維持するため、粗大ごみ等の中継運搬と資源ごみの中間処理を行う内鍋リサイクルセンターの安定稼働に努めます。

自然災害に強い地域づくりを進めるため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の次期計画である第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、急傾斜地崩壊対策事業においては、県営事業による山手町など3地区や県単事業による小江平地区の土砂災害対策、砂防事業においては、県営事業による下山第一谷川など3地区や県単事業による木口屋の中洲川の溪流保全工事、

河川事業においては、総合流域防災事業による二級河川中洲川や県単河川等防災事業による金山川の改修工事を引き続き実施するほか、新たに大規模盛土造成地田布川地区の安全性把握調査に着手します。また、治山事業においては、県営治山事業による桜山本町地区及び桜山西町地区の治山整備を引き続き実施します。

大規模災害を想定し、他自治体や民間事業所との災害時応援協定の締結や、災害発生時の本市の支援及び受援体制の構築に向けた取組を進めます。また、避難所における避難者の負担や不安を軽減するため、今後とも、避難所に指定している施設の改修にあわせて防災機能の整備を図るとともに、避難所担当職員研修の充実を図ります。

また、民生委員等の協力の下、災害時の避難に支援が必要な方やそれを支える方々の理解を得ながら、個別避難計画の作成を進めます。

災害時の情報伝達については、防災行政無線からの放送内容を戸別受信機や登録制メールによって確実に伝えるとともに、スマートフォンで各避難所の避難者数や混雑状況が確認でき、道路、橋などの被災状況を外国語でも確認できる災害救援マップの活用を推進していきます。

地域防災力を高めるため、新年度は金山地区において豪雨・土砂災害を想定した市総合防災訓練を実施するほか、引き続き出前講座を通して地域での自主防災訓練等の実施及び地区防災計画の作成を推進し、自助・共助により実動する自主防災組織の育成を図ります。

学校周辺の交通安全対策の取組であるゾーン30プラスについて、引き続き立神小学校周辺の整備を進めます。

消防業務については、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備の高機能化を図るため、国が進める標準仕様書等に基づくシステムへの更新に着手するほか、耐震性貯水槽や水槽付き消防ポンプ自動車の更新整備を行います。また、高齢化の進展などを背景とする救急需要の増大に対応するため、救急救命士の養成及び救急隊員の資質向上を図るとともに、昨年10月から実施しているマイナ保険証を活用した救急業務の円滑化に資する取組、いわゆるマイナ救急の運用を引き続き継続し、救命率の向上に努めます。

地域防災力の中核を担う消防団については、小型ポンプの更新や救命ボートの整備など装備の充実・強化を図るとともに、各地域の実情に応じた組織体制の構築に取り組みます。また、若年層をはじめとする幅広い世代に対し、ホームページやポスターなどを通じて、消防団の活動内容やその魅力を発信し、人材の確保に努めます。

火災予防について、防災行政無線などを通じて火災予防に関する注意喚起を行うほか、住宅用火災警報器や感震ブレーカーの普及推進に取り組むなど、市民の防火意識の醸成に努めます。また、全国で相次ぐ林野火災については、林野火災注意報及び林野火災警報を適切に発令し、林野火災の防止に努めるほか、今月実施した林野火災の発生を想定した訓練を新年度も引き続き実施します。

少子高齢化、人口減少など社会構造の変化や自然災害リスクに対応した持続可能な地域づくりを進めることを目的として、長期的視点に立った都市の将来像を明らかにする都市計画マスタープランと、居住機能や医療・福祉・商工業、公共交通などの都市機能の誘導による包括的な計画となる立地適正化計画の策定作業を令和9年度に開始するため、新年度は、本年度に整備した都市計画基本図と統合型GISを活用し、2つの計画策定の基礎となる都市計画基礎調査を実施します。

良好な歩行者空間を確保するため、市街地の幹線道路である柳町通線と小江平通線の歩道を含む道路改良工事を実施するほか、道路交通網の安全性・信頼性を確保するため、道路ストック総点検結果に基づき、片平四号線、桜山鱸淵線ののり面を整備します。また、老朽化した市道の舗装修繕及び側溝改修工事を引き続き実施します。

橋梁では、長寿命化修繕計画に基づき、大塚橋、前田橋、大谷橋の補修工のほか、橋梁詳細

点検を計画的に実施します。

なお、県営事業では、国道270号水流跨線橋付近の線形改良工事を実施します。また、南薩縦貫道の機能強化については、県道枕崎知覧線において、ゆずり車線の整備に向けた測量設計が進められており、今後実施される用地取得などの進捗状況を踏まえ、中長期的な視点の下、着実な整備の推進を図ります。

地域の公共交通の確保・維持、利便性の向上等を図る取組を進めるとともに、現在行っている市内全域を対象とした予約型乗合タクシーの実証運行の検証を進め、本年10月からの本格運行を目指してまいります。JR指宿枕崎線については、令和6年8月に設置されたJR指宿枕崎線（指宿・枕崎間）の将来のあり方に関する検討会議の取組として、鹿児島県、沿線市、JR九州ほか関係者と一体となって、鉄道の可能性を引き出していく施策・事業を実施していきます。

次に、「基本目標を達成するための基盤」について申し上げます。

共生・協働の取組として、地域づくりを担うボランティアやNPO等への支援を行い、多様な主体が連携して地域課題の解決に取り組むことで、活力とつながりのある地域社会の形成を目指します。

地域の課題解決や住民交流に主体的に取り組む自治公民館の活動に対し補助金を交付する自治公民館活動応援補助金制度の新設及び自治公民館整備事業補助金や自治公民館運営費補助金の拡充により、地域コミュニティの核となる自治公民館の活性化を図ります。

男女共同参画の推進については、基本計画に基づき、市民への意識啓発や研修事業を継続し、誰もが性別にとらわれず能力と個性を発揮できる社会の実現に向けた施策を総合的に推進します。

デジタル技術の活用を通じて住民サービスの質を向上させるとともに、庁内業務フローの見直しによる効率化・省力化等を図るなどデジタル社会の構築に向けた取組を計画的かつ継続的に推進するため、自治体DX推進計画を策定します。

デジタル技術を活用した地域課題の解決に向けては、自治体公式LINEを活用した新たなコミュニケーション基盤を整備します。具体的には、プッシュ型通知の機能をいかし、市民が必要とする情報を的確に発信するほか、市民からの問合せにAI機能で対応する仕組みをつくるなど、市民の利便性の向上に努めます。また、防災情報のシステムと連携することにより、災害情報伝達手段の強化を図ります。

多様化する住民ニーズや新たな行政課題等に対応するため、研修計画に基づき、職員がハラスメントの被害者にも加害者にもならないようにするための研修など、職員研修を引き続き実施し、職員の資質向上を図ります。

新庁舎建設については、引き続き庁舎整備基金の充実に努めながら、平成28年度に実施した本庁舎の長寿命化工事から20年が経過する令和18年度頃の整備に向け、新年度は基本構想の策定に着手します。

本年度、建物の解体工事を行った旧千歳寮跡地については、周辺環境保全を図るため、新年度は南側の擁壁改修工事を行います。

広域行政については、観光や産業振興、地域公共交通対策、道路網の整備、医療体制の確保、防災体制の強化などの取組を関係自治体と一体となって進めます。

以上、新年度の施政に対する基本的な方針を述べましたが、これらの施策の実現については、住民福祉の向上を最優先とし、私以下全職員が一丸となり、研鑽努力を重ね、計画的かつ効率的な執行を旨とし、真に公正で市民に奉仕する姿勢をもって対処いたします。

何とぞ、議会をはじめ市民の皆様に、より一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、予算関係14件、条例8件、第7次枕崎市総合振興計画基本構想の策定について1件、枕崎市過疎地域持続的発展計画の策定について1件、土地改良事業

の計画の変更について1件、公の施設の指定管理者の指定について7件及び人事案件1件の計33件であります。

まず、議案第12号令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第9号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,853万8,000円を減額し、予算総額を167億5,790万円にしようとするものです。

繰越明許費の補正は、振り仮名の法改正に係る事業ほか12事業を追加し、令和8年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、公共施設等適正管理推進事業ほか6事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、減債基金費、地方バス路線関係補助、振り仮名の法改正に係る事業、障害者自立支援給付費、子ども・子育て支援教育保育等給付費、市立病院負担金、南薩地区衛生管理組合負担金、農地中間管理事業、産業と一体となった魅力あるウォーターフロントのまちづくり事業補助と、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業補助及び薩南海岸トリップライン整備事業の皆減などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第13号令和7年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ149万円を減額し、予算総額を31億8,385万8,000円にしようとするものです。

補正の内容は、療養諸費及び出産育児諸費の減額などです。

以上の財源として、繰入金及び県支出金の減で措置いたしました。

次に、議案第14号令和7年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ28万5,000円を減額し、予算総額を4億6,328万7,000円にしようとするものです。

補正の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の減額です。

以上の財源として、後期高齢者医療保険料の増及び繰入金の減で措置いたしました。

次に、議案第15号令和7年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ560万1,000円を減額し、予算総額を30億8,223万1,000円にしようとするものです。

補正の内容は、認定審査事務負担金、特定入所者介護サービス費などの減額と、介護予防サービス給付費、高額介護サービス費などの増額です。

以上の財源として、繰入金、県支出金、国庫支出金及び支払基金交付金の減で措置いたしました。

次に、議案第16号令和7年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、入院収益及び外来収益の減などに伴い、医業収益を6,685万7,000円減額し、一般会計負担金の増などに伴い、医業外収益を1億2,684万5,000円、病児保育一時預かり事業収益の増に伴い、附帯事業収益を62万5,000円、それぞれ追加しようとするほか、収益的支出において、過年度損益修正損の増に伴い、特別損失を98万2,000円追加しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、一般会計負担金の増などに伴い、収入を2,419万7,000円追加し、収入額が支出額に対し不足する3,870万6,000円については、過年度分損益勘定

留保資金などで補填しようとするものです。

次に、議案第17号令和7年度枕崎市水道事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、一般会計負担金の増に伴い、営業外収益を16万2,000円追加し、収益的支出において、消費税及び地方消費税の減に伴い、営業外費用を1万8,000円減額しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、負担金の増に伴い、収入を80万6,000円追加し、建設改良費の増に伴い、支出を19万3,000円追加し、収入額が支出額に対し不足する2億2,732万円については、当年度分損益勘定留保資金などで補填しようとするものです。

次に、議案第18号令和7年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、一般会計負担金の増などに伴い、営業外収益を31万5,000円追加しようとするほか、収益的支出において、減価償却費の増に伴い、営業費用を113万3,000円、支払利息及び企業債取扱諸費の増に伴い、営業外費用を85万円、それぞれ追加しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、企業債及び国県補助金の減に伴い、収入を5,215万円、建設改良費などの減に伴い、支出を4,945万7,000円それぞれ減額し、収入額が支出額に対し不足する1億6,972万4,000円については、当年度分損益勘定留保資金などで補填しようとするものです。

次に、議案第19号令和8年度枕崎市一般会計予算について申し上げます。

新年度の予算編成に当たっては、「前へ。進めよう、新しいまちづくり」として私が掲げた重点施策の推進と、「持続可能な財政運営」の確立を基本姿勢として、最大限の歳入確保に努め、事業の優先度を見極めて限られた財源を効果的・効率的に配分し、新年度からスタートする第7次総合振興計画や第3期地方創生総合戦略をはじめとした各分野における個別計画に基づく取組を、デジタルトランスフォーメーション及びグリーントランスフォーメーションの推進も念頭に置きつつ着実に進めるとともに、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な施設等の維持管理に努めていくこととしました。

その結果、新年度の予算総額は、152億7,000万円となり、前年度当初予算額と比較して、4億4,200万円の増、率にして3.0%の増となっています。

歳出予算を性質別に申し上げますと、義務的経費は、人件費、扶助費、公債費が増となったことから、対前年度比2.3%増の66億8,763万1,000円となっています。

投資的経費は、普通建設事業費の補助事業費において、市営住宅建設事業、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の皆減などにより大きく減となったことから、対前年度比28.4%減の13億9,993万4,000円となっています。

その他の経費は、対前年度比13.4%増の71億8,243万5,000円となっていますが、これは高機能指令システム更新事業、ふるさと納税返礼事業、若者就労者支援直接支払給付金事業などで物件費や補助費等が増となったことに加え、ふるさと応援基金費、庁舎整備基金費などの積立金が増となったことによるものです。

次に、歳入予算の主なものについて申し上げますと、まず、市税は、給与収入等の増加や企業収益の動向等を踏まえ、対前年度比2.2%増の21億7,033万3,000円を計上しています。

地方消費税交付金は、対前年度比11.6%増の5億7,940万円を計上しています。

地方交付税は、国の地方財政対策などを踏まえ、対前年度比2.5%増の41億円を計上しています。

国庫支出金は、市営住宅建設事業の皆減や自治体情報システムの標準化・共通化などの減により、対前年度比14.0%減の18億6,860万5,000円を計上しています。

県支出金は、食品産業の輸出向けH A C C P等対応施設整備事業、種子島周辺漁業対策事業などの皆減により、対前年度比11.3%減の9億8,183万6,000円を計上しています。

寄附金は、ふるさと応援寄附金について、前年度より2億円増の18億円としたことなどにより、対前年度比12.2%増の18億4,601万6,000円を計上しています。

繰入金は、財政調整基金などの取崩し額が増加したことにより、対前年度比22.0%増の17億5,733万円を計上しています。

市債は、高機能指令システム更新事業に係る借入などにより、対前年度比11.3%増の12億9,090万円を計上しています。

その他の歳入につきましても、それぞれ見込み得る額を計上しています。

当初予算の主な施策の内容等につきましては、当初予算のあらましに掲載してありますので、説明を省略させていただきます。

次に、議案第20号令和8年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は、28億9,459万1,000円で、前年度当初予算に対し、8.3%の減となります。歳出の主なものは、総務費、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費、公債費などであります。

以上の財源として、国民健康保険税、県支出金、繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第21号令和8年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は、5億4,326万2,000円で、前年度当初予算に対し、18.3%の増となります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などあります。

以上の財源として、後期高齢者医療保険料、繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第22号令和8年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は、28億2,646万7,000円で、前年度当初予算に対し、1.3%の減となります。歳出の主なものは、総務費、保険給付費、地域支援事業費などあります。

以上の財源として、支払基金交付金、国庫支出金、保険料、繰入金、県支出金などで措置いたしました。

次に、議案第23号令和8年度枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、病床数55床、年間患者数を入院で1万6,425人、外来で1万3,312人、1日平均患者数を入院で45人、外来で52人と決めました。

収益的収入及び支出では、収入額を6億9,182万4,000円、支出額を9億0,028万9,000円とし、差引き2億0,846万5,000円の当年度純損失を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額を2,400万円、支出額を7,591万5,000円とし、差引き5,191万5,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金などで補填しようとするものです。

次に、議案第24号令和8年度枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、給水戸数を9,700戸、年間総給水量を239万7,000立方メートル、1日平均給水量を6,567立方メートルと決めました。

主な事業として、老朽管等更新事業及び施設更新事業を予定しています。

収益的収入及び支出では、収入額を4億1,840万2,000円、支出額を4億0,617万5,000円とし、税抜き後で66万1,000円の当年度純利益を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額を3,637万円、支出額を2億5,587万円とし、差引き2億1,950万円の不足額は、当年度分損益勘定留保資金などで補填しようとするものです。

次に、議案第25号令和8年度枕崎市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、排水戸数を5,870戸、年間総処理水量を148万5,000立方メートル、1日平均処理水量を4,070立方メートルと決めました。

主な事業として、管路建設改良事業、ポンプ場建設改良事業及び処理場建設改良事業を予定しています。

収益的収入及び支出では、収入額を8億0,284万1,000円、支出額を7億4,291万7,000円とし、税抜き後で3,291万7,000円の当年度純利益を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額を6億5,582万8,000円、支出額を8億5,267万円とし、差引き1億9,684万2,000円の不足額については、当年度分損益勘定留保資金などで補填しようとするものです。

次に、議案第26号枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、これに準じ、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第27号枕崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般廃棄物処分業の許可及び許可の更新並びに一般廃棄物処理業の範囲の変更の許可に係る手数料を設けるため、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第28号枕崎市漁業振興奨励金条例の制定につきましては、船舶取得者に対する奨励金を拡充するとともに、設備の取得等に係る固定資産税の課税免除及び不均一課税の規定を現状の運用に即した形に整理するため、本条例を定めようとするものです。

次の、議案第29号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、これに準じ、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び加算額の改定並びに配偶者に係る補償基礎額の加算の廃止をしようとするものです。

次の、議案第30号枕崎市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、引用する条項にずれが生じたため、条文の整理をしようとするものです。

次の、議案第31号枕崎市給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害その他非常の場合において、他の市町村長又は他の市町村長から指定を受けた給水装置工事事業者が本市での給水装置工事を実施できるよう、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第32号枕崎市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、水道法施行令等の一部改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しがなされたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第33号枕崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害その他非常の場合において、他の市町村長又は他の市町村長から指定を受けた排水設備工事事業者が本市での排水設備工事を実施できるようにするほか、所要の改正をしようとするものです。

次に、議案第34号第7次枕崎市総合振興計画基本構想の策定について申し上げます。

これは、令和8年度から令和17年度までの10年間を期間とする第7次枕崎市総合振興計画基本構想を策定することについて、枕崎市総合振興計画策定条例第4条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次の、議案第35号枕崎市過疎地域持続的発展計画の策定につきましては、同計画を策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次の、議案第36号土地改良事業の計画の変更につきましては、団体営土地改良事業計画書（基幹水利施設管理事業 西部第1地区、西部第2地区）の事業内容に変更が生じたため、当該計画を変更することについて、土地改良法第96条の3第1項の規定に基づき、議会の議決を求

めるものです。

次の、議案第37号から議案第43号までの7件につきましては、枕崎市福祉会館、上釜会館、枕崎市クリーン堆肥センター、枕崎駅前観光案内所、火之神会館、サン・フレッシュ枕崎及び枕崎市立図書館の指定管理者をそれぞれ指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○眞茅弘美議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時5分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○6番立石幸徳議員 私は数多くの議案が提案されましたけれども、議案第34号についてですね、質疑をいたします。第7次枕崎市総合振興計画の基本構想策定についてでございます。

これは昨年の市議会におきまして制定されました枕崎市総合振興計画策定条例第4条規定に基づきまして、提案がされているわけですが、この第7次総合振興計画は、これまでの経緯の中でも説明がございましたけど、第3次の地方創生戦略と同時策定をするという取組がなされて、私どものほうにも振興計画基本構想基本計画、そして地方創生の第3次戦略が、一緒に資料として配付されてきております。

私はこのことは、地方創生の第3次戦略を1年ずらして振興計画と地方創生戦略を計画期間を一緒にするという事は非常に効果的で評価できることではないかと思えます。

当然この2つの計画の審議会メンバーも、一緒に計画策定の審議をされていますので、非常に効果があったんじゃないかと考えるんですが、そこで基本構想の下にこの地方創生戦略が成果、目標ということで、しっかりとした目標設定になっているのか。このことを私ども市民は検証しなければならないと思うんです。

そこで、たくさん目標設定がございますけれども、これ後もって特別委員会が持たれるようになっていきますので、主な部分について、幾つか本会議でお尋ねをさせていただきます。

1点目が、これまでになかったといいましょうか、これまでの振興計画で触れていなかったこの市民の幸福度、幸せの度合い、これは生活満足度、これが昨年7月から8月にかけてアンケートの調査をして、891名の回答があって、市民が現在幸せに感じているという人が64.5%ですね。住んでいる地域の暮らしに満足している45.1%。この根拠も教えてほしいんですが、もう時間を要しますので、これは委員会で資料を求めていきたいと思いますが、今度のこの振興計画では現在のこの幸福度、生活満足度を10年後にはこれを上回る、それが成果目標なんだと出ているんですね。そうしますと、これは10年後にもう一回幸福度、生活満足度を同様の形で調査をされるのか、この点を確認をさせてください。

それから2つ目に、地方創生の総合戦略重点プロジェクトというのが4つほどございまして、その一つが、若者や女性に選ばれるまち、このプロジェクトがあるんですよ。プロジェクトの中の目標に婚姻件数、結婚をする件数が令和6年度27件、6年度ですよ、これを5年後の令和12年度には170件にするという目標設定なんですね。一昨年27件あったのが、5年後には170件になる。それから出生数、令和6年度、本市は58人出生をしています、令和12年度には104人に目標を設定すると。

私はこの目標ですから、そういう目標に本当に本市が達成できれば、大喜びするぐらいの目標なんですよけれども、ちょっと現実離れといいましょうか、信じがたい目標設定なんで、この目標設定をするときですよ、どのような検討がなされて、成果目標を設定してきたのか、この点につ

いて2点お尋ねをします。

○山神修一企画調整課主幹兼企画調整係長 第7次総合振興計画の策定におきましては、市民を主役とした市民の幸せを実現するための計画とすることを策定方針の一つとしております。

本計画を推進することで、市民の幸福感、ウェルビーイングの状態、つまり市民が心身ともに満たされ、社会的にも良好な状態を高めていくことを計画の全体の目標としており、幸福度64.5%を上回る、生活満足度45.1%を上回ることを目標としております。

この目標につきまして、10年後にアンケートを行うのかという御質疑でございますが、施策につきまして、その効果を図るために、10年後だけではなく適宜アンケートを行っていきたいと考えております。

○中村浩一朗企画調整課参事 議員がお尋ねされました今回の地方創生総合戦略の若者や女性に選ばれるまちプロジェクトの目標につきましてお答えいたします。

まず婚姻件数の件につきまして、お尋ねがございましたけれども、過去3年間の実績としまして、令和4年が40件、令和5年が36件、令和6年が27件となっております、年によってばらつきがあるものの、この3年間の平均を維持していくことを想定しまして、これを5か年続けていくことで達成するよう設定をした数字が5年間における170件ということで目標を設定しているところでございます。

続きまして、出生数についてお尋ねですけれども、今回設定します新たな人口ビジョンにおきましては、本市人口が1万人のラインを下回る時期を2060年度以降とすることを目標としております。この人口シミュレーションをベースにして104人という目標値を算出しているところでございます。

このシミュレーションにおきましては、令和12年度の0歳から4歳までの人口は518人、これを5で割り算出する人口が103.6人となり、令和12年度の出生数の目標値を104人としていたしているところでございます。

この令和12年度の104人の目標につきましては、近年の出生数の減少を正面から受け止めた上で、目標として設定しているところでございます。

総合振興計画の重点プロジェクトであります新たな地方創生総合戦略における施策に着実に取り組み、総合振興計画の基本目標であります活気とにぎわいのあるまち、子育て、学びが充実したまち、健康で生き生きと暮らせるまち、安心安全、快適なまちの実現を目指してまいります。その中で、このまちに暮らす全ての人々の幸福を生み出していくことから導かれていく数字として、この高い目標を掲げ、少子化の厳しい状況に抗いながらも、このビジョンの達成を目指して取り組むことを進めていくとしております。

なお、人口ビジョンにつきましては、本市の現状と課題、また人口推計シミュレーションを踏まえ、本市が今後目指すべき将来人口を設定したものであります。

新たな人口ビジョンにつきましては、来週予定されております総務文教委員会までに配付できるよう準備を進めることとしております。

○6番立石幸徳議員 幸福度、それから生活満足度、これはこの資料によりますと、24のカテゴリーをいろいろ調査して、年代別に調査が出ておりますね。これ、本会議で論議するというより、後日の特別委員会でまた精査させていただきます。

それで、もう一点の若者や女性に選ばれるまちプロジェクトですね。まず婚姻件数については、1年の婚姻件数平均30件を5か年分と150件、それよりもまだ20件多いんですね。

目標ですからね、多めに出すということで別に反対でもないんですけども、出生数のほうも、令和6年が58人ですね、本市は。昨年、令和7年の出生数は確認しているんですか。

私のほうでも申し上げますけれども、令和7年は50人ですよ、6年からまた8人減っているんです。

そして、今朝ほどのね、南日本新聞の1面トップの出生数の全国報道が出ましたよ。10年連続、日本全国出生数減少ですよ。昨年7年が50人の本市の出生数、これは令和の時代に入って、コロナ時代というのがあって、なかなか出生数が落ち込んで、令和の初めから昨年まで、おおよそ半減しているわけです。半減がコロナが終わっても元に戻らない。今度は、そういう状況の中で50人の2倍ですよ、目標設定をされているんですね。

そういうことで、最初係長のほうから、幸福と満足度についても、10年後と言わず、逐一その都度その都度調査をするということですからね。ぜひそういう取組をしていただきたいと思うんです。

ただこれまで枕崎市が、私の記憶ではいろんな目標設定をされて、ほとんどが目標を達成しておりません。もう何がどれがということは申し上げませんが、そのとき、なぜこれは実現しなかったんだと、私、幾度も聞いたと思いますが、その都度、行政の答弁は、全部一律なんです。こういった目標を立てないと、まだ落ち込んでいたでしょうと。まだ悪くなっていたでしょうと、そういう答弁なんです。今回もそういった答弁になりかねない。

そこでこの質疑をしますけれども、私は総合計画については昨年一般質問もさせてもらいまして、その総合計画の策定でマニフェストの全国大賞をいただいた島根県松江市の条例を紹介いたしました。

松江市の条例では、この総合計画をですね、本市条例も市長が計画を策定したとき、あるいは変更したときは公表するようになっている。これは本市条例も全く一緒です。松江市が違うのは、この総合計画の実施の状況ですよ。進捗状況も公表するとなっています。

そこで、地方創生の戦略と兼ねてやっていますから、当然地方創生の部分は、これは交付金の関係で公表するようになっていくわけですが、その公表のやり方ですね。ただホームページに載せてありますで終わる話じゃないと思うんですが、その公表の在り方については何か今現在こうなっていると、出生数もですよ。増やそうとしているのに1年たって減っているわけでしょう。公表の仕方をどういうふうにかお尋ねいたします。

○山神修一企画調整課主幹兼企画調整係長 市民アンケートにつきましては、当然にその結果を市民に広くお知らせする必要があると考えております。ホームページでの公表というのはもちろんのことでございますが、広報紙をはじめとする様々な媒体で、広く周知ができるように努めたいと考えております。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○10番平田るり子議員 私からは議案第19号令和8年度一般会計予算のうち、保健衛生総務費の負担金補助及び交付金に計上されている市立病院分1億5,000万円についてお伺いいたします。

市民が医療が等しく受けられるのかどうかという心配から、この質疑をさせていただきます。まずはこの5,000万円増額した理由についてお伺いいたします。

○西村祐一市立病院事務長 今回当初予算におきまして、市立病院への負担金が昨年度と比較して5,000万円の増額となった理由につきましては、当初予算のあらましの10ページを見ていただければ分かると思うんですけれども、令和7年度は1億円計上しておりまして、これにつきましては、賞与が支払われる6月と12月に5,000万円ずつ一般会計から繰入れを行っているところです。

今回の3月定例会で御審議いただきます市立病院事業会計補正予算（第3号）においては、7年度末の資金残高が3億1,000万円となる予定になっております。

そのうち、3億0,100万円のうち、定期預金が2億3,100万円ですので、普通預金につきましては、差引き7,000万円となります。

賞与が支払われる6月と12月は、令和7年度の実績で給与費だけで約7,500万円の支出となっておりますので、普通預金が不足することが見込まれたことから、令和8年度当初予算につきま

しては、7年度より5,000万円増の1億5,000万円としているところでございます。

○10番平田るり子議員 本市では、市民病院の閉院が相次ぐ中、民間医療機関との連携を一層強化しながら、市民が等しく医療を受けられる環境を守るため、市立病院の在り方をしっかりと考えていく必要があります。一方で、病院経営の困難さも大きな課題となっているところです。

この点を踏まえて以下について質疑させていただきます。

施政方針において、市立病院の病床機能を再編し、地域住民の求める需要に適応していくとの記述がありました。病床機能は、高度急性期、そして急性期、回復期、慢性期に区分されますが、どの機能をどのように見直し、どのような病床構成への再編を考えているのか。また、この病床再編によって地域医療体制の効果及び経営面で見込める効果について、併せてお聞きいたします。

○西村祐一市立病院事務長 現在の枕崎市立病院の病床につきましては、回復期病床が26床、慢性期病床が29床の合計55床となっております。

今回の再編につきましては、回復期病床を11床減の15床、慢性期病床を11床増の40床の合計は55床ということになります。そういった形に見直すものです。

地域医療体制への効果につきましては、南薩保健医療圏は、令和6年度病床機能報告において、回復期は県が定めた必要量774床に対しまして、821床と47床多く、慢性期につきましては、必要量649床に対しまして、624床と25床少ないため、県の医療構想に沿った病床機能再編となっております。南薩保健医療圏の医療体制確立へ寄与するものと考えております。

経営面の効果につきましては、令和7年12月末時点での病床利用率及び1人1日当たり収益で試算しましたところ、病床再編前より約3,000万円程度の増収が見込まれるということにしております。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○9番禰占通男議員 私はこの議案第39号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の改正について。新旧対照表にもありますように、この補償基礎額及び加算額ですよ。これは別表で見ると、階級と勤務年数で表示されているんですけど、これはうちは今条例で決めようとする、これは全国一律の金額なのか。また、それに対して日本全国あっちこっちあると思いますけど、政令に定められた部分に上乗せ、多分財政がある程度豊かなところだと思いますけど、本市独自の上乗せが可能なのか。もしできなければ、その理由は何かということをお伺いいたします。

○中原勝一消防総務課長 今の全国一律なのかという質疑につきましては、政令の一部改正に伴いそれに準じて改正していますので、全国統一となっているところです。それに上乗せしてできるかということですが、そこについては今のところ準じて改正をしておりますので、できないものと考えております。

○9番禰占通男議員 今上乗せはできないということですが、うちにはこれについて上乗せっていう条例部分はないと思います。できないのは本市の取組だけであって、私は可能だと思います。この政令っていうのは、上限を決めているんじゃないかと、下のほう、下限を決めているわけですよ。これ以上下回ったらいけないですよって言ったら、上乗せはずっとどこでもいいわけでしょう。

何でかというとは私は、消防団員はボランティアですよ。地方公務員に準ずるっていう、何かそういう言葉があるみたいですけど。ボランティアでしている部分だったら、本署の吏員ですよ、吏員はもう職員ですから、公務員法が適用されて、十分な補償が受けられますけど、消防団員はそうではないと思いますよ。

なんでかって言いますと、この前ありました大阪ミナミの火災、殉職した消防署員は、消防司令55歳、消防士が22歳と報じられております。そしてまた、消防署員、吏員であったと。

消防団員の公務災害補償は、先ほど担当からも言いましたが、消防組織法に基づいているとは思いますが、現在の制度と考えると、この危険度、一番の災害や火災現場に駆けつけて活動す

ると思いますよ。今は車が配属されて、ある程度便利になりました。昔は地域で働いている団員が先に駆けつけて、後から消防署員が駆けつけるというのがパターンだったんですけど、今、消防署員も出動も早く到着しているって、それは聞いております。

であれば、私は危険度ではなく、職責で基準が今のこの政令は制定されていると思います。決まっていると。だったら、私は消防団員が一番上にくると思いますよ。

人命がかかっている以上は、対照表によっても団長、副団長が勤続年数でも一番上の基礎額をもらうということになっていきますけど、私はこれ一律は理想だと思いますけどね。実質的平等ということですね。これについての消防署の担当は、いろいろありますけど考えというのはどうなんでしょうかね。

○宮原司消防長 令和7年2月の大船渡市をはじめとする林野火災等でも、消防団は地域住民の命や財産を守るため、被害状況の情報収集、住民への避難呼びかけ、懸命にそのような活動をしていただいております。なので、消防団員は皆さん同じように協力をいただいているところでございます。

損害補償の額につきましては、職責に応じた階級で定められておりますけれども、全国的に同じと考えておりますが、本市独自でそのようなことができるのかにつきましては、ほかでもそういうことがあるのかどうかを研究をしていきたいと考えております。

○9番禰占通男議員 本当に、ぜひ全国をちょっと調査して、できるものならしてもらいたい。本市が鹿児島県、全国でも先を走っているよと、先んじている、私はそれをお願いしておきます。

今出ましたように東日本大震災も15年、この消防団員がこの水門の開閉作業中に殉職した数というのを総務省の消防庁が発表しております。253名です。253名ということは、枕崎の消防団員全員とほとんど変わらないんじゃないですか。250名ぐらいおったと思いますけど、253名が殉職しているんですよ。

宮城県、福島県、岩手県で、人数的には違いますが、今、市長からも施政方針が説明されました。その中においても、消防団員について、装備を充実し、魅力を発信し、人材確保に努めますと、これはいいことですよ。

今もう団員の募集もなかなか若い人は引き受けてくれません。私は今ここに提起されている条例改正、この補償こそが私は一番の重要な点だと思いますよ。

先ほど担当からもありましたように、ぜひ、本市独自の給料表じゃなくて基礎額表も作っていないんじゃないですか。団長、副団長で1万3,000円ですよ。これが1日仕事を休んだら今この金額では足りないと思います。今、大体もう入札価格っていうのは大体が2万円ぐらいに上がっていますよ。もう旧態依然とした私は金額だと思います。

それと、公共工事等の経費の価格転嫁というのをこの前から言われております。私はそれに近づけるべきだと思います。どうでしょうか。できる範囲で、うちの財政が傾かない程度でいいと思いますけど、どうなんですか。

○眞茅弘美議長 禰占議員、質疑をお願いします。議案からちょっと外れておりますので……（「私はこの別表の金額が低いんじゃないかって今言っているんです。改正するんだから条例をいつするの。条例改正で基礎額はいつ改正するの。ここしかできないんじゃないですか。それとも別な条例を作るの」と言う者あり）。

今の部分に対して答えられますかね。

○宮原司消防長 今回の改正につきましては、4月1日から施行する予定で改正をするように計画をさせていただきます。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設

置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、ただいま上程中の日程第26号については、議長を除く全議員で構成する基本構想特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案及び日程第26号を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第38号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第44号について、提案理由の説明を申し上げます。

公平委員会委員の選任につきましては、公平委員会委員上野稔氏は、令和8年3月16日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○眞茅弘美議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数制限をしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。――討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第38号公平委員会委員の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○眞茅弘美議長 ただいまの表決権を有する議員数は、11人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○眞茅弘美議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。――配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○眞茅弘美議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○眞茅弘美議長 投票漏れはありますか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○眞茅弘美議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、2番下竹芳郎議員、3番辻本貴志議員、4番上迫正幸議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○眞茅弘美議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成10票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第44号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第39号鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員6人について2人の欠員が生じているため、広域連合規約第8条第2項の規定により、市議会議員区分から2人の議員を選出するものです。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人が決定されますので、会議規則第30条の規定に基づく選挙結果の報告にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数のみを報告することにいたします。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○眞茅弘美議長 ただいまの出席議員数は、12人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

まず、候補者名簿を配付いたします。

[書記候補者名簿配付]

○眞茅弘美議長 候補者名簿の配付漏れはありますか。——配付漏れなしと認めます。

次に、投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○眞茅弘美議長 投票用紙の配付漏れはありますか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○眞茅弘美議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

- 真茅弘美議長 投票漏れはありますか。——投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

- 真茅弘美議長 これから開票を行います。
会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、5番水野正子議員、6番立石幸徳議員、7番豊留榮子議員を指名いたします。
ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

- 真茅弘美議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数12票。
これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち、有効投票12票、無効投票0票。
有効投票中、松元正明氏7票、重久昌樹氏3票、畑中香子氏2票。
以上のお通りであります。
以上で、本日の日程は終了いたしました。
本日は、これをもって散会いたします。

午後0時 散会

本 会 議 第 2 日

(令和8年3月2日)

令和8年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第2号）

令和8年3月2日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	立石 幸徳 議員（34ページ～42ページ）
		水野 正子 議員（42ページ～50ページ）
		平田 るり子 議員（50ページ～61ページ）
		上迫 正幸 議員（61ページ～70ページ）
		味園 美和子 議員（70ページ～74ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 眞 茅 弘 美 議員	2 番 下 竹 芳 郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員	4 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 水 野 正 子 議員	6 番 立 石 幸 徳 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員	8 番 味 園 美和子 議員
9 番 禰 占 通 男 議員	10番 平 田 るり子 議員
11番 橋 口 洋 一 議員	12番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	畠 野 照 文 書記
宮 下 和 也 書記	吉 井 真 子 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	竈 原 正 二 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	奥 山 博 史 市民生活課長
田 代 勝 義 財政課長	平 塚 孝 三 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	神 浦 正 純 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	鮫 島 眞 一 健康・こども課長
福 永 賢 一 税務課長	川 野 優 治 長寿介護課長
今給黎 仁 水道課長	山 崎 弘 人 水道課参事
西 村 祐 一 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	森 智 賀 健康・こども課参事
中 村 俊 彦 農政課参事	桑 原 英 樹 水産商工課参事
立 石 秀 和 市民生活課参事	板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
中 村 浩一朗 企画調整課参事	木之下 浩 一 教育長
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長	山 宗 功 学校教育課長
木 浦 勝 美 生涯学習課長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木口屋 和 彦 選管事務局長	宮 原 司 消防長
中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長	中 原 広 次 警防課長兼消防署長
平 田 寿 一 総務課参事	中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○眞茅弘美議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1番立石幸徳議員、2番水野正子議員、3番平田るり子議員、4番上迫正幸議員、5番味園美和子議員、6番橋口洋一議員、7番禰占通男議員の順に行います。

まず、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○6番立石幸徳議員 通告に従い一般質問をいたします。

本年1月、枕崎市長選挙が執行され、前田市政の3期目がスタートいたしました。

広報まくらざき2月号において、枕崎の未来をつくる12の取組が掲載されております。

1番目が、産業競争力のさらなる強化となっております。

本市の最重要課題ですので、本市地場産業振興に関わる項目について、一般質問をしてみたいと思います。

昨年12月の市議会定例会におきまして、前田市長より、行政報告として、令和9年度の全国漁港漁場大会は、鹿児島県での開催と決定したと報告がなされました。

私はこの漁港漁場大会の全国大会誘致については、既に令和3年12月の枕崎市議会一般質問におきまして、鹿児島県での開催、そして枕崎市がメイン会場として取り組む形で要望をいたしておりました。

ただ単に要望で終わるのではなく、自分自身、県当局にも数回足を運びましたので、鹿児島県での全国大会は、過去、昭和36年に開催したのみで、その後六十数年間、大会を実施されていないのは、おかしいのではないかと強くお願いをいたしておりました。

令和9年度鹿児島県大会開催決定を心から喜んでおります。

そこで、本大会に向けて、水産のまち、特定第3種漁港を備えている枕崎市としてどのように取り組まれていくのか。

漁港漁場大会の意義、目的、そして、今後の大会までの日程や、大会成功への決意を最初にお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 まず、私のほうからですね、大会の意義、必要性、このあたりを少しお話ししたいと思います。

全国漁港漁場大会は、漁港・漁場・漁村の総合的整備を図るため、全国の漁港漁場関係者が一堂に会し、漁業現場の声、漁業地域のニーズを提言として取りまとめる場として、毎年開催されております。

大会の提言を受けてその後、全国漁港漁場協会として、農林水産省や財務省、国会議員などに必要な予算の確保、施策の拡充などを求めるための要望活動を行っております。

山口県下関市で昨年10月に開催された令和7年度大会では、約1,300人が集結し、付議議案として、「令和8年度漁港・漁場・漁村・海岸整備予算の確保に関する件」が提案され、一つ、海洋環境の変化に対応した基盤整備、藻場干潟対策、一つ、漁港の生産・流通機能の強化、養殖拠点整備、一つ、漁港・漁村・海岸の強靱化対策、長寿命化対策、一つ、全国展開を加速するための海業振興策の充実というこの4つの項目に整理され、提言として採択されました。

これらの提言、要請活動を継続していくことが、漁港や漁場の整備を長期的な視野で進めていくことにつながることから、全国漁港漁場大会は、本市にとっても大変重要な大会であると考えております。

この大会が令和9年度に本県で開催することとなりましたが、本県においても、漁港・漁場・

漁村は、漁業生産の基盤であるとともに、水産物の流通拠点として重要な役割を果たしており、鹿児島県には県管理漁港が45、市町村管理漁港が94と、全国でも5番目の漁港数を数え、中でも枕崎漁港は、今議員からもございましたが、水産業の振興上、特に重要な漁港として政令で特定第3種漁港に指定されており、全国で13漁港しか指定されていない極めて重要な漁港となっております。

引き続き、漁業生産の基盤として、漁港漁場を継続的に整備するためには、国の支援は不可欠であり、本県、枕崎市としても、全国の地方自治体と一緒にあって要望活動をする必要があること、加えて、全国の方に本県の水産物や水産加工品をPRする場、認知度を高める場ともなることから、全国漁港漁場大会を本県で開催することは大変意義深いことであると認識しております。

○鮫島寿文水産商工課長 私のほうからは、令和9年度第76回全国漁港漁場大会の開催地が鹿児島県に決まった経緯につきまして申し上げます。

令和6年度第2回の県漁港漁場協会理事会におきまして、全国大会の鹿児島県開催について説明をし、理事の皆様はその方向性として了承を得て、その後、県協会の会員総意、理解を得るため、翌年の令和7年6月の県協会総会におきまして、全国大会を鹿児島で開催することについて、県協会として、全国漁港漁場協会に要請することを諮り、承認を得たと、県協会の事務局から伺っております。

令和7年6月の県協会の総会での決議に基づきまして、令和7年9月に全国漁港漁場協会に要請をし、令和7年10月15日に開催されました全国漁港漁場協会の理事会及び総会で承認されまして、第76回全国漁港漁場大会の鹿児島県開催が決定したと伺っております。

○6番石幸徳議員 大会の意義については、市長のほうで詳しく説明をいただきましたが、いざれにしても、この漁港整備あるいは漁場の整備、こういったものには極めて長い期間、それから多額の投資がかかるわけですね。ですから、常に継続的にいろんな要望を国に働きかける、このことが重要になっているわけでありまして。

そこで、下関での提言も紹介されましたけれども、鹿児島県で大会をする場合も、また、時代に合った、時宜に合った提言がなされて、今後の日本の水産業、そして我が市の水産業が発展していくことは間違いないと思います。

今、日本全国には2,785の漁港がございます。これは漁港ですね。鹿児島県は先ほど市長が県管理、市町村管理と言われましたけど、合わせて139の漁港があるんですね。

鹿児島県は、この海岸線、海岸の距離は、日本の中では北海道と長崎に次いで鹿児島県は長い海岸線を持っているわけです。鹿児島県の海岸線の距離はですよ、海岸統計の資料によると、2,643キロメートルあるんです。

そういう非常に海、漁港漁場も大切にしなければならない鹿児島県、そしてその中でも、我が枕崎漁港は、特定第3種漁港、日本に13しかない。この南九州では我が枕崎市だけです。

ただ、枕崎漁港は単に特3漁港というだけじゃなくて、実績の中でも、一番最新の新しい水揚げ高、水揚げ金額、これを見ましても、水揚げ高は2025年、昨年、7万7,658トン、全国第7位の水揚げ高なんですね。一昨年の第8位からもう一つランクを上げて7番目です。そして、水揚げ金額も、2025年、177億3,000万円、これは一昨年は、ベストテンをちょっと外れて11位でしたけど、昨年は、見事にベストテン入り、第9位の水揚げ金額ですよ。

何を申し上げたいかという、私は全国大会を開催するに、全然見劣りもしない、まさに立派な実績を持ち、そして施設としても、全国の水産の皆さんにいろいろと紹介して、見劣りなんか全然いたしません。

そういう我が枕崎漁港で、12月議会では市長は、大会セレモニーは鹿児島市と、いろんな施設の規模があるけど、枕崎漁港には視察という形で大会参加者が来るようになっていると。

この大会のときの枕崎への視察、見学に来る予定者はどの程度を見込んでいるのかですね。

それから歓迎行事としてはどういったことが、今の時期ですので、まだいろいろと計画決定ということではないでしょうけれども、どういったことを考えているのかお尋ねをいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 まず1つ目の、視察者をどれくらい見込んでいるかということですが、あともう一つ、どういった内容でということのお聞きだと思います。

それにつきましては、先ほど質問者からもありました、本大会は、鹿児島市で開催をされまして、枕崎漁港のほうは視察地の一つとなっております。予定でございます。

県の漁港漁場協会事務局や、本県開催に向けて設置が予定されております実行委員会の中で、今後開催に向けた準備調整や大会内容の諸項目、内容等が協議されていくものと考えておりますので、現段階で、どれぐらいの方がこちらのほうに視察者として来られるとか、また、どういった受入れ体制で全国の皆様を受け入れるかということにつきましては、今後、他の港も視察になっておりますので、調整が図られるものと考えております。

○6番立石幸徳議員 今、課長の答弁の中にございました、大会に向けての実行委員会、これ私も県当局のほうから、7年度3月末までに、この実行委員会を立ち上げる。あと1か月もないですよ。そして、枕崎市のほうからも実行委員を出していただくということで、県当局の答弁もいただいております。

私はぜひ、先ほどから言うように、鹿児島県内でも、あるいはこの南九州の中でも我が漁港は、言ってみればナンバーワンですよ。できるだけ多くの人を枕崎に呼んできてほしい。

それにまた今高度衛生管理の市場を持っているのも、我が枕崎漁港だけですからね。

その多くの方が漁港の視察に来て、そして全国の水産関係者に、我が市の特産品、水産物、水産加工品ですね。農産品も含めて、特産品の売場を、お魚センターもありますけど、もう一つ、直接の売場でもこさえて、それから先ほど市長からありました下関市のほうでは、この漁港・漁場・漁村の写真コンクールなどもやっているんですね。その写真の幾つかは私も拝見しましたけど。そういったいろんな関連の催し、これも検討しとっていただきたいと思います。

それと、かつて昭和62年に我が市で全国豊かな海づくり大会、このときに一番評価を得たのは、鹿児島水産高校の生徒でございました。その海づくり大会のパレードのときに、水高の制服を着て、整然とパレードしていただいたことが、市民あるいは大会参加者に非常に好評、評価をいただいた。この水産高校の全国漁港漁場大会での活躍の場というのも、検討しとっていただきたいと思います。

次の質問に入りますが、枕崎漁港は、我が国では漁港としては、初めて平成11年に開港、いわゆる貿易のできる漁港として指定されたんですね。それが近年、コロナの影響もありましたけれども、この開港指定に伴う関税法施行令第1条で、開港する要件が定められております。ただ要件を見ますと、しっかりこの外国貿易の点も取り組んでいかないと、この要件にどうも当てはまってしまうのかっていう、ちょっと気がかりな状況が出てきているんじゃないかと思うんですね。

その辺の現状について、水産当局ではどう見ておられるのか。そして、その対策としてですね、どういうことを考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、質問者から出ました関税法施行令のことについて申し上げます。

関税法施行令第1条第3項第1号及び第2号に開港でない不開港、閉港基準が示されております。その内容は、第1条第3項第1号において、1年を通じて当該開港において貨物の輸出及び輸入がなく、または外国貿易船の入港及び出港がないとき。これが1つです。

2つ目に、第1条第3項第2号において、1年を通じて当該開港において輸出され、または輸入された貨物の価額の合計が5,000万円を超え、かつ、外国貿易船の入港隻数及び出港隻数の合計が11回を超えることが引き続き2年なかったときとされております。こうしたときに、閉港となるということで規定がございます。

○6番立石幸徳議員 今、水産商工課長のほうから要件だけは言われましたが、現在の枕崎漁港

での外国船に伴う輸入輸出の状況、これはどうなっているんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 入港出港の実績につきましては、1年を通じて、毎年の入港隻数と出航隻数の合計が12回以上あります。また、輸入及び輸出の合計額は、毎年1億円を超えて、回数・金額ともに閉港基準はクリアしていると、鹿児島税関支署からは伺っているところです。

取組ということにつきましては、枕崎漁港への外国貨物船、具体的には冷凍カツオ運搬船などの入港が減少していることにつきまして、漁協や加工組合、民間の冷凍冷蔵庫を所有する事業者の皆様と情報を共有しております。

閉港とならない取組としましては、枕崎市漁協のほうで、海外まき網船の誘致に加えまして、冷凍カツオの運搬船である外国貨物船の誘致活動も行っております。

令和5年には、市長も冷凍カツオの運搬船を保有する事業者を、台湾を訪問し入港のお願いをしております。

かつおぶしの原料となります冷凍カツオの確保のための外国貨物船の入港依頼、誘致活動をこれまでも進めてきておりますが、長引く円安によりまして、入港が思うように進んでいない状況が近年続いております。

引き続き、外国貨物船の誘致活動を推進してまいりたいと思っております。

○6番立石幸徳議員 要件については、先ほどの答弁で出されて私もその関税法の施行令をここに持ち合わせていますけどね。そして、鹿児島税関にも私も直接出向きまして、状況等も正確にというよりも、お話しできる範囲で承っております。

大きく言うとコロナという感染症が、この外国との貿易は水産物に限らず、いろんな意味で影響をしております、コロナ以前は、その外国船の枕崎漁港への入港出港も2桁を超えていたと。コロナ後ですね。現在1桁になっているんですよ。

そうしますと、先ほどの要件、金額は、これもずっとこれまでの推移の金額を教えていただきましたけど、これはもうホームページで税関が公表していますのでね。ただ、入港出港数は、まだもう少し頑張ってもらわないと、いろいろ法律施行令そういったものを気にしなければならぬ状況というのが出てくるんじゃないかと。

先ほども課長からありましたこの円安という非常に貿易上は、為替の問題ですので、なかなか一地方自治体で云々と左右できるような課題でもございませんね。

ただ私は、ここでなぜこの問題を取り上げたかということ、本当に日本で最初に漁港として貿易港の指定を受けた我が枕崎漁港が、まかり間違っても、そういった開港指定が除外といいましょうか、外れるということになると、私はこの打撃っていうか損失っていうか、非常に大きなものがあると思うんですね。

ですから、それはやっぱり事前にいろんな意味でしっかりした対応をして、今後とも貿易港として我が枕崎漁港が、いろいろ貢献できるように、その努力だけは怠りなくやっとなしていただきたいと思います、これは要望しておきます。

次の、地場センターの関係の質問をさせていただきますが、この地場センターについても、昨年の12月議会の最終本会議後の全員協議会で、本年3月末、あと1か月をもって地場センターが解散すると。この方針が市長のほうから報告され、そして新聞報道も出されたんですね。

地場センターのこれまでの歴史、あるいはいろんな地場センターが取り組んできた事業、そういったものを整理する中で、大きく2点ほど、市民に影響を及ぼすのではないかとという事柄について質問をさせていただきます。

まず第1点が地場センターが主催をし、予算も出されていた「こどもの日かつおまつり」なんですね。かつおまつりは、こどもの日ですから、ゴールデンウィークの連休期間中に実施されて、枕崎市ならではのかつお一本釣り大会、それからかつおぶし削り大会、こういったものを実施されて、私は一番このかつおまつりの大きな効果というのは、一本釣り大会にしても、かつおぶし

削り節大会にしても、間違いなく新聞、テレビのメディアが取り上げて、新聞記事になったり、テレビ放映をされます。そうしますと、祭りに来る人もさることながら、間違いなく県内のいろんなところに枕崎の、本当に枕崎にふさわしいイベントの様子が発信されるんですよ。この祭りが地場センター解散となって、どうなっていくのか。

このかつおまつりについては、枕崎市誌にも詳しく書かれております。その市誌を少し申し上げますが。

かつおまつりが始まったのは昭和58年5月、1983年ということは地場センターが建設されたのが1982年ですからね。もう地場センターが建ったその翌年から祭りが始まっているんですよ、ずーっと。

カツオなど水産物を中心に地元産業を広く紹介し、地域の振興と子供たちの健全な育成に役立てるため「こどもの日かつおまつり」を地場産業振興センターをメイン会場として開かれている子供中心のスポーツ大会、こどもかつお一本釣り大会、かつおぶし削り大会のほか、特産品展示即売会には、カツオやお茶、菊などが飛ぶように売れ、南薩を中心に約5万人が訪れている。これが枕崎市誌に書かれているかつおまつりの紹介ですよ。

そして、その一番最後のほうに、昭和62年は海づくり大会、その翌年の昭和63年5月のかつおまつりには、歌手としては、有名な北島三郎さんを枕崎にお招きしましてね、漁港の会場ステージで、かつおまつりのときに歌謡ショーもあったんですね。

このような歴史のあるかつおまつり、そして、枕崎にとって非常に、大事な意味を持つかつおまつり、これがこの地場センターの解散に伴って、特にもう5月というあと2か月ですが、今度のかつおまつり、どういうふうになっていくのか、この点についてお尋ねをいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 公益財団法人南薩地域地場産業振興センターが主催で実施していた「こどもの日かつおまつり」につきましては、同センターが令和8年3月末で解散となりますことから、従来の形での祭り開催は難しいと考えております。しかしながら、質問者もおっしゃいますように、伝統のかつお一本釣り大会やかつおぶし削り大会について、何とか別の形でも続けられないかという市民の声があるところです。

一本釣り大会や、かつおぶし削り大会を主幹的に実施していた団体とも現在話をしております。どのような形でイベントが実施できるのか、今後も調整を進めてまいりたいと思っております。

○6番立石幸徳議員 今後も調整をするということなんですけどね。そんなに調整に時間をかけているタイミングじゃないと思うんですよ。もちろん調整しないと、今の地場センターではできないわけですからね。

ただ、このイベント、かつおまつりを実施するしないとか、場所、その主立ったことについては、できるだけ早めに周知をしないといけないんじゃないんでしょうか。主な点、場所、それからその内容ですね。主な内容、こういった点はいつ頃までをめぐりに、きちっと周知方ができるようになるんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 イベントの内容等につきまして、まず予算等が伴いますので、費用ですね、そういったものも含めて未定でございます。今この段階でいつ頃までにとすることは申し上げられないところです。

○6番立石幸徳議員 この祭りには、市外からも、特にこの枕崎のかつおまつりに合わせて枕崎を来訪したいという団体等もあるやに聞いているんですよ。

そういった方には、まず、あるなし、あるいはそういう場所、そういったものをいち早くお伝えしないと、それは来るほうもわざわざ遠来から来る方は、もうすぐあしたとかあさってとかいうことでもないでしょうけれども、いろんな来訪者のほうの都合も出てくるかと思うんですけど、一応今月末にはしっかりまとまると、こういうふうに変えていいんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 あるなし含めて早急に調整をして、関係の皆様のご協力を得ながら、伝

統の催物等については別な形ででも続けられるように調整をお願いをしてみたいと思っております。

○6番立石幸徳議員 予算も伴うというようなことですので、市の予算とはまた違った観点になりますけれども、今度の議会の日程としては、あと予算審査もございますのでね、この点についてはもう一回、予算委員会でしっかりとその辺の状況をお尋ねをさせていただきますので、予算委員会においては、もうちょっと明確な説明ができるようお願いしておきます。

それから、一番大きな、地場センターについては公益財団法人という形で公益財団法人を解散して清算をするという作業は、かなり複雑といいたいまいしょうか、制約もあるんですよ。

これも公益法人認定法第5条あるいは公益法人認定法施行令第9条、こういったところで、公益の法人を即一般の法人に引き渡すとか、そういうことは厳しく禁止されているわけですよ。

今度のこの8年度の施政方針の中でも、地場センターの1階部分、売店の後は、何か子供向けのいろんな暑いとき、雨のとき、そういう子供が集会できるようなふうにする、そういうところまでは施政方針で出されていますけど、地場センターの建物自体は、今後どういうふうな手続で、いろいろな形になっていくのか、この点については、何か水産商工課のほうではまとめておられるんですか、聞いておきます。

○鮫島寿文水産商工課長 公益財団法人の解散後、清算人会を設置をしまして、清算手続、関係業務を進めていくことになり、他の公益財団法人の例からいきますと、清算終了まで、6か月から10か月ほどの期間を要すると考えております。

なお、施設の利用については現在検討を進めているところですが、今後、法人の解散後清算人会において、残余財産の帰属先が正式に決定されるものと考えております。

公益財団法人としましては、施設等を含めた財産については、その引受先につきまして、枕崎市のほうでということ調整されていると伺っております。その方向で調整を今後も進めていくものと考えております。

○6番立石幸徳議員 財産処分としては、枕崎市のほうに無償譲渡という形で引き渡すという、そういう確認でよろしいんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 今月末で解散になりますので、4月1日以降に清算手続を行っていきます。先ほど申し上げました清算人会、この中で財余財産を精査しまして、そして財産も施設も含めた財産の帰属先を正式に決定されていくものと思っておりますが、そこでプラスなのかマイナスなのか、私どものほうでまだしっかりと清算手続が終わっておりませんので、どのような形になるか分かりませんが、財余財産の帰属先については、議員がおっしゃったとおり、公益法人の法律で定めがございます。どこでもというわけに帰属先いきませんので、国であったり、地方自治体または法令で定めた法人とありますので、その辺につきましても、しっかりと法令を見ながら、清算手続を進めていくものと考えております。

○6番立石幸徳議員 この点は先ほども言いましたように、新聞報道もなされていて、報道では、今、地場センターの持ち合わせている預金で、あとの例えば未払金あるいは買掛金、こういったものは預金で清算できると、そういうところまで報道では出されているんですよ。

ですから、その辺のこともちょっと市民も実際、地場センターを解散するとはいつても、また新たな負担が発生するのかわからないのか、そういうものも非常に私どもにも聞こえてきますのでね、いい機会にその辺もきちっとお知らせできるようにしとっていただきたいと思います。

最後の質問、この第34次の地方制度調査会、この点の質問に入らせていただきます。

鹿児島県内の市議会議員は、毎年1月下旬、今年の場合1月20日だったんですが、県内の市議会議員の研修会が開かれております。

本年1月20日の鹿児島市の宝山ホールにおいて、人口減少対策総合研究所の河合雅司さん、この方を講師に「人口減少日本で起きること 鹿児島島の活路」というタイトルで講演がございま

した。

私はこの講演を非常に河合先生が来られるということで期待をして、心待ちにして参加をさせていただきました。

河合先生っていうと、2017年に「未来の年表」という新書版を出して、これが大ベストセラーで、日本の人口問題の、私は一番の精通された方じゃないかと思っております。

その河合先生が、これからは、市議会議員に講演ですから公の話をされたと思うんですが、もう自衛隊員もいなくなりますよと、警察官もいなくなりますよと。そして、地方公務員ももう2050年には4分の1に減るんだという、これは財務省の資料まで出しましてね、講演をしていただきました。

その講演の中で、1月20日が講演だったんですけど、その前日、1月19日に総務省のほうで、地方制度調査会の第1回目の会議を始めましたと。1月19日、今の総務大臣の誕生日なんですけどね。総務大臣が自分の誕生日に審議会を立ち上げてやっていますから、私はこれ相当総務大臣が気合を入れていると見ているんですけども、地方制度調査会第34次で何を調査するかというと、人手不足が深刻な市町村の負担を軽くするため、事務の一部を、もうこれは我が市・我が町ではできませんっていうことで県のほうに、都道府県に担ってもらい、役割分担の見直しをすると出されております。

そういう状況を考えるとき、まず本市の近年の職員採用の応募状況、応募者がどういう状況になって、これまでの委員会でも相当減っていると聞いてはいるんですけども、応募が減少してきている原因をどう整理されているのか、お尋ねいたします。

○山口太総務課長 ただいま質問がございました職員採用試験の応募状況について、ここ10年ぐらいの状況をお答えさせていただきます。

応募状況につきまして、平成26年度から申し上げます。

平成26年度68人、平成27年度59人、平成28年度45人、平成29年度48人、平成30年度78人、令和に入りまして令和元年度80人、令和2年度117人、令和3年度76人、令和4年度74人、令和5年度52人、令和6年度41人、そして本年度、令和7年度が53人という状況でございます。

採用試験につきましては、その実施回数、募集人員、募集職種は年度ごとに異なっているわけですが、本市の採用試験の応募者数については、それにかかわらず、ただいま質問者からもございましたとおり近年では、100人を越えた令和2年度をピークといたしまして、特に令和5年度から本年度は、応募者数が40人から50人程度となり、減少傾向にあると判断しております。

ただし、本市ではこれまで退職者補充等を目的といたしまして、継続して毎年度、職員採用は実施できております。応募者数は減少傾向にはあるものの、建築技師など一部の技術職、専門職を除いては、毎年度、各職種におきまして募集した人数をおおむね採用できている状況にはございます。

公務員志望者の減少傾向については、国においても同様の状況にあり、また全国的にもそのような傾向が見られ、本市だけに限ったことではないと考えておりますが、その原因につきましては、人口減少時代の中で、少子化や生産年齢人口の減少、あるいはまた若者の公務員離れなどが挙げられるのではないかと考えております。

○6番立石幸徳議員 そこで、総務省の地方制度調査会のなぜ立ち上がったかということにちょっともう一回触れておきますけれども、総務省のほうでは地方制度調査会を立ち上げる前にですね、昨年、研究会がずっとなされているんですよ。

今後の市町村業務をどうするか。そして、今度この調査会も当然、調査結果が出たら、地方自治法まで、自治法改正を視野に入れて取り組んできております。

昨年の総務省の研究会の中で、その10の分野において、市町村から都道府県のほうに業務を

移すと、そういう研究会の報告になっているんですが、この総務省が研究した10の分野といたらどういう分野なのか。

当局の総務課のほうではこの点については確認されているのか。確認されていたらこの10の分野を御紹介いただきたいと思います。

○山口太総務課長 ただいま質問者から紹介がございました総務省の「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」は、人口減少下において、地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化する中で、自治体の行財政の在り方を持続可能なものにしていくため、具体的な課題の整理及び対応の方策について幅広く議論を行うことを目的として、令和6年11月に設置されまして、研究会はそれから8回にわたって開催されて、令和7年6月に報告書が取りまとめられております。

その中で、ただいま質問者からございましたように、地方公共団体というのは幅広い行政分野における事務を担っておりますが、中でも、小規模な市町村ほど介護保険等の福祉分野の事務のウエートが大きいこと。そして、水道管・下水道管の破損が生じるなど、高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が進み、インフラ管理事務のウエートが増えてきていることなどから、これらの分野を中心に、教育分野や、近年、対応の必要性が高まっている鳥獣被害対策や地球温暖化対策といった事務についても、課題の分析が行われております。

お尋ねがございました、その10の行政分野につきましては、1つ目に介護保険、2つ目に国民健康保険、3つ目に老人福祉、4つ目に保育、5つ目に小中学校教育、6つ目に道路、7つ目に上下水道、8つ目に鳥獣被害対策、9つ目に地球温暖化対策、そしてもう一つが、消費者行政でございます。

○6番立石幸徳議員 これまでの流れとして、かつて地方分権ということで、どちらかという国県の業務を末端の市町村にその業務を分権という形で移していく、これが流れだったんですけど、もう今後はその地方自治体も人材不足、そういうことで今、総務課長のほうから紹介があった介護とか国保あるいは技術的な上下水道、こういう分野はもう末端自治体が対応するんじゃないかと、都道府県でやるような、そういう流れになっていくんじゃないかということですよ。

そこで大きな流れ、自治法改正は、一応置くとしても、やはり、自分たちの町の在り方というのには、いろんな意味で大胆に見直していかなきゃならない。

これが、我々1月20日に講演で聞いた中で、これ総務省の資料ですけども、2050年、あと25年後ぐらいには、人口1万人未満、1万人もない市町村が、日本全国で4割を超すというんですよ。そうするとどういうことが起きてくるか。

そのために、今からもう市役所あるいは町役場も準備をしていかなきゃならない。

一つの取組が事務量の削減、事務量を減らす。それから生産性向上、いわゆるDX化。それから担い手の拡大、民間活用あるいは住民参加、そして、手に余る業務はもう返上をすると、これはできませんので、県でやってくださいとか、こういうことをやっていかなければならなくなるんじゃないかと。

今本市としては、自治体職員の市職員の状況を見て、先ほど紹介した事務量の削減、生産性向上、担い手の拡大、すぐ取り組む課題として、河合先生は紹介したんですよ。

こういう面での取組というのはどうなっているのか、最後にお尋ねをしておきます。

○山口太総務課長 ただいま質問者から御紹介がございました、いわゆる地方公共団体における事務処理に関する課題と対応につきまして、深刻化する人材不足に対応して、地方公共団体の事務処理を持続可能なものとするための対応方策としては、先ほどから御紹介がございました総務省の研究会の報告書におきましても、事務を減らす、まとめる、担い手を広げる、生産性を高めるといった方向性が考えられる、という形でまとめられております。

事務を減らす手法として、事務自体の廃止でありますとか頻度の見直し、そして、事務をまと

める手法としては水平連携や垂直連携、水平連携と言いますのは市町村間連携、垂直連携と申しますのは都道府県との連携という形になろうかと思えます。そして、担い手を広げる方法として民間活用や住民参加の促進、そして生産性を高める手法としてデジタル技術の活用などがそれぞれ考えられるということでまとめられております。

本市としてもこのようなことに取り組んでいかなければならない事務事業の見直し、あるいは現在一部事務組合もございますけれども、そういった市町村間との連携、あるいは民間活用ということであれば民間委託の推進、あるいは来年度はDX推進計画についても策定予定でございまして、デジタル技術の活用というのは一層進めていかなければならないと思えます。

ただし、もちろん、このような取組を各市町村が実施していく必要が出てくるわけですが、総務省の報告書の中では、これまで事務処理上の課題への対応については、各市町村間の自主的な検討に委ねられて、市町村間の連携なども一定程度進んできたものの、やはり市町村によっては課題対応の検討のためのリソースが不足しているという状況にも至っているということで、先ほど質問者からもございましたように、都道府県が市町村の検討を支援する立場を明確にして、大都市等とも協力しながら、それぞれの地域の状況を踏まえまして、市町村からのボトムアップによる検討を円滑に行えるようにすることが必要であるとされております。また国としても、地域における議論を踏まえながら、共通的な対応方策が見いだされた場合に対応方策の選択肢を示したり、あるいは国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の制度見直しを行うことが求められる、とまとめられております。

先ほどからございます第34次地方制度調査会、1月19日に第1回総会が開催されまして、2月18日には第1回の専門小委員会も開催されておりますけれども、この調査会においては、国・都道府県・市町村間の役割分担の見直しや市町村業務の再編等に関わる重要な事項について、先ほど質問者からもございましたように、最終的に地方自治法など関連法の改正を視野に1、2年をかけて議論が重ねられていくこととされているようでございます。

本市としても先ほど申し上げたような対応とともに、国の議論の内容や推移など、国の動向等について、今後とも十分注視しながら対応していく必要があると、そのように考えております。

○眞茅弘美議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時41分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、水野正子議員。

[水野正子議員 登壇]

○5番水野正子議員 質問に先立ち、市長選挙を終えての所感を述べさせていただきます。

まずは前田市長、激戦を勝ち抜かれたこと、心から祝意を申し上げます。

今回の選挙では、両候補から本市の課題解決に向けた情熱あふれるビジョンが提示されました。惜敗された候補が掲げられた政策や、その背後にある市民の声もまた、本市にとって無視できない大切な財産であると考えます。

市長におかれましては、選挙戦で示された全ての声に耳を傾け、市政運営に邁進されることを期待いたします。私自身も、市民の幸せという共通のゴールに向け、是々非々の姿勢で論戦に挑む所存です。

さて、具体的な質問に入る前に、1点感謝申し上げたいことがございます。

私は昨年6月の一般質問において、おたふくかぜ予防接種の任意接種費用の一部助成について、子育て世代の負担軽減と子供たちの健やかな成長の観点から、強く要望させていただきました。

このたび、当初予算においてこの助成の事業がしっかりと予算化されたことは、市民の切実な

声に真摯に向き合っていたいただいた結果であり、市長の迅速な御決断に感謝申し上げます。こうした一步一步の積み重ねこそが、市民の信頼につながるものと確信しております。

本日は、市長が新たに掲げられたその熱い公約を、いかにして具体的な施策として形にしていけるのか、通告に従い質問に入ります。

市長の政治姿勢と「まちのデザイン」について伺います。

市長はまちの未来をつくるということ、まちをデザインすることだと考えている。枕崎の未来をつくるということは、枕崎をデザインすること。このデザインという言葉には、生活者が魅力を感じる未来像を構想し、形にする方法論であると市報に紹介されておりました。

市長におかれましては、これまで2期8年にわたる着実な歩みを経て、今まさに集大成とも言える3期目の任期へと突入されました。

この8年間、市長が描き続けてこられた「まちのデザイン」地域課題は期待どおりに解決へと導かれたのでしょうか。また、それら一連の施策が、市民一人一人の確かな満足度として結実し、暮らしの豊かさを実感できるものになったと感じておられるか、市長の率直な御見解を伺います。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 デザインという言葉が出てきました。デザインとは、単なる見た目の意匠ではなく、目的や課題を達成するために機能、情報などを計画・設計する、そういうプロセスだとされますが、私は以前から、以前というのは前職時代からということですが、デザインとは設計と捉えておりました。そして、私が今の仕事を始めて若手職員との語る会を通じて、職員に紹介・共有したデザインを定義する言葉、先ほど質問者からも御紹介がありましたけれども、生活者が希望を持てる未来像を構想し形にする方法論というもので、このことは、私たち市役所職員の仕事、まちづくりにも通じますねという話をしているということが、私がいろんなところで発言していることの中身となります。そういった中で、デザインの定義はまちづくりに通じますね、ということ若手職員と共有しているということになりますが、では、どのような課題が解決されたかという御質問もございました。

市民の満足につながったかとの御質問ですが、市民の満足度、まさにウェルビーイングの大小はありますが、これまで8年間で実施した全ての施策は、市民のための施策であるというふうな認識を持っております。冒頭の単なる見た目の意匠ではなくということには反するかもしれませんが、目に見えやすいところで申し上げますと、庁舎内の案内表示であったり、市内の都市公園のトイレの整備、お魚センター、市営野球場、南浜館のリニューアルや旧金山小学校、市民会館をはじめ地区公民館の改修、小中学校環境、スクールゾーンの整備などについては、私が市長に就任する前と変化したところではないかなというふうに思いますので、これらはさっき申し上げたデザインの定義に通じるところがあるというふうに考えております。

ただし、地方課題ということですが、大きな課題として地方の抱える重要課題として人口減少・少子高齢化がございます。この大きな課題については、厳しい自己評価をしているところです。

この8年間で人口減少・少子化が進み、高齢化率も上昇している状況を大変厳しく思っております。暮らしの豊かさという点においても、8年間の中のほとんどの期間はデフレ経済下にあり、日本経済も本市経済も厳しい環境下にありました。近年においては円安等に起因するコストプッシュ型の物価高が生活者に重くのしかかっており、デフレ経済から脱却した中でも市民一人一人が確かな満足度として豊かさを実感するまでには至っていないというのが現状ではないかと、厳しく評価しています。

8年間の中で、コロナ禍という厳しい時期を過ごしたわけですが、コロナ禍での様々な施策、特に雇用の維持、事業の継続ということに取り組んだわけですが、大変厳しい状況の中にあっても、前を向いて困難を克服されてこられた市民の皆さん、事業者の努力があって、現在の本市の

姿があるのだというふうに思います。今後におきましても、そのような厳しい時期を乗り越えてきたそのプロセスが、これから先の未来像を描き、形にするための大きな力になるのだというふうに思っております。

少子高齢化、人口減少という地域にとって厳しい状況がある中、現状を打破するためにも、強い経済の実現と市民が豊かさを実感できる社会をつくっていく必要があるとの思いで、これから将来の枕崎の未来をつくることに果敢に挑戦しようと、さきの選挙におきましても3つの枕崎の姿を目指すべき未来像として示したところです。その未来像を実現する作業こそが、デザインする作業ということになろうかと思っております。そのことを市職員だけではなく、市民の皆さんとともに取り組み、市政を前へ進めたいと思っております。

○5番水野正子議員 ただいま御答弁を伺い、現状が厳しいという状況を再確認いたしました。

今後も本市の根幹を支える強い経済を構築していくことを強く期待しております。

続きまして、若手職員と対話を通じて、市役所の風土や雰囲気にもどのような変化が生まれているのかお聞かせください。

○前田祝成市長 若手職員との対話という点では、若手職員との語る会で、先ほど紹介させていただきましたデザインの定義を生活者が魅力を感じる未来像を構想し、形にする方法論ということで説明し、そのことは私たち市役所職員の仕事そのものである、ということをお共有しているということ先ほど答弁いたしました。先ほどの答弁では少しハード的な変化を申し上げましたが、まさに今の御質問、ソフト面、機能、情報などを設計するデザインの部分のことだと思っております。

市役所の風土、雰囲気ということで御質問がございました。この点については正直まだまだ改善の余地があるのだろうというふうに思っております。

私が就任した頃の頃ですね、非常に市役所の職員の対応がよくなったとか、市役所の雰囲気が変わったなどと市民の皆様から、非常にお褒めの言葉をいただいた記憶がございます。ここに来てですね、そのような言葉よりも、どちらかという厳しい御指摘の言葉も聞くようになってくる気がしております。時間を経て、緊張感であるとか、これは私もでしょうけれども、鮮度がなくなったのかもしれないというふうに思いますし、そもそも皆さんの要求といいますかですね、要望のそのハードルが高くなっているのかもしれませんが、今の市民の皆さんの反応、お声というのはですね、真摯にしっかり受け止めて改善していく必要があるというふうに思っております。

就任当初ですね、私は市役所の中で5Sを職員に徹底しましょうということで求めておりました。これは職員の皆さんも頑張っていたいただいておまして、かなり定着しているように思っております。庁舎や施設の美化、これは保たれている印象は持っておりますが、ただその努力を全ての職員がやっているかどうかについてはですね、やはりそれぞれの職場でしっかりと確認していく必要もあろうかというふうに思っております。

市役所の風土づくりにつきましては、これは私の反省点でもございますが、正直、公式なオフィシャルなところ以外でのですね、若手職員との対話がなかなか増えていないということもございまして、そのあたりをもっと意識しまして、対話を通じて、若手職員のいろいろな動機づけにつなげていけるようにして、風土、雰囲気というのをしっかりと上げていきたいというふうに思っております。

○5番水野正子議員 今後もですね、若手職員と対話を通じ、風土や雰囲気に変化が生まれるよう要望しておきます。

具体的に市民生活にどのようなプラスの影響をもたらしているのか、市長は若手職員との対話を重ねておられますが、その姿勢は次世代の声を市政に反映させる強い意志の表れだと拝察します。

若手職員の熱意をそがないために、どのように取り組むべきかと市長はお考えでしょうか、お聞かせください。

○前田祝成市長 若手職員との対話という部分でいうとですね、やはり先ほどちょっと申し上げましたが、なかなか日常的に頻繁にっていうわけにはいかずにですね、どうしてもやっぱり語る会とか、そういうオフィシャルな場をつくって、対応している状況が今でございます。

部下の熱意を生かすという御質問ですけれども、少し一般論的な答えになるかもしれませんが、部下の能力や可能性を最大限に引き出すためには、部下の主体性を尊重することが必要だというふうに考えております。

よく、答えは相手の中にあるというような視点で伴走するっていうことがコーチングの基本だというふうに言われております。ただ、現状は上から下へ教えるとか、指示するとかですね、ティーチングが中心になっていて、ともすると、若手の熱意をそぐことも多々見られるのではないかとも思います。

一方で、とはいえですね、若手の皆さんもぜひ自己研鑽についても、これは絶対必要ですので、しっかりやっていただきたいというふうに思いますし、そのようなことを考えますとですね、私を含めまして、管理職、一般職、ベテラン、若手全てが自己を高める努力、これを続けていくことが強い組織になる第一歩なんだと思いますし、質問者からございました市民サービスの向上、あるいは市民の利便性に結果としてつながっていくのではないかというふうに思っております。

○5番水野正子議員 答えは相手の中にあると、若手職員を信頼していることを確認いたしました。試行錯誤の過程こそが、次世代を担うリーダーとしてのレジリエンスを養うと考えます。丸投げにするのではなく、困難な局面では、ともに悩み、責任は組織が取ることの伴走者としての姿勢を示すことで、失敗を恐れず、挑戦できると考えます。

若手の熱意をそがないためには、提案がスピード感を持って実現する成功体験の積み重ねが何よりの原動力となります。市長自らが若手の声を直接拾い上げ、スピーディーに政策決定を下した実例は、組織全体への強力なメッセージになるはずで。

そこで、具体的な事例について伺います。最近、市長が若手から提案を受け、その斬新さや切実さに触れて、即採用を決められた事例があればぜひ御紹介ください。

○前田祝成市長 ちょっと斬新さっていうところはなかなか難しい部分があるかなというふうに思いますが、直接提案を受けたということで申し上げますと、昨年締結いたしました教育関係の民間企業との包括連携協定、これはですね、若手職員が直接私のほうに提案に来まして、それはもう即決定したというものになります。

また、私が直接提案を受けたものではございませんが、これも昨年秋に田布川地区で開催されました赤そばのイベントがございましたが、これについてはですね、農政課の若手職員が積極的に動いて実現したものというふうに聞いております。そもそものきっかけづくりからですね、取り組んだ好事例だというふうに報告を受けているところでございます。

○5番水野正子議員 今、赤そば祭りのお話いただきました。赤そばまつりは300人以上の来場者で大盛況だったと聞いております。その裏には、農政課の若手職員がきっかけづくりから取り組んだことは単なる成功以上に価値のある生きた研修であったと感じます。今後も、若手の感性を生かし、次年度の計画施策に反映させるべきだと考えます。

続きまして、若い世代が明るい将来設計を描けるための施策について伺います。枕崎の基幹産業において、若者がここで働きたいと思えるような所得向上に向けた具体的な戦略として、市長が市長選で力強く掲げられた公約の一つ、若者雇用直接支払給付金をお考えのことと思いますが、市長がこの施策に込めた思いをお聞かせください。

○前田祝成市長 御質問の政策ですけれども、若者就労者支援直接支払給付事業ということで、当初予算のほうにも掲げさせていただいております。

根底にあるのは、少子化・人口減少の真因、真の原因は経済にあるという考えです。少子化は、これから子供を産み育てる若い世代の経済状況がその原因であると私は考えておりまして、少子

化に一定の歯止めをかけるべく、これから子供を産み育てる世代が明るい将来設計、展望を描けるよう、そのための政策として、今回の若者就労者支援直接支払給付金事業を組み立てたところ
です。

若い就労者に直接給付をすることで、若者の手取りを増やし、生活を支援することにより、少
子化対策に寄与するとともに、事業者の人材獲得等にも寄与することで、本市産業の供給力、競
争力の強化にもつなげていこうというふうに考えております。

今の高市政権が取り組もうとしている中・低所得者の税・社会保険料負担を軽減して、所得に
応じて手取りが増えるようにする給付付き税額控除というのがありますが、その制度設計、また
制度が始まるまでの間のつなぎの対策として2年間に限った飲食料品の消費税ゼロを目指す、こ
ういう政策も背景には若者であり、現役世代を含む中低所得者を視野に入れた政策ということ
があるんだろうというふうに考えてございます。本市独自の今回の政策についてもですね、繰り返
しになります対象者はこれから子供を産み育てる世代であり、さらに本市の場合は当然、都市
部と地方の所得の格差というのもございますので、それをしっかり埋めるための政策という側面
もあろうかというふうに思っております。

この政策を軌道に乗せることによって、若者の流出を減らし、少子化対策に寄与し、さらには
本市の産業競争力、供給力向上にも貢献できればというふうに考えております。

○5番水野正子議員 この給付金についてはですね、南日本新聞でも紹介されておりました。ま
た令和8年度の当初予算で計上されておりますので、予算特別委員会で詳しい内容は質疑がある
と思います。

本市が直面している人口減少、とりわけ次世代を担う若年層の市外流出は、地域の活力維持に
おいて最優先で取り組むべき喫緊の課題であると認識しております。この深刻な現状に歯止めを
かけ、本市が持続可能な発展を遂げるためには、単なる現状維持の施策にとどまらず、若者世
代から、明確に選ばれるまちへと変貌を遂げることが不可欠です。

そのためには他市と比較検討された際に、一目で理解できるような本市独自の分かりやすいメ
リットを創出・確立することが重要ですので、戦略的に磨き上げ、それをターゲットである若年
層に対し、効果的な媒体を通じて広くアピールすることを要望いたします。

続きまして、本市の持続的な経済発展のためには、若い世代の柔軟な発想を生かした起業が不
可欠と考えます。そこで本市における創業支援の取組状況についてお聞かせください。

○鮫島寿文水産商工課長 創業支援につきましては、本市が実施しております創業支援センター
の取組について申し上げたいと思います。

創業（起業）を目指す方や創業後間もない方を支援するため、国の産業競争力強化法に基づく
創業支援等事業計画を策定し、本市に創業支援センターを設置し、関係機関と連携した取組を進
めております。

具体的には、商工会議所にワンストップ相談窓口を設置しまして、創業希望者の相談を受け、
産学金官が連携、創業支援ネットワークとして全面的な支援を行っています。経営だったり財務、
人材育成、販路開拓等の相談を受けております。

また、鹿児島県よろず支援拠点への案内も行っております。ここでは創業支援に加えまして、
ビジネスモデル策定やホームページの運用・作成など、様々な分野のコーディネーターに無料で
何度でも相談できるようになっております。本市でも、月に1回の定期相談会を行っているところ
です。

○5番水野正子議員 件数の推移をお聞かせください。

○鮫島寿文水産商工課長 商工会議所のワンストップ相談窓口での創業支援の相談件数や実際に
創業に至った件数につきまして過去5年間の実績を申し上げますと、令和2年度は相談1件に対
しまして、創業1件がありました。令和3年度は相談4件に対しまして創業が2件、令和4年度

は相談3件に対しまして創業されたのが2件、令和5年度は相談が2件ありまして創業も2件、令和6年度の実績につきましては、相談7件に対しまして創業が5件あったと伺っております。5年間で創業件数実績については以上です。

○5番水野正子議員 どのような業種が多いのかお聞かせください。

○鮫島寿文水産商工課長 先ほど申し上げましたとおり5年間の合計は12件の創業があったところですが、創業された業種につきましては、飲食サービス業が5件、生活関連サービス業が3件、整骨院を開業された方が2件、建設業が1件、小売業が1件となっております。

○5番水野正子議員 市長の掲げる、まちをデザインするという言葉は、単なる形づくりではなく、そこに住む人の人生や働く職員の志をもデザインすることだと理解いたしました。

若者への雇用給付金は、未来への先行投資です。そして、そのビジョンを実現するエンジンは、職員一人一人のやる気にほかなりません。

市長がおっしゃる、市民が魅力を感じる未来像、これは私たち議会にとっても共通の願いです。市民がわくわくするような未来像が、絵に描いた餅に終わらぬよう、現場の声に根差した血の通った施策展開を強く期待いたします。

本日答弁いただいた姿勢がですね、具体的な成果として市民に届くよう、市議会チェック機能ではありますが、私自身もともに汗をかく決意であることを述べ、次の質問に入ります。

深刻化する人口減少・若者の流出について、居住支援やU・Iターン促進策をどのようにデザインしていくのかお聞きします。

報道によれば、過去5年間で本市から南さつま市へ335名が転出した一方、本市へ全体で約237名が転入しています。この98名の転出超過という事実は重く受け止めるべきです。

隣接自治体との差はどこにあるのか、私は単なる利便性だけではなく、自治体が提示する居住支援の手厚さ、それをターゲットに届ける発信力の差であると考えます。本市が選ばれる自治体へと脱却することが必要です。

本市の制度の内容が十分に伝わっていないと感じます。この情報の届き方の差が近隣市のほうが手厚いという認識になっていると考えます。転入者を増やし、本市に定着させるため、今後の取組と発信方法をお聞かせください。

○山神修一企画調整課主幹兼企画調整係長 若者が本市に根を張り、夢をかなえていける環境を整えることは、本市にとって特に重要な課題です。本議会でも審議をお願いしております第7次枕崎市総合振興計画においても、施策の重点プロジェクトの一つとして、若者や女性に選ばれるまちを掲げ、若者の雇用、職場環境の向上、ライフデザインなど、若者の定着につなげるための様々な取組を進めていくこととしております。

質問者からございましたとおり、転入者を増やし本市に定着していただくためには、こうした取組を総合的に推進し、同時にその情報をターゲットに届けることが必要となります。

質問にありました、本市の住宅支援に係る取組としましては、移住者住宅確保支援補助金を設けており、移住検討者をターゲットとして、枕崎市を選んでいただけるきっかけとなることを目的としております。

制度の内容としましては、移住者が新築住宅の取得を行った場合に70万円を補助し、地元事業者による施工の場合30万円が加算され、最大で100万円の補助となります。また、中古住宅の取得の場合50万円を補助し、地元事業者によるリフォームで最大20万円が加算されます。

移住者に対する隣接市との住宅支援の手厚さの比較につきましては、それぞれの自治体で設定する条件に違いがあり、場合によっては、本市の支援が手厚くなることもあります。

本市としましては、この補助事業を継続し、引き続き移住検討者に対しアピールしていくこととしておりますが、その情報の発信については、現在、市のホームページや全国の移住支援に関するサイトに掲載しております。

今後、新年度に開設する公式LINEにおいて、移住検討者が求める住宅や医療、教育、子育て、仕事などの生活情報を整理し、プッシュ型で届ける仕組みを構築することで、効果的な情報発信を行ってまいります。

○5番水野正子議員 今後はLINEで情報を提供するというので、そちらに期待したいと思います。

ここで他市の事例を少し紹介します。兵庫県明石市では、親・子・孫の3世代近居・同居への強力な支援を行い、安心感を醸成しています。また、岡山県奈義町では、若者向けの町営住宅を戦略的に整備し、低廉な家賃でまずは住んでもらう入り口をつくっています。

本市においても、既存の支援策を単に並べるだけでなく、リノベーション補助や家賃補助など、若者がこれなら住めると即断できるレベルまで支援を拡充・整理することが必要だと考えます。

移住は、一足飛びには実現しません。他県では、お試し移住から定住への導線を設計している例が多く見られます。本市の内容が十分に伝わっていないという現状は、情報が受け手のニーズに合わせて最適化されていないことを意味します。

私は、この枕崎が持つ地域資源は、大きな誇りだと思っています。私自身、この地で育ち、子育てを経験し、18歳まで子供たちが健やかに育ってくれたことに深い感謝の念を抱いています。

都会に目を向ければ、雨の日に、小さな子に傘を差させ、親子でびしょぬれになりながら歩く姿や、夏の厳しい暑さの中、自転車に子供を乗せて急ぐ親御さんの姿があります。そうした光景を見るたびに、枕崎のゆとりある子育て環境のありがたさが身に染みます。

子育て環境の一つとっても、都会のような苛酷な移動負担が少なく、子供たちが安全に伸び伸びと育てる環境がここにはあります。これは数値化しにくい枕崎が誇るべき最大の資産だと考えます。

近隣市と比較して足らざるを嘆くのではなく、今ある子育てのしやすさという強みを、雇用や若手職員の柔軟な発想と掛け合わせることで、市長の掲げるまちのデザインの根幹にあるべきは、こうした当たり前の幸せを守り伸ばすことだと考えます。近隣市に負けない魅力がこの町にはあふれています。

若手職員との対話をされる市長ならこの枕崎のよさをさらに磨き上げ、定住者が誇りを持てるデザインを描いていただくと確信しています。

この枕崎のよさを一番知っているのは、現場で汗をかく職員や、日々ここで暮らす市民です。彼らとの対話を一過性のものにせず、雇用という形、そして、住み続けたいと思える組織、まちのデザインへと昇華させるよう強く要望しておきます。

続きまして、枕崎市自治公民館整備事業等補助金交付要綱についてですが、平成18年改正から、その後改正がありません。枕崎市の自治公民館は地域のつながりに非常に重要な役割を果たしていますが、老朽化が進む中で、現在の補助金制度では、実情に合わない部分も出てきています。平成18年から約20年間、物価高騰や耐震基準の考え方の変化、そして人口減少による1世帯当たりの負担増など、社会情勢は劇的に変わっています。

現在の枕崎市自治公民館整備事業等補助金交付要綱は、平成18年の改正を最後に、長期にわたって据え置かれています。

老朽化が急務となる中、現在の補助制度と現場の実情との乖離について質問してまいります。

建設コストの高騰と補助上限額の妥当性ですが、平成18年と比較し、建築資材や人件費は大幅に上昇しています。自治会の負担能力と人口減少の影響により、1世帯当たりの改修費負担は限界に達しています。

本市のコミュニティーの核である自治公民館は、建設から数十年が経過しております。この直近5年間における自治公民館整備事業等補助金の活用実績と現状をお聞かせください。

○木浦勝美生涯学習課長 枕崎市自治公民館整備事業等補助金につきましては、4種別のメニュー

一で構成されている補助金になります。それぞれの交付要件につきましては、新築の場合、補助対象経費が100万円を超えるものを対象とし、補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内で500万円が限度となります。

次に、増築・改築の場合、補助対象経費が200万円以上のものを対象とし、補助の額は、補助対象経費の4分の1を超えない範囲で100万円を限度、次に補修の場合、補助対象経費が60万円以上のものを対象とし、補助金の額は補助対象経費の4分の1を超えない範囲で30万円が限度となります。

最後に、敷地等災害復旧の場合、補助対象経費が3万円以上のものを対象とし、補助率は補助対象経費の2分の1以内で30万円が限度となります。

当該補助金の令和3年度から令和7年度までの過去5年間の実績につきましては、3自治公民館において補修工事に活用されております。

具体的な内容につきましては、まず、令和3年度に小園公民館が雨戸取付補修工事を実施し、事業費75万5,000円に対し、補助率4分の1に当たる18万8,000円を交付しております。

次に、令和4年度に茅野公民館が防水塗装等補修工事を実施し、事業費170万円に対し、補助上限額30万円を交付しております。

また、令和5年度に牧園公民館が外壁を含むトイレ補修工事を実施し、事業費191万4,000円に対し、補助上限額30万円を交付しております。

なお、令和6年度及び令和7年度につきましては、現時点での活用実績はございません。

以上が、当該補助金の過去5年間の活用実績でございます。

○5番水野正子議員 令和5年から3件だったということを確認いたしました。

続きまして、利用に至らなかったケースへの主な理由は把握されているのかお聞かせください。

○木浦勝美生涯学習課長 令和5年度以降に、生涯学習課に具体的な相談があり、活用に至らなかった事例は補修の3件でございます。

活用に至らなかった理由といたしましては、1件が補助対象経費の下限額である60万円に満たず、制度上補助対象外となったものです。

また、2件につきましては、補助対象となる事業であったものの、当該自治公民館の総会等において住民の同意が得られず、結果として申請を辞退されたものです。

以上の3件が、当該補助金の活用に至らなかった理由になります。

○5番水野正子議員 増築及び改築については、補助対象経費が200万円以上の補修については、対象経費が60万円以上の者を対象とするようになっております。補修で60万円以上という基準は高過ぎるのではないかと、もう少し少額の修繕などでも補助対象に含めるべきではないでしょうか。補助対象経費の定義、この金額は消費税が含まれるのか、あるいは設計費は含まれるのか、物価高騰を鑑み、この最低ラインの引下げも検討すべきではないでしょうか。

ここで南九州市の補助内容と比較してみますと、南九州市では50万円でも補助の対象になります。15万円の補助が受けられます。しかし本市の場合、補修の補助対象経費は60万円以上と定められているため、50万円の工事は申請できません。補助の対象外になります。

今後、枕崎市自治公民館整備事業等補助金の改正の考えはないのか、お聞かせください。

○木浦勝美生涯学習課長 高齢化や人口減少に伴う館費収入の減少、施設の老朽化の進行により、地域の拠点である自治公民館の維持・管理費の増加等に伴い財政状況は厳しさを増しております。

このような状況を踏まえ、当該補助金につきましては、令和8年度から制度の見直しを行い、支援の拡充を図ることとしております。

見直しの主な内容としましては、まず、社会教育法第42条に規定する公民館類似施設に限られておりました支援の対象を、自治公民館が公民館活動に供するために所有する倉庫、屋外便所その他これに附帯する施設まで範囲を拡大します。

次に、増築・改築の区分において、補助率を4分の1を超えない範囲から3分の1以内に引き上げるとともに、補助上限額を100万円から150万円へ引き上げます。

次に、補修の区分において、補助率を4分の1を超えない範囲から3分の1以内に引き上げるとともに、補助上限額を30万円から100万円へ引き上げます。さらに、補助対象経費の下限額を60万円から30万円以上へ引き下げ、活用しやすい制度へと改めます。

また、敷地等災害復旧の区分においては、補助上限額を30万円から100万円へ引き上げます。

最後に、新築の区分につきましては、現行制度において近隣市と比べ高い補助率となっていることから、今回の見直しでの変更はございません。

今回の見直しにより、自治公民館の維持・機能強化を図り、地域活動を継続的に展開できるよう支援してまいります。

なお、市の補助金以外の自治公民館の新築等に対する補助金としましては、コミュニティセンター助成事業があります。

この補助金は、自治公民館の建設または大規模修繕及びその施設に必要な備品の整備を対象に、事業費の5分の3以内に相当する額で補助上限額が2,000万円まで受けられる事業です。

市より優位な助成事業であることから、コミュニティセンター助成事業の活用についても、自治公民館から相談があった場合には紹介しているところです。

○5番水野正子議員 今回の自治公民館に対する補助金交付要綱の見直しにおいて、特に既存施設の増改築や補修、そして災害復旧への支援を大幅に拡充された点、地域のコミュニティーを守るという強い意志を感じ、高く評価いたします。

多くの自治公民館で老朽化が進む中、大規模な改修に最大150万円、日々の維持に欠かせない補修にも最大100万円を補助し、地域住民の負担軽減を図ったことは、まさに現場の切実な声に応えた判断です。

また、敷地の災害復旧において30万円という額から100万円とし、補助率を2分の1まで引き上げたことは、被災した地域の早期再建を後押しする極めて心強い内容です。

公民館は地域の絆を育む大切な拠点です。これほど充実した制度が整ったことは、各自治会の皆様が安心して活動を続ける大きな励みになるはずです。この支援策を広く周知し、各地域が抱える維持管理の課題解決につなげていくことを強く期待いたしまして、私の質問を終わります。

○眞茅弘美議長 以上で、水野正子議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午後1時10分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平田るり子議員。

[平田るり子議員 登壇]

○10番平田るり子議員 通告に従い質問させていただきます。

今年1月に行われた市長選では、元市議会議員と現職市長との一騎打ちとなり、結果460票差という極めて僅差で現職の市長が当選されました。

この結果は、市民の意思が大きく二分されたことの表れでもあると受け止められますが、市長御自身はこの選挙結果をどのような重みとして認識しておられるのか、まずはお伺いいたします。

市長はこれまで2期8年間、市政のかじ取りを担ってこられました。この間、国全体で見れば、人口減少や少子高齢化の進行など、地方自治体にとっては極めて厳しい時代であったことは私も十分承知しております。

しかしながら、こうした厳しい時代背景は、本市だけに限ったものではなく、全国の多くの自治体が同じ条件下に置かれてきました。

その中であっても、独自の取組を積み重ね、人口減少に一定の歯止めをかけ、いわゆる消滅可能性自治体の枠から脱却した自治体が存在するのも事実です。

しかし、本市の人口は一貫して減少を続け、かつて2万人を超えていた人口は、外国人技能実習生等を除けば、既に1万7,000人台まで落ち込んでおります。

依然として、消滅可能性自治体の枠から抜け出せない現状にあり、人口減少に歯止めがかかっていないのが現状であります。

このまま人口減少が続けば、地域の活力はさらに弱まり、将来的には国や県から再び市町村合併の議論が持ち込まれる可能性も否定できません。

その際、枕崎市がほかの自治体に吸収される、いわば自治体としての主体性を失うような事態となれば、これまでの市政運営の在り方とその責任が厳しく問われることになると考えます。

今回、市長は3期目として再び4年間の市政運営を託されましたが、私はこの3期目の中でも、特にこの最初の2年間で枕崎の将来を左右する正念場であると考えております。

以上を踏まえ、今回の選挙結果をどのような覚悟として受け止め、これまでの2期8年間の市政運営をどのように総括した上で、人口減少という最大の課題に対し、3期目の前半2年で何に重点を置き、どのような道筋を示そうとしているのか、市長の明確な認識と決意をお聞かせください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 まず選挙結果についての私の認識をお答えいたします。市民の意思が大きく二分されたという質問者の御意見ですが、私は市民の意思が大きく二分された、そのようにまでは思っておりません。相手候補が掲げた給食費無償化をはじめとした政策に一定数の支持があったのだろうとは考えますが、そのことで市民の意思が二分されたというふうには感じておりません。

議員が今述べられたように、現在本市の最も重要な課題として、人口減少、少子化という問題は、多くの市民に認識されており、その問題解決の手段として、相手候補と私の訴えに違いがあったのであり、問題認識という点では多くの市民、そして私も、今回の相手候補もそれほど変わらないのだと思います。

今回の選挙結果が僅差だったということだけで、意思が二分されたと考えるということは、繰り返しになりますが、私は感じておりません。

今後、私が仕事をしていく上で考えなければならないことは、今回の選挙で私に投票していただいた方、相手候補に投票された方、今回投票を棄権された方、全ての有権者のために働くこと、そのことは首長としての使命であると考えており、これから4年間、ぶれずに全ての市民のためにこの枕崎の未来をつくっていく覚悟です。

次に、これまで2期8年間の総括と3期目の前半2年間で何に重点を置き、市政をどのような道筋で進めていくかとの質問について答えます。これまでの2期8年間、産業競争力の向上、子育て支援、コミュニティーの再構築という3つの視点で市政運営に当たってきたところです。

これまでの8年間、本市の強みである産業の競争力を高めるという点において、コロナ禍という厳しい環境もありましたが、その中でも雇用を維持し、事業を継続することにいち早く取り組んで枕崎の産業を守ってまいりました。さらにHACCP（ハサップ）など、新たな取組を進める民間事業者への支援、茶や花卉など農業部門においても積極的な機械・設備の導入支援など、前向きな成長投資へ向けた事業者の支援も後押ししてきました。また、枕崎ブランドの構築という点では、PR動画「枕JAZZ」の制作、さらには、さきの枕崎プレミアムマーケットなど、首都圏での枕崎ブランドの価値向上の取組などを行ってまいりました。

子育て支援については、妊娠期から子育て期までそれぞれのステージに合わせた切れ目のない支援を行い、安心して子供を産み育てられる環境づくりを進めてきました。その施策としては、全国に先駆けていち早く取り組んだ入所児童・紙おむつ給付サブスクをはじめ、子ども医療費給

付事業、誕生祝金、産科診療が本市からなくなった後も、妊産婦への交通費支援事業や妊婦情報事前登録制度など、環境整備に努めております。

学校教育においては、教室の空調整備、GIGAスクールによる1人1台端末の整備、本市独自の教育支援員の配置の充実、教育支援センターの設置など、子供の学びの環境整備に努めてきております。また、市民の暮らしに関するコミュニティー構築に関しては、交通弱者対策の福祉タクシーチケット発行、都市公園トイレの整備、地区公民館の改修、内鍋リサイクルセンター開設や上下水道の老朽化対策など市民の暮らしを支える環境、施設整備を進めてきております。

しかしながら、市民生活を支える環境整備、さらには人口減少、少子高齢化など本市を取り巻く環境の厳しさは、今議員からもあったように、大きな課題として認識しているところです。そのためにも、これからの3期目の任期の中で、少子化に一定の歯止めをかけるべく、これから子供を産み育てる世代が明るい将来設計、展望を描ける地域づくりに果敢に取り組んでまいります。

その中心的な政策として、若者就労者支援直接支払給付金事業を進めてまいります。若い就労者に直接給付をすることで、若者の手取りを増やし、生活を支援することにより、少子化対策に寄与するとともに、事業者の人材獲得等にも寄与することで、本市産業の供給力、そして競争力の強化にもつなげてまいります。

現政権が取り組もうとしている中・低所得者の税・社会保険料負担を軽減し、所得に応じて手取りが増えるようにする、給付付き税額控除の制度設計、制度が始まるまでの間のつなぎの対策としての2年間に限った飲食料品の消費税ゼロという政策、それとともに、本市としては、この政策、若者就労者支援直接支払給付金事業ですが、この政策に係る財源、これは都市部と地方の格差を埋めるためのコストと捉え、本市独自の取組としてこの給付金事業、これを活用してまいります。議員がおっしゃられる3期目の最初の2年の目玉政策として取り組んでまいりたいというふうに考えます。

この若者の暮らしを後押しする施策を定着させることで、子供を産み育て自身の命を次の世代へ引き継いでいくという大切な人間社会の営みを当たり前のものと思えるような、そういう社会をこの枕崎から取り戻していきたいと本気で考えております。

どのような道筋をとという言葉もございましたが、少子化対策へ真正面からぶつかっていくためには、そういった、どちらかというところ保守の本懐とも言えるような社会教育をしっかりと取り戻すこと、これも今後の必要な道筋になってくると思います。

○10番平田るり子議員 老人福祉センターと健康センターの提案がありまして、現在の耐震についてお伺いいたします。

老人福祉センターと健康センターは、市民の健康増進と高齢者福祉を支える重要な拠点として整備をされました。しかし、両施設は昭和55年建設で築45年が経過しており、鉄筋コンクリート造としても老朽化が進む時期に入っています。

耐震診断は、倒壊の危険性を評価するものであり、建物の寿命や設備、配管の劣化まで判断はしません。

この年代の建物は構造体の中性化、給排水設備、防水などの劣化が確実に進行しており、部分的な補修だけでは根本的な老朽化対策には至っていないのが現状です。

特に老人福祉センターは、浴室や配管など劣化しやすい設備を多く抱えており、築年数を踏まえば、今後大規模改修を検討すべき段階に入っていくものと考えます。

そこで、本施設の耐震性について、現時点でどのように評価されているのか、また必要な対策についてどのように認識されているのかをお示しください。

○鮫島眞一健康・こども課長 枕崎市老人福祉センターと併設の枕崎市健康センターは、昭和55年3月に完成した鉄筋コンクリート造の建物となっています。

この施設の耐震性については、平成30年12月に耐震診断を行い、耐震性があるとの診断結果

を受けています。

この診断結果から現時点において、老人福祉センターと併設の健康センターの建物について、大規模地震に対する一定の安全性は保たれていると考えています。

しかし、これらの建物は、建築後45年が経過し、給排水設備や空調設備等を中心に、建物附属設備等に故障や機能低下が発生しており、必要に応じて不具合箇所の修繕や取り換えを行っている状況にあります。

また、建物部分においては、今年度、玄関ポーチ屋根の防水工事や老人福祉センター及び健康センターの床張替え工事を実施しています。

今後も経年劣化により、設備等の不具合の発生が考えられることから、必要に応じ修繕を実施していく必要があると認識をしています。

○10番平田るり子議員 今お答えいただきましたこういった状況を踏まえると、単独施設として延命を図るのか、あるいは再編・複合化を検討するのか、政策判断が求められる段階に来ていると考えますが、枕崎の老人福祉計画においても施設編成に関する直接的な言及は載っておりませんでした。現状維持のまま高齢化が進行すれば、将来的な財政負担が増大する懸念があります。

そこで市長にお伺いいたします。本施設の老朽化への認識、今後の改修・建て替えの方向性についてどのようにお考えかお示してください。

○前田祝成市長 ただいま健康・こども課長からもありましたように、老人福祉センター及び併設の健康センターにつきましては、建築後45年が経過し、設備を中心に経年劣化が進んでいると認識してございます。今後の対応方針といたしましては、先ほども健康・こども課長の答弁にもありましたが、これらの施設の建物部分につきましては、耐震診断で、耐震性があるとの診断結果をいただいております。当面、安全性や利便性を確保するための必要な修繕を行いながら、施設の運用を行っていく、そういうつもりでございます。

○10番平田るり子議員 新庁舎計画に健康センターや老人福祉センターの機能を組み込む案も検討されていると伺いましたが、新庁舎建設に相当な財源確保が必要になってくると思います。現在の基金積立てや今後の積立てペースを踏まえると、実際に建設に着手できる期間がいつ頃になるのかは、施設編成の議論においても極めて重要な要素となると思います。

そこで、新庁舎建て替えに必要と見込まれる総事業費、基金の積立て状況、財源計画、そして建設開始の見通しについて、現時点での市のお考えをお示してください。

○本田親行副市長 初めに、市役所庁舎の本館建物について申しますと、昭和30年に建設され70年が経過しておりますが、平成28年度には耐震補強工事と同時に、外壁補修工事や屋根防水工事などの長寿命化計画を実施し、使用可能年限を20年程度延ばして現在に至っております。

新庁舎建設の考え方につきましては、市長が施政方針の中で述べましたとおり、引き続き庁舎整備基金の充実に努めながら、ただいま申した長寿命化工事から20年が経過する令和18年度頃の整備に向け、新年度は基本構想の策定に着手することとしております。

今後は、基本構想や基本計画を策定する中で、新庁舎建設の場所や機能、規模などについて、具体的な検討が行われていくこととなります。

したがって、見込まれる新庁舎の建設費について、現時点においてお答えすることは非常に難しいところでございます。

なお、平成28年度に長寿命化工事を実施する際には、新庁舎を建設した場合の経費についても検討を行いました。平成26年に本市と人口規模が同程度の県内団体が17億5,000万円程度をかけて新庁舎を建設しておりましたので、20億円程度は必要ではないかと思っておりました。しかしながら、昨今の急激な建設費の高騰等を考えますと、その金額程度での建設は、到底難しいものと考えております。

お尋ねの庁舎整備基金の状況につきましては、令和7年度末残高見込額が6億8,335万円、令

和8年度末残高見込額が8億8,535万円となっております。

現時点における新庁舎建設における財源の大きな考え方といたしましては、これまでの世代の負担により積立てを行った庁舎整備基金からの繰入分が半分、将来世代が負担していく地方債の発行分で半分と考えているところであり、今後、その考え方に合わせた庁舎整備基金の充実に努めてまいりたいと思っております。

○10番平田るり子議員 この人口減少に歯止めがかからない状況下で、財政に余裕があれば新庁舎も選択肢の一つですが、私は歴史あるこの現庁舎を生かすことも十分可能であると考えます。手狭になった分は分散すればよいわけですから、私は人口減少を容認しているわけではないんですけれども、むしろ、国が責任を持って進める高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定事業に手を挙げることで、枕崎に大きな財源を確保する可能性を私は見いだしています。しかし、現時点では十分な財源がなく、新庁舎の財源、そして計画には賛同できかねます。

そのような状況の中で、将来いつ建設できるか分からない新庁舎を前提に計画を進めるよりも、現庁舎を生かしつつ、必要な公共機能を再編・複合化する方向性を検討するべきではないかと考えます。

高齢者が安心して集い、健康を維持し、社会とのつながりを保つ拠点である老人福祉センター及び健康センターは、高齢化が進行する本市においては、ほかの公共施設に先立って機能を維持すべき最も優先度の高い施設であります。

関係人口の創出や若者を呼び込む施策というものが全国でよく言われています。そして、市も取り組んでいますが、全国で進めています、その前提として、その前に、誰もがいずれ通るこの高齢期を安心して暮らせる、いわばお年寄りに優しいまちを目指すことが重要ではないでしょうか。そうしたまちこそが、結果として多世代に選ばれる枕崎になるのではないかと考えます。

具体的には、老人福祉センター及び健康センターを市立病院に近い元准看学校跡地に新設・集約し、図書館や子育て支援センター、市役所の子供・高齢者の関連部署を同一建物に併設することで、多機能型の複合施設として再編する案が考えられます。

現庁舎を維持しつつ、健康・福祉・子育て・教育機能を一体化した複合施設を、市立病院周辺に整備するという選択肢について、検討すべき時期に私は入っていると思います。

財源状況や公共施設の老朽化を踏まえ、再編・複合化の方向性をどのように判断されるのか、市長のお考えをお聞かせください。

○前田祝成市長 これまで健康・こども課長、副市長のほうから答弁がありましたように、現在の老人福祉センター、健康センターについては、安全性等を確保するための必要な対応を行いながら、現施設を可能な限り利用していくこととなります。この背景にはですね、以前閉院した民間医療機関の活用も検討したこともございましたが、なかなか実現がかなわなかったという現状もございます。

今後の公共施設の在り方につきましては、先ほどの副市長の答弁にもありましたが、私が施政方針で述べましたように、今後、新庁舎を建設するという考え方でございますので、その建設へ向けた構想の中で必要な機能をどこまで持たせるのかを含め検討していくことになろうかというふうに思います。その中で、既存の既にある公共施設の今後の在り方についても判断していくことになろうかと考えております。

○10番平田るり子議員 分かりました。私が提案したですね、この複合化により建設費や維持費の削減、そして利用者の利便性向上、部署間連携の強化が期待でき、国や県の補助制度を活用する可能性もこれは高まります。

これまでの本市の廃棄物処理施設は、新たなリサイクル施設整備と一体的に事業を構築することで、旧施設の解体費を補助対象として整備をされました。同様に、老人福祉センター及び健康センターについても、単なる建て替えではなく、健康・福祉機能を複合化した拠点整備事業とし

て位置づけることで、解体費を含めた補助制度の活用が図れる計画として進めることができるのではないのでしょうか。

また、合併していない枕崎は生活圏がコンパクトであるため、機能を分散しても大きな不便は生じにくく、むしろ目的別に施設の役割が明確になる利点があります。お年寄りに優しいまちとして選ばれ、結果として若者にも選ばれるまちとなれば、段階的に財源も充実して、将来的には本格的な庁舎整備も視野に入ってくるものと考えます。

私はこの提案をしている大きな理由の一つがですね、これから市民の医療に危機をととても感じて、私はこの構想を今、提案をさせていただいております。そこで、この地域医療の危機と、健康・福祉拠点の再構築についてお伺いいたします。

本市では、民間病院の閉院が相次ぎ、市内の産婦人科が分娩取扱いをやめ、本年3月には産婦人科が閉院となる予定です。子供を産み育てられる環境、そして女性が等しく医療を受けられる環境が大きく損なわれています。

閉院予定だった小児科が市立病院に新設されることとなり、本当に安堵しておりますが、産婦人科は厳しいとしても、この婦人科だけでも市立病院に残すことはできなかったのか、本当に残念でなりません。この状況は、どうすれば子供が増えるのかという以前に、そもそも子供を産み育てられないまちになっているという深刻な現状を示しています。

医療を等しく受けられないまちは、まさにこの消滅可能性自治体の典型であり、急速な対策が必要であると考えます。その中で、市立病院は地域の民間医療機関と連携しながら、地域医療を支える重要な基幹施設であり、今後は、母子保健、高齢者福祉、災害拠点として中心的な役割を担うことが期待されています。

国が進める地域医療構想、また地域共生社会、コンパクトプラスネットワークの方向性からも見ても、市立病院周辺に医療・福祉・子育て・防災機能を集約することは極めて合理的です。

そこで質問いたします。民間医療機関との連携を一層強化しながら、地域全体で持続可能な医療体制を再構築していく必要があると私は考えますが、こうした連携の枠組みの中で、今後市立病院はどのような方針と取組により地域医療を支えていくお考えなのか、見解をお聞かせください。

○前田祝成市長 おっしゃられるようにですね、医療機関等の減少により、地方においては地域医療体制の維持が厳しい状況に置かれ、本市も同様な状況にあるというふうに考えます。

地域医療体制につきましては、県が策定いたしました鹿児島県保健医療計画におきまして、二次保健医療圏域ごとのですね、この二次医療圏域というのが今、枕崎市、南さつま市、南九州市、指宿市になるわけなんですけれども、二次保健医療圏域ごとの特性、そして実情を踏まえて、地域医療連携体制を構築することとされています。そのことから本市としては、南薩保健医療圏の枠組みの中で、医療提供体制の構築を図る、そういう必要があるというふうに考えます。

本市の地域医療体制につきましては、地域の民間医療機関の先生方の御協力の下、本市医師会と密接な連携を図りながら、地域の住民の皆さんがどのような状況においても、質の高い医療を継続的に受けられるように、地域医療全体で支え合う医療提供体制が引き続き維持されるように努めてまいります。

議員から今ありましたように、産科、周産期医療についてはですね、枕崎市内に医療機関がなくなるということになっておりますが、それについてはですね、地域として薩南病院の産婦人科ですね、こちらのほうへ医師の派遣をですね、地域として取り組んでいるということもございません。今申し上げましたように、地域としてどういうバランスで医療提供体制を整えるかということが、今、県からも求められているところでございます。

その中で、枕崎市立病院におきましては、不採算部門である救急医療や小児医療に取り組むとともに、地域住民の医療需要に沿って病床機能を見直すなど、引き続き地域医療に貢献し、市民

の健康保持に必要な医療を提供することで、公立病院として担うべき役割をしっかりと果たしていきたいというふうに考えております。

本市の保健福祉、あるいは災害対応においても、医師会や各関係機関と連携を図りながら、地域医療体制全体の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○10番平田るり子議員 この前半の質問の再編・複合化の視点から申し上げます。

市長は3期目のスタートに当たり、子供・若者・高齢者を柱とする3つの枕崎を掲げておられます。今問われているのはこれからの4年間ではありません。これまで8年間の成果をこの2年で確かな形にできるかどうかです。

2年という期間を申し上げた理由は、南あわじ市との両市間協定の件、そしてフェリーみしまの件、これまで相当な時間をかけ協議や準備をして積み重ねてきたはずですが、それにもかかわらず、いまだ具体的な成果や前進が見られない状況であります。これ以上時間だけが経過することは市民の理解を得られません。だからこそ、早期に明確な結果を示していただきたい、その強い思いを込めて申し上げます。

私はこの強い危機感、もしですね、やはりこれから先ですね、この合併により枕崎という名前を失ってしまうというこういった危機もある中で、私はその危機感というのはですね、これは大げさではないと私は思っています。その象徴がですね、3月に営業を終える南薩地域地場産業振興センターです。

今後は、市が担うこととなりますが、老朽化が進み、改修・維持管理には大きな財政負担が見込まれます。部分的な改修を続けるだけでは、将来に重い負担を先送りするだけです。施設の在り方を根本から見直し、再編・複合化の視点から再構築すべきです。

そして、ここで強く申し上げたいのは、国から降りてくる支援で事業を行うこと自体は決して特別なことではありません。補助金があれば、事業は形になっていきます。しかし、それだけでは、今までと何も変わりません。市民を本当に支えるのは、国頼みではなく、市が自ら生み出す自主財源です。

だからこそ、企画調整課のこの体制を見直し、ふるさと納税推進係、昨年発足したこのチームと観光協会の連携を強化し、自分たちのまちの財源は自治体が稼ぐ。ふるさと納税というのはですね、自分たちでこのふるさと納税をやる。南薩地域地場産業振興センターの併設も含めた、この戦略的な再編を進めるべきだと私は考えます。

地域の魅力発信と財源確保を一体で進める拠点として再生させることで、施設の有効活用、財政負担の軽減、職員の働きやすい環境整備、地域産業の活性化、これを同時に実現できるはずで。枕崎の将来を守るために、今こそ前向きな戦略的な決断を強く求めます。

次に、地域における労働力の確保についてお伺いいたします。

一般に、人手不足はマイナスと捉えられがちです。しかし、人手不足こそが賃金の上昇や省力化投資を促し、生産性向上につながるという指摘もこれはあります。つまり、人口減少そのものよりも、投資不足や構造改革の遅れこそが地域経済の停滞を招く本質的な課題ではないかという視点です。

本市の基幹産業には、技能実習制度に支えられている分野も多くあります。実習生の皆様の貢献には深く敬意を表しますが、将来を見据えれば、外国人労働力を前提とした構造から日本人が働き続けられる産業構造へと転換する視点が不可欠です。

人口減少が進む中で、地域の労働力をどう確保し、どう育て、どう定着させるのか、この点こそが本市の持続可能性を左右する重要課題であると私は考えております。

そこで伺いいたします。本市として、人手不足を危機ではなく、生産性向上のチャンスと捉え、企業の省力化・自動化投資を促す取組をどのように進めていくか、お聞かせください。

○鮫島寿文水産商工課長 本市の基幹産業の一つであります水産加工業、食料品製造業におきま

しては、近年、国の食品産業の輸出向けHACCP（ハサップ）等対応施設整備事業などを活用し、工場の新設や改修、機器整備を推進してまいりました。

HACCP対応施設を整備し、高度な衛生管理の下で生産される商品は、品質保持や衛生面での優位性を発揮し、商品価値が向上するとともに、製造ラインを効率化、省力化することで、生産性の向上にもつながっております。今後も引き続き、HACCP対応の食品加工の施設整備を推進してまいります。

また、県が令和8年度から事業拡充を予定しております、食品関連製造業生産工程自動化・省力化等支援事業などについても事業者へ周知し、人手で行っている作業の自動化や生産工程の省力化の取組を推進し、事業者の生産性向上につなげていきたいと考えております。

さらに、本市独自の製造業等の施設整備の支援策も検討してまいりたいと思っております。

○10番平田るり子議員 日本人による技術継承の重要性についても、人口減少が進む中、外国人労働力に過度に依存するのではなく、地域に存在する労働力を最大限に生かしていくことが今後の持続可能な地域づくりにおいて重要であると考えております。

具体的には、高齢者が健康なうちは働き続けられる環境づくり、女性が働きやすい職場環境の整備、さらには兼業・副業など柔軟な働き方を可能とする制度づくりなど、複数の施策を組み合わせる必要があると考えます。実習生の皆様が地域産業を支えてくださっていることは紛れもない事実であり、その貢献に対しては深い敬意と感謝を申し上げます。

しかし、国全体で見れば、外国人労働力への依存が高まり、受入れの在り方そのものが今回の国政の大きな選挙の争点となりました。この流れの中で、本市は将来の産業構造をどのように描くのが問われています。

決して外国人労働力を否定するものではありません。しかし、同時に日本人が技術を継承し、安心して長く働き続けられる環境づくりを本気で進めなければ、本市の産業の土台は弱まっていくのではないのでしょうか。

これまで支えてくださった外国人の皆様には感謝を前提としながらも、地域の持続可能性を高めるため、日本人の担い手を可能な分野から段階的に技術を受け継いでいく産業構造へと転換をしていく覚悟が今こそ必要ではないのでしょうか。

このまちの産業は、このまちの人たちが支える、その姿を目指すべきだと私は考えます。

この件は以前もお聞きしました。市長は、市長の答弁の中で、本市の産業は外国人技能実習生の力に支えられている一方で、枕崎で育った若者が地元に残り働ける環境、また、一度市外へ出た若者が戻って暮らせる地域づくりを進めていきたいと、こう述べられました。

そこで、可能な分野から段階的に日本人の雇用へとつなげていくための具体的な支援策や環境整備について、本市はどのような方針と行動計画の下、取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 労働力確保の取組につきましては、本市の基幹産業の後継者の育成及び確保を図り産業の振興を促進するため、本市内において漁業及び節類加工業に新たに従事する方に対しまして、産業後継者育成奨励金を交付しております。

令和2年度から交付要件を緩和し、就業時年齢を35歳未満から40歳未満とし、奨励金の額についても5万円から10万円に引き上げたところです。

節類加工業につきましては、特に、かつおぶし製造の節の整形工程に携わる日本人の削り職人が不足していると伺っております。伝統産業の技術を継承する上で、そのような人材の確保、育成をどう進めていくのかということも業界の皆様と課題を共有し、研究してまいりたいと思っております。

また、新規就労者支援の一環としまして、新規雇用創出就労環境改善事業におきまして、従業員のトイレや更衣室またはシャワー室などの福利厚生施設を整備する費用の補助や、制服及び作業着の購入費用の補助を行うことにより、若者の定着や女性の就労環境の改善に資する取組につ

いても推進してきております。

さらに、若者定住育成協議会におきましては、域内の高校生を対象としまして、地域の企業訪問事業や合同企業説明会を実施するなど、本市内の新卒者の地元企業への就職を促進する取組を続けております。地元企業を理解することで、大学等への進学後における将来の就職先の選択肢の一つにもなり、地元企業への就職促進につながっているものと考えております。

新たな取組を申し上げますと、令和8年度から、市長も先ほど申し上げましたとおり、若者就労者支援直接支払給付金事業を始めます。1つ目に人口減少・若者定住対策として、2つ目に人手不足対策、そして、これから子供を産み育てる若い世代が枕崎市で暮らしていける、将来設計できる支援の一つとして、また就職を理由にした市外流出の抑制及び本市の産業人材を確保し、地域経済の体力・体質強化を図るため、市内に住み、働く若者、日本人に給付金を支給したいと考えております。

今後、具体的な事業概要を調整し、給付に係るシステム整備を進め、事業の効果的な周知や対象者の把握に努め、令和8年秋以降の支給を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

○10番平田るり子議員 高齢者の働き方についてお伺いいたします。

働き方が多様化する現状において、長く働き続けられる安心感があってこそ、技術は蓄積され、継承され、地域の産業の力となります。働き方を一律に固定するのではなく、この古きよき時代の終身雇用も選択できる環境を整えることこそが真の意味での働き方改革であり、労働力確保の観点から、働き方改革の中身こそが重要であると私は考えます。

本来なら、子供と母親がゆとりを持ってそばにいたことが一番いいのですが、今は社会構造の変化により働ける人が働かなければならない状況において、まず、子育て中の女性が安心して働き続けられる環境づくりが不可欠です。

社会の持続可能性を考えたときに、最も重要視すべきは子育てであります。その中で子育てをしながらどのように働けるかを具体的に整えていく必要があるのではないのでしょうか。また、高齢者の働き方については、現実では就労日数や時間が固定されている職場がこれは普通です、働く意欲があっても、時には体調不良や定期通院などにより、厳しい状況があると伺っております。体調や生活状況に応じて柔軟に就労時間や日数をですね、緩やかに調整できる環境が求められていると思います。

高齢者で働きたい方と、そして事業者のニーズや都合をつなぐ役割というのが重要視されてくると思いますが、そういうところは、市のほうはどういうふうなお考えでしょうか。

○川野優治長寿介護課長 高齢者で働きたい方と事業者側のニーズや都合をつなぐ役割については、シルバー人材センターが担っております。

シルバー人材センターは、生きがいの充実と地域社会の活性化を目的とした公益社団法人であり、家庭や事業所または官公庁から、剪定、草刈り、清掃や施設管理などを受託し、会員に提供しており、地域に密着した事業を展開しております。

加えて、新たな職域への進出、人手不足分野での就業機会の開拓にも取り組んでいるところで

す。このうち庭木等の剪定作業については、現状では対応できる会員が1人しかいないため、シルバー人材センターにおいて、令和8年度は新たに3名から5名の剪定会員を育成することを計画されており、市としては、剪定会員育成事業による助成を行うこととしています。

剪定会員の育成により、多くの剪定受注に対応できるものと期待しております。

高齢者の就業機会の拡大は必要と考えておりますので、シルバー人材センターの安定的な運営につながるよう支援を継続しているところで

○10番平田るり子議員 高齢者の皆様は、国が定める勤労の義務、そして、納税の義務の精神を身をもって受け継ぎ、体が動く限り社会に貢献しようという強い意志をお持ちです。実際に、

年金に加えて就労されることで、本市の人手不足を大きく支えていただけると感じております。年配者の方も長く働き、幸せを感じられる体制を整えていただければと思います。

この時代を乗り越えた先にですね、母親が安心して子育てに向き合え、お年寄りが穏やかで豊かな老後を送れる社会が訪れることを信じたいと思います。

次にですね、地域資源の高付加価値化と農業政策の位置づけについてお伺いいたします。

本市には、かつおぶしや漁港、そして酒造りといった全国に誇る産業がありますが、同時に、農業もまた本市の重要な基盤産業であり、地域の暮らしと経済を支える大きな柱です。しかし、市長の選挙期間中ですね、政策議論を振り返りますと、かつおぶしや観光などの話題は多く語られた一方で、農業については具体的な方向性が十分に示されなかったのではないかと感じてしまう市民の方もおられました。

農業は、人口減少や担い手不足、資材価格の高騰などにより、極めて厳しい状況に置かれていますが、だからこそ、農業をどのように守り、いかに価値を高め、次の世代へと確実につなげていくかという視点は欠かせません。さらに国全体を見れば、食料自給率の向上は国の安全保障、いわば国の防衛力を支える重要な要素の一つと位置づけられています。新たな政権においても国防力の強化が掲げられている中、国内で安定的な食料を生産できる体制を維持・強化することの重要性は、今後もますます高まると考えています。

その意味においても、農業を基幹産業として有する自治体として、本市がどのように国全体の食料安全保障に貢献していくのか、また地域としてどのような水準の食糧生産力を維持・強化していくのかという視点は、これから一層問われていくものと考えます。

そこで、まず、本市の農業という地域の大きな強みを、今後どのような付加価値の高い産業へと育てていくのか。地域資源を生かした高付加価値型産業への転換を進めるに当たり、本市の基幹産業である農業をどのように位置づけるのかをお伺いいたします。

あわせて、以前この農業とふるさと納税との連動による地域ブランドの向上や販路拡大についてもお伺いしました。食料自給率の向上の貢献についてもお伺いいたします。

併せて質問した後半のほうは、前回も私質問しましたが、新たな施策があれば、お答えいただければと思います。

○前田祝成市長 農業の付加価値を高める取組につきましては、施政方針でも述べましたように、次世代を担う人材投資など後継者育成や認定農業者等担い手育成・事業継続対策事業等を通じて、未来への積極的な投資を後押しすることで、地域産業の大きな強みとして位置づけていきたいというふうに考えております。

昨年、世界的な抹茶需要の高まりでお茶の価格が高騰するなど、これまで厳しい経営環境にあった茶業のさらなる発展・強化、さらには畜産、花卉、果樹、カンショなど市場の動き、あるいは消費者動向等をしっかりと注視しながら、やはりその成長というところを後押ししたいと考えているところでございます。

ふるさと納税との連動というお話もございましたが、畜産などふるさと納税との非常に親和性の高い生産物もございますので、そのあたりを中心に、丁寧に対応していきたいというふうに考えております。ただ、ふるさと納税に過度な期待をするものではなく、基本的にはやっぱり本来のサプライチェーンの中でしっかりと確実な産業成長を促していけるように、国や県ともしっかりと連携しながら、農業振興を図ってまいりたいというふうに考えております。

○10番平田るり子議員 この鹿児島県では、おとし農業産出額が過去最高を更新したとの報道もありました。世界情勢が不安定な中であっても、この日々の暮らしの中で食べるものがあるというこの安心感は、何ものにも代えがたい幸せであり、地域の土台そのものです。と私は思っています。だからこそ、この農業を本市の基幹産業として明確に位置づけ、戦略的に育てていくことが重要であると考えます。農業の力を最大限に引き出すことができれば、雇用創出、そして

所得向上、地域経済の循環を生み出し、真に豊かなまちづくりへとつなげることができると確信しております。

最後にですね、国の給食費無償化についてお伺いいたします。

今年4月から、国が小学校の無償化を進める方針が示されておりますが、今後、国の関連予算が閣議決定されれば、具体的な制度設計が示されることとなります。

これまで市長は、給食費について子供の食事は親が払うもの、その考えを大切にしたいと繰り返し答弁されておりました。私はその価値観自体は否定するものではありません。親が子供の成長を支えるという姿勢は、教育の根幹に関わる大切な視点だと理解しております。

しかし、今回、国が小学校の給食を無償化する以上、市長が大切にされてきた親が払うべきという前提と国の制度との間に明確な矛盾が生じてまいります。市として、国の制度に逆らうことはできません。小学校の給食費は親が払うべきという市長の価値観とは関係なく、国の判断によって無償化されることとなります。

一方で、義務教育である中学校については、無償化の対象外のままです。同じ義務教育でありながら小学校は無償、中学校は有償という状況が生まれれば、家庭に不公平感を感じることは避けられません。

市長がこれまで大切にされてきた価値観を尊重しつつも、制度が変わった以上、市としての対応を再検討する必要があるのではないのでしょうか。

私は市長の価値観を損なわずに、無償化と教育の在り方を両立させる方法があると考えております。無償というのはただではありません。多くの税金によって支えられています。だからこそ、子供たちに、あなたの義務教育は社会全体の負担によって成り立っている。無償化とは、社会があなたを支えている。このことを教えることができます。

これは、親が子供に責任を持つという市長の価値観とも矛盾しない、むしろ教育的なアプローチであると私は考えています。

そこで市長にお伺いいたします。国が小学校を無償化する以上、市としては、中学校の給食費について、不公平を生じさせない対応が求められています。市として、中学校給食費の無償化を検討するお考えはないのでしょうか。また、市長がこれまで大切にされてきた、親が払うべきという価値観と、国の制度変更によって生じた矛盾をどのように整理し、市民に説明されるおつもりでしょうか、お聞かせください。

○前田祝成市長 給食の無償化については、施政方針の中でも述べました、国は、子育て支援に取り組む自治体への支援として、学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化を公立の小学校を対象に実施することから、本市の小学校においても、新年度から給食無償化が始まることとなります。なお、中学校におきましては、これまでどおり物価高騰等の影響による給食費の値上げ分について本市として助成するというようにしております。

議員からございました、親が払うべき価値観というところと、国の制度変更によって生じる矛盾というふうにあります。今回の国の政策と、学校給食法との矛盾のほうが、矛盾だなど私は思っております。そっちのほうが矛盾であってですね、私が言っている親が負担すべきだというのは、学校給食法と何ら矛盾してないわけですね、法律と矛盾してないわけですよ。そう考えたときに、あんまり矛盾という認識が私自身にはなく、それは当たり前なのかなというふうには実は思っております。

だから、国が今回こういう政策を取ろうとなったときにですね、やはり法律も矛盾があるわけですから、国は、表立って給食無償化ということではなく、給食無償化などの子育て支援に出費をしている自治体を援助するための施策っていうような、逆に言うと苦しい説明をしているわけですよ。なので、矛盾っていうのはどちらかというと、やっぱり国の政策と法律との間に矛盾があるのかなというのを私は思っているところでございます。

私の考え方としては、これまでと変わらずありますので、施政方針で申し上げましたように、小学校については、この政策に従いまして、本市も無償化になるということになります。

○眞茅弘美議長 以上で、平田るり子議員の一般質問を終わります。

ここで10分休憩いたします。

午後2時11分 休憩

午後2時20分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上迫正幸議員。

[上迫正幸議員 登壇]

○4番上迫正幸議員 それでは一般質問をさせていただきます。

日本の人口は、2024年には日本人だけで約90万人減少という過去最大の落ち込みが記録されております。その原因として考えられるのは、出生率の低下、晩婚化、非婚化、地方の子育て世代の流出による都市集中と高齢化の進行であります。今後の見通しとして、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、人口減少は避けられないとされ、人口減少率を穏やかにすることが求められております。

午前中の一般質問で先輩議員が話されましたが、1月、鹿児島市内で開催された議員研修におきまして、「人口減少日本で起きること」と題しまして講演がありました。

その中で講師の方も、人口減少は避けられない問題であり、2020年には約1億2,340万人いた人口も、50年後の2070年には6,981万5,000人、そして100年後の2120年には約2,870万9,000人との予測がされております。実に現在の人口の8割減との予想がされているとのことでした。

また、2月27日の新聞報道で、日本の出生率も10年連続減少で、少子化は、政府想定よりも17年早く進んでおり、ますます少子高齢化が進むとのことでした。

本市の人口は国立社会保障・人口問題研究所によると、今後1年当たり300人程度のペースで減少を続けるとあるが、人口減少により、本市が直面する課題等に対する市長の考えをお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 人口減少につきまして、減少社会に適応する施策、また人口減少に対する課題ということで答弁したいと思います。

繰り返しになりますが、人口減少に対する1丁目1番地の対策は、少子化対策であると考えております。合計特殊出生率を上げていくことに取り組まなければ、人口減少は当然加速することになります。本市のこれからの対策として、先ほどから答弁しております若者就労者支援直接支払給付金事業を着実に実施してまいりたいと考えております。これから子供を産み育てる若い世代の所得を上げることが少子化対策に資するものだと考えているところです。

さらに、人口減少社会に適応する施策ということですが、減少社会への適応という点では、例えば学校の再編であるとか公共施設の在り方、地域社会を支える自治公民館の在り方、高齢者・障害者を支える社会の仕組みの構築など、人口減少社会に対するスピーディーな行政としての対応が求められるものと考えます。また、人手不足等に対応するために、いろいろな場面において生産性の向上を図っていくことが求められます。産業面、教育面、さらには行政事務等においても、DX化を促進することで人口減少社会に対応していくことが必要になってくようかと考えます。

さらに本市としての人口減少に対する課題としては、今申し述べたことのほかにも、産業が支える枕崎市にとって重要な雇用の場を増やして、若者の流出を防ぐための強い経済・強い地域を実現することが大事になってくると考えます。

○4番上迫正幸議員 今、質問に答えていただきました人口減少の主な問題点として、労働力不

足による経済縮小、社会保障制度の負担増、地域の衰退など人口減少に関する問題点は猶予がありません。一刻も早い対応策、それと市長のリーダーシップに大いに期待いたします。

それではD Xについて質問いたします。

まず初めに、本市が令和8年度に計画を予定しているD X推進計画の全体像と、年度内に達成すべき具体的な目標についてお聞きいたします。

○中村浩一朗企画調整課参事 自治体におけるD X（デジタルトランスフォーメーション）でございしますが、こちらは単なるI C Tツールの導入にとどまらず、デジタル技術やデータの活用を通じ、業務プロセスや組織の在り方、行政サービスそのものを抜本的に見直すことにより、住民の皆様にとって利便性の高いサービスを実現し、地域社会の課題解決をいたす重要な取組であると認識しております。

こうした中、国の自治体D X推進計画においては、各自治体がD Xの取組を総合的かつ効果的に実施し、全庁的にD Xを強力に推進していくためには、D X推進のビジョンや工程表から構成されます全体的な方針が決定される必要があります、その方針は、自治体内で広く共有されるべきであるとされております。

本市におきましては、デジタル技術の積極的な活用により、住民サービスの質の向上を図るとともに、庁内業務フローの見直しによる効率化・省力化を推進していきます。こうした取組を計画的、継続的に進めるため、令和8年度にD X推進のビジョンや中長期的な取組を具体化したD X推進計画を策定してまいります。

この計画を策定することにより、国のデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針にある、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化の実現に向けて、住民一人一人のニーズに寄り添い、多様な幸せを実感できる社会の構築を目指してまいります。

○4番上迫正幸議員 人口減少、高齢化の進む中での行政サービスの維持については、どういったものがあるのかをお尋ねいたします。

○中村浩一朗企画調整課参事 本市では、人口減少や高齢化が進む中、持続可能な行政運営の実現が重要な課題です。D Xの推進により、住民が時間や場所を問わず、行政サービスを利用できる環境を整備し、業務の効率化によって、職員の負担軽減と人的資源の最適配置を図ってまいります。

また、先ほど申し上げました国の方針を基本に、高齢者を含む全ての人が安心して利用できる支援体制の充実にも努めてまいります。

○4番上迫正幸議員 行政の中でのD Xは理解いたしました。それでは、かつおぶし産業とか観光などの活性化にデジタルは必要と考えているのかをお尋ねいたします。

○中村浩一朗企画調整課参事 地場産業や観光産業の活性化において、デジタル技術の活用は重要であると認識しております。

地場産業では、E CサイトやS N Sを活用した情報発信や販路拡大、データ分析による商品開発・マーケティングの強化、さらにはA I・I o T・ロボットなどの先端技術を活用した省力化・高効率化・高品質化・高収益化も期待されています。

また観光産業では、多言語対応やA R・V Rの導入、キャッシュレス決済の推進により、観光客の利便性と満足度の向上が図られることが考えられます。加えて、観光データの活用により、効果的なプロモーションや資源の磨き上げにもつなげてまいります。

本市といたしましては、関係団体と連携し、デジタル導入支援や人材育成を通じ、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

○4番上迫正幸議員 ありがとうございます。それではもう一つ、市民の利便性の向上と行政の効率化についてはどのような考えをお持ちか、お尋ねいたします。

○中村浩一朗企画調整課参事 デジタル技術の活用は、市民の皆様にとっての利便性向上と行政

の効率化の両方に大きく貢献するものと考えております。

例えば、オンライン申請や電子決済の導入により、窓口に行かずに手続きができるようになり、時間や手間の負担が軽減され、また、行政内部では、例えば、A I や R P A を活用することで、事務作業の自動化が進み、職員の業務効率が向上すると考えられます。

こうした取組を通じて、より便利で質の高いサービスを提供し、持続可能な行政運営を目指してまいります。

○4番上迫正幸議員 D X の内容については理解できたと思います。

それでは次に、令和8年度計画に向けて、現在どの段階まで準備が進んでいるのか、推進体制、人材育成、庁内の意識改革等はどのように進められているのかをお尋ねいたします。

○中村浩一郎企画調整課参事 本市におけるこれまでのデジタル化の取組につきましては、令和3年度に「デジタル技術を活用した持続可能なまちづくりに関する協定」を民間企業と締結し、デジタル化に関する相談窓口の設置等に取り組み、課題の解決に向けた連携や業務のデジタル化に向けた機運の醸成を図っております。

また、D X に関する専門的な助言を得るため、令和6年2月には、枕崎市未来共創フェローを委嘱し、今年度策定を進めてきました総合振興計画においても、今後のD X 推進に向けた時代の潮流を踏まえたアドバイスをいただき、庁内での共有を図ってまいりました。

また、県のD X アドバイザーを招いた職員研修の開催など、業務改善に資する取組を実施しております。

今後、D X の効果を得るためには、単なる業務のデジタル化にとどまらず、業務そのものを抜本的に見直すB P R（業務改革）の徹底が重要であると考えております。そのためには、職員一人一人が利用者目線に立ち、前例にとられない柔軟な発想で業務改革を進めることが求められます。そのため、それぞれの課においてD X を主導する職員の育成や管理職を対象とした意識の醸成に向けた取組を行ってまいります。

この取組に当たりましては、未来共創フェローをはじめ、県や連携協定を締結しました企業等と緊密に連携しながら、全庁一丸となってD X の推進に取り組んでまいります。

○4番上迫正幸議員 それではもう一点お尋ねいたします。文書管理、決裁の電子化、また、市民からの問合せ等にA I を活用した対応を検討しないのかをお尋ねいたします。

○中村浩一郎企画調整課参事 これまでもシステムの導入などにより業務の効率化を図ってきておりますが、さらなる庁内の業務の改革、デジタル化に取り組んでいくこととしております。

令和8年度は、国の方針に基づく自治体情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドへの移行を予定しており、また、これらの完了後に、例えば、行かない・書かない窓口申請や手数料のキャッシュレス決済化などの導入について検討を進めていくこととしております。

令和8年度には、市公式L I N E、自治体専用の電子申請・アンケート作成ツール、A I を活用したごみ分別ツールなどの導入に取り組んでいくこととしております。

○4番上迫正幸議員 それでは次の質問に移ります。現在、オンライン化されている行政手続は何かあるのか。また、これから予定しているものには何かあるのかをお尋ねいたします。

○入佐真史企画調整課情報政策係長 本市におけるオンラインで実施している主な手続といたしましては、ふるさと納税におけるワンストップ特例申請をはじめ、地方税の電子申告や納付、転出届の提出と転入予約、電子入札などを実施しております。

今後の予定につきましては、令和8年度当初予算において計上させていただいております枕崎市公式L I N E の導入を図ってまいります。市民の皆様にとって身近なスマートフォンは、オンライン申請の入り口として有効であると考えており、電子申請を活用する手続を拡大し、市民の利便性向上を図ってまいります。

○4番上迫正幸議員 もう一点お尋ねいたします。マイナンバーを活用したサービスの充実には

何があるのかをお聞きいたします。

○入佐真史企画調整課情報政策係長 まず、オンライン申請についてですけれども、市役所の窓口に来庁することなく、スマートフォンやパソコンで時間を問わず手続できるものがございます。

議員から御指摘である住民票・納税証明書のオンライン申請につきましては、手数料等の支払いの電子化を含めた導入は行っていない状況でございます。

しかしながら、市民の皆様がより便利で利用しやすい行政サービスを受けられるよう、引き続きデジタル化の推進に努めてまいりたいと思います。

続きまして、マイナンバーを活用したサービスについてですが、マイナンバー制度は、行政手続の効率化と住民サービスの向上を図るための重要な基盤であり、本市におきましても、その活用を市民の利便性向上につなげることが重要であると認識しております。

現在の取組状況でございますが、本市では、マイナンバーカードを利用した手続として、転出届の提出と転入予約やパスポート申請などについて、時間や曜日にとらわれず手続できる環境を整えております。

今後も、市民生活の様々な場面で拡大できる余地があると考えており、市民の皆様にとって便利で使いやすいサービスの提供に努めてまいります。

○4番上迫正幸議員 はい、理解いたしました。それでは次の質問です。

D Xによって、高齢者やデジタルに不慣れな住民が取り残されないために、こういった支援策があるのかをお尋ねいたします。

○入佐真史企画調整課情報政策係長 本市では、D Xを進めるに当たり、高齢者やデジタルに不慣れな住民の皆様が取り残されないよう、誰にとっても使いやすい行政サービスの実現を重要な基盤として位置づけております。

具体的な支援といたしましては、高齢者向けスマートフォン講座の開催によるサポートを実施しております。

D Xは利便性の向上だけでなく、住民一人一人の生活をより豊かにするための手段であります。デジタルに不慣れな方を置き去りにすることなく、誰もが安心して利用できる仕組みづくりを着実に進めてまいります。

○4番上迫正幸議員 そのサポート体制の周知方法はどうなりますか。

○入佐真史企画調整課情報政策係長 御質問の高齢者向けスマートフォン講座開催の周知方法につきましては、広報紙、お知らせ版及びホームページによる周知を実施しております。

○4番上迫正幸議員 お知らせ版、ホームページ、広報紙と今おっしゃいましたが、それを見ない市民の方、高齢の方への周知はどうなりますか。

○入佐真史企画調整課情報政策係長 議員の御指摘のとおり、ホームページを日常的に閲覧されない市民の方も一定数おられると認識しております。

このため、より多くの市民に情報が届くよう周知方法の多様化が必要であると考えております。

来年度につきまして、枕崎市公式LINEアカウントの導入を予定しており、運用開始後については、スマートフォン講座の開催案内についても、LINEを通じて直接スマートフォンへ通知をできるような仕組みの活用を検討してまいります。

今後も、市民の皆様に必要な情報が確実に届くよう、効果的な周知方法の充実に努めてまいりたいと考えております。

○4番上迫正幸議員 それではD X関連の予算はどのようなものがあるのか。また、どの程度の業務改善やコスト削減を目指すのかをお聞きいたします。

○中村浩一郎企画調整課参事 本市では、これまでも各課におけるシステムの導入や、マイナンバーカードの利活用推進など、庁内業務の改革とデジタル化に取り組んでまいりました。

令和8年度予算では、市民サービスの向上と庁内業務の効率化を進めるための事業を計上して

いるところです。

市民向けのサービスでは、行政情報を確実に届けるための公式LINEの導入、そして、行政手続やごみ分別方法の問合せに24時間いつでもAIが対応できるツールの導入を予定しております。

また、デジタルに不慣れな高齢者の方々を対象に、スマートフォン講習会を開催し、誰一人取り残さないデジタル化を進めてまいります。

庁内業務の効率化では、国の方針に基づき、基幹システムの標準化・共通化を進め、将来的なメンテナンスコストの抑制や、セキュリティーの強化を図ってまいります。

次に、デジタル技術の活用による業務効率化やコスト削減に関するお尋ねでございますが、業務効率化の面では、定型的な事務作業を削減し、そこで生まれた時間を、市民一人一人との対話や複雑な課題への対応など、職員でしか成し得ない付加価値の高い業務に振り向けていくことが重要と考えております。また、コスト削減については、数値化することは難しいですが、業務の効率化と同時に達成していくことが重要であると考えております。

本市といたしましては、デジタル技術を積極的に活用し、住民サービスの質の向上と、庁内業務の効率化・省力化を同時に実現し、持続可能な行財政運営につなげてまいりたいと考えております。

○4番上迫正幸議員 最後に、DXに伴う情報セキュリティー強化策はどのように講じるのかをお聞きいたします。

○入佐真史企画調整課情報政策係長 まず、情報セキュリティー強化の必要性でございますが、DXの進展により住民サービスや行政手続がオンライン化することで、個人情報のデジタル化、データ量の増加、紙媒体でなくネットワークを介した情報のやり取りの増加、クラウドサービスや外部システムとの連携・拡大といった変化が生じます。

これに伴い、不正アクセスやウイルス感染、サイバー攻撃のリスクの高まり、システム障害やデータ消失による住民サービスの停止、情報漏えいによる市民の信頼損失といったリスクが高まるため、強固で継続的なセキュリティー対策が不可欠となります。

○4番上迫正幸議員 DX化が進むことで、住民の利便性は大幅に向上いたします。最も大きな変化は、行政手続が来庁前提から、いつでもどこでもに変わることです。時間の節約や手続の簡素化等のメリットとなり、さらには職員の負担軽減にもなると考えております。来年度のDX推進計画に大いに期待したいと思います。

続きまして、乗合タクシーについて質問いたします。

これから先、ますます高齢者の増加や免許返納者の増加により、移動手段の確保が地域課題となっております。

また、路線バスの減便・撤退により、交通空白地帯が広がっており、住民の通院、買物、行政手続など、日常生活の移動を支える意味でも、乗合タクシーが注目されております。

まず初めに、現在本市で取り組んでいる乗合タクシーの実施状況、運行区域、便数、利用者数の推移について質問いたします。

○山神修一企画調整課主幹兼企画調整係長 御指摘のとおり、路線バスの維持につきましては、国や自治体からの補助による赤字補填などの取組を行っているものの、利用者の減少や運転手の担い手不足により、減便、路線の廃止が進んでおり、今後ますます厳しい状況になっていくものと予想されます。

このことから、本市におきましては、国や県、交通事業者、地域や各分野の団体の代表などで組織する枕崎市地域公共交通活性化協議会により、市民生活に必要な移動手段を確保・維持していくことを目的として、現在、予約型乗合タクシーによる公共交通の整備に向けた実証事業を行っているところです。

金山・道野地区におきましては、市街地方面への廃止代替バスの路線運行が、令和5年9月30日をもって廃止されたことに伴い、予約型乗合タクシーの実証運行を令和5年10月1日から実施しております。

また、市内全域においては、令和6年10月の1か月間実証運行を行い、昨年10月から2回目の実証運行を行っているところです。

運行の実施状況について、金山・道野地区におきましては、令和5年10月よりミーティングポイント方式、利用料300円で運行を行ってきましたが、利便性や持続可能性を検証するため、令和6年10月以降、運行日と料金を1回300円から500円へ見直した上で、運行形式も見直し集落側の発着地を自宅前から利用できるようドア・ツー・ドア方式に変更しております。

本年10月以降は、同じ料金の下、区域を市内全域に拡大し、集落と病院や店舗などに設定したミーティングポイントを結ぶ運行と、ミーティングポイント間を結ぶ運行の実証運行を行っているところです。

現在行っております実証事業の利用状況につきまして、10月から1月までの実績を申し上げます。

まず、乗合タクシーを利用するには利用者登録が必要となりますが、現在101人が登録しております。

市内全体の実績として、集落とミーティングポイント間の運行予定数632回のうち、実際に運行した回数は144回で、運行率は22.8%となっており、また、主に市街地にあります金融機関やスーパー、病院などのミーティングポイント間の実績は、運行予定回数320回のうち、実際に運行した回数は14回で、運行率は4.4%となっております。延べ人数で281人、実人数でおおよそ28人が利用している状況です。

現時点では利用率が低い状況ではありますが、金山・桜山地区に限りますと、運行予定数160回のうち、実際に運行した回数は95回で、運行率は59.4%となっており、金山・道野地区で行われた4月から9月までの実証運行の実績と比較しますと、54.4%から59.4%と増加しているところです。

広報紙や公民館での説明会などの周知広報を行い、理解を深めることで、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

引き続き、市民の皆様のニーズに応じた最適な公共交通サービスの提供を目指して、運行形態等の改善を続けてまいります。

○4番上迫正幸議員 乗合タクシーも郊外では50%を超す利用者があるけども、市内の利用者がちょっと少ないというような結果になっていると思います。

1月で実証実験を終了する予定を延長した理由と、利用者のアンケート調査を行っているのか、そのアンケート調査を行っているならば、市民の声を聞かせてください。

○山神修一企画調整課主幹兼企画調整係長 本年度の市内全域での実証運行につきましては、当初10月から1月までの4か月間実施し、公共交通としての需要やランニングコスト、事業者のオペレーションの課題などを検証し、本格運行に向けての実現性を探る目的で実施しておりました。

現在の状況としましては、利用率は低いものの、金山・桜山地区の利用が伸びていることや、実際に利用された方が継続的に利用されている状況が見られ、今後、利便性の周知や運行形態を継続的に改善していく中で、利用者の増加が見込まれること、また、事業者においては、利用率が増加していくにつれ、受付の際の事務負担や通常営業への影響に課題や懸念があるものの、現在の形態による運行であれば、今後、市と協議を重ねる中で課題解決をしながら事業を継続することが可能であると考えております。

市内全域での実証運行は3月までの予定ですが、引き続き4月から9月において、現在の運行

形態でさらなる検証を重ね、10月以降の本格運行につなげていきたいと考えております。

金山地区での実証運行の開始当初は、利用者アンケートを行っていましたが、回答が得られなかったために、現在の実証運行ではアンケート等の意識調査は行っていません。代わりにタクシー事業者ヒアリングを行い、タクシー運転手の方からお聞きした利用者の御意見を把握しております。

また、利用登録のお申込みの際や、直接のお電話でも市民の方から御意見をいただいているところですので。

御意見を踏まえまして、これまで別府下手地区の運行時間の変更と2か所の病院をミーティングポイントに追加するなど、利便性の向上に向けた改善を行っております。

引き続き、最適な公共交通サービスの提供を目指して、利用者の満足度や課題の把握に努め、運行形態等の改善を続けてまいります。

○4番上迫正幸議員 次に、交通弱者に対するタクシー運賃助成の利用状況をお聞きいたします。

利用者の皆様からは大変感謝しているとの声を聞いているが、担当課に利用者からどのような声が届いているのか。

また、乗合タクシーは大変便利だが、待ち時間の調整が必要になってくる。そのため行きは乗合タクシー、帰りは普通のタクシーを利用するとの声も聞かれておりますが、タクシーチケットのさらなる拡充は検討しないのかをお願いいたします。

○川野優治長寿介護課長 交通弱者対策事業のタクシーチケットにつきましては、令和元年10月から開始しているところです。令和5年度までは1枚300円を24枚交付していたところですが、市民からの要望を踏まえて、令和6年度から36枚に交付の拡充を図りました。

令和7年度の1月末での実績は、高齢者の対象者数1,741人に対し、発行人数は1,003人で、発行率は57.6%、利用率は62.4%となっています。

申請の際には、利用者へのアンケートを実施しており、利用者に対する用途や頻度等を含め、御意見・御要望の集約を行っております。

利用者からは、「助かっています」「大いに利用させていただいております」との意見や「この事業は続けてほしい」「チケットの枚数を増やしてほしい」「1回に使えるチケット5枚を増やしてほしい」などの要望があるところです。

今後の拡充につきましては、タクシーチケットの発行率と利用率や予約型乗合タクシーの利用状況等も含めて総合的に検討を重ねることとしております。

○4番上迫正幸議員 タクシーチケットは大変好評なようです。できましたら、拡充をお願いいたしますということを要望しておきます。

次の質問に移ります。本市の社会体育施設等についてお聞きいたします。

まず、市営プールの利用状況と維持管理について質問いたします。直近3年間の利用状況をお尋ねいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 市営プールの直近3年間の利用状況についてお答えいたします。令和5年度1,175人、令和6年度1,277人、令和7年度548人でありました。

令和7年度の利用者数が減少した要因といたしましては、50メートルプールの利用休止及び幼児プールの安全上の理由による利用制限があったからでございます。このため25メートルプールに限った運用となり、利用が伸びにくい状況となったところであります。

○4番上迫正幸議員 今年、市営プールを通りかかることがありましたが、利用者が非常に少ないと感じました。枕崎中学校の利用があると聞いておりますが、今年度の学校利用実績についてお尋ねいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 令和7年度の学校利用実績についてお答えいたします。

令和7年度における枕崎中学校の体育授業としての市営プールの利用は225人でありました。

市営プール全体の約41%の利用となっているところであります。

○4番上迫正幸議員 利用の半分近くが学校利用とのことであるが、プールの1年間の管理費は幾らなのか、お聞きいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 市営プールの1年間の管理費用についてお答えいたします。

指定管理者による市営プールに係る令和7年度の経費は、125万7,354円であります。その内訳といたしましては、市営プールの監視員に係る経費が70万4,160円、そのほか薬剤、光熱水費などが55万3,194円でありました。

なお、人件費、薬剤や光熱水費については近年、価格高騰の影響を受けている状況であります。

○4番上迫正幸議員 一般の利用者が少なく、プール管理費もかかる。

私の意見としては、枕崎中学校の利用が半数近くであれば、民間プールを利用するという検討もしてはいいのではないのでしょうか。また、市営プールは思い切って閉鎖して、ほかの施設、例えば駐車場とかの利用する方法などもあると思うが、どのように考えているのかをお尋ねいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 市営プールの今後の在り方についてお答えいたします。

市営プールにつきましては、学校授業などにおける利用状況を踏まえつつ、今年度と同様に25メートルプールに限定しての運用を考えております。

なお、今後の施設の在り方については、現時点では閉鎖とか、運用を変更していくものではなくて、安全面や維持管理などを踏まえつつ、再度検討してまいりたいと考えております。

○4番上迫正幸議員 次に、市営野球場についてお尋ねいたします。

市営球場の直近3年間の利用状況と、スポーツ合宿の誘致状況、また、これからの管理運営計画をお聞きいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 市営野球場の直近3年間の利用状況についてお答えいたします。

令和4年度は1万9,698人、令和5年度は1万2,265人、令和6年度は1万6,311人でありました。なお、イベント等の利用を除いた野球での利用者数は、令和4年度は1万0,236人、令和5年度は1万0,795人、令和6年度は1万2,781人と増加している傾向にあります。

○4番上迫正幸議員 それでは1月以降、市営球場での合宿が始まっているが、春季の合宿の過去の実績をお願いいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 市営野球場におきます春季合宿の直近3年の実績についてお答えいたします。令和4年度は延べ2,326人で、計4団体でした。その内訳といたしましては、高校が2団体、そのうち韓国の高校が1団体、そして大学が2団体でありました。令和5年度は、延べ2,637人で計5団体でありました。その内訳といたしましては、韓国の高校1団体、大学が4団体でした。令和6年度は、延べ2,495人で、計4団体でありました。その内訳といたしましては、韓国の高校が1団体で、大学は3団体でありました。

○4番上迫正幸議員 今年度の合宿状況を教えてください。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 今年度の合宿状況についてお答えいたします。

令和7年度の合宿受入れについては、今回で4年目となる韓国のチョンダム高校に加えまして、2月21日から3月8日まで開催される、薩摩おいどんリーグに参戦する大学3校の合宿受入れを予定しているところであります。

このうち、杏林大学は既に合宿を終えまして、名古屋商科大学は現在合宿中であります。残る四日市大学がこれから合宿入りとなる予定でございます。

この薩摩おいどんリーグは、県内各地を会場に、プロ、社会人、大学などの交流試合が行われる大会であり、本市としても、交流人口の拡大につながる取組として考えております。

○4番上迫正幸議員 薩摩おいどんリーグで多くの試合が組まれている、さらには交流人口拡大

のための施策として、野球以外での活用も考えるべきだと思いますが、野球場を活用したイベントの開催は何かあるのかをお聞きいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 野球場を活用したイベントについてお答えいたします。

野球以外の最近の活用例といたしましては、枕崎高校、水産高校の交流会では、野球場ステージでの書道パフォーマンスや、枕崎かつおランニングDayの実施、昨年度から会場となりました春の市などがございます。

また、市営野球場の駐車場を活用したイベントといたしまして、就学前の児童が参加するランニングバイク、さらに昨日、市営野球場で開催されました薩摩おいどんリーグのピックアップゲームなどでは、キッチンカーや枕崎鰹船人めしの出店など、地域の交流やにぎわい創出につながる取組を実施しております。

○4番上迫正幸議員 交流人口拡大を図るためにも、積極的に野球場の活用を高めていただきたいと思います。そのためには野球場のさらなる整備が必要と考えますが、今後の計画はあるのかをお聞きいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 市営野球場の整備につきましては、これまでスコアボードやステージの設置、管理棟トイレの改修を実施してきたところであります。今後も老朽化状況や利用実態を踏まえて優先順位を整理した上で、計画的な修繕、更新に取り組んでまいります。また、管理・運営につきましては、指定管理者による日常の点検、整備を継続しまして、安全で円滑な利用環境の確保に努めてまいります。

○4番上迫正幸議員 続きまして、総合体育館の利用状況について質問いたします。直近3年間の利用人数はどのようになっているのかをお聞きいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 総合体育館の直近3か年の利用人数についてお答えいたします。令和4年度は2万8,661人、令和5年度は国体なごなた競技の関係もありまして、先ほど言いました前年度よりも多く3万4,169人となりました。令和6年度は3万2,560人でありました。また競技別で見ますと、バスケットボールの利用が一番多くなっている状況であります。

○4番上迫正幸議員 分かりました。そのうち、サブアリーナ卓球場の人数は把握しているのかをお聞きいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 総合体育館の利用者のうちのサブアリーナ卓球場の利用者数についてお答えいたします。

このサブアリーナ卓球場の利用者数は令和4年度が7,231人、令和5年度が6,176人、令和6年度が6,352人でありました。

○4番上迫正幸議員 卓球場を利用する利用者から、子供の利用は無料にならないかとの声をよく聞きますが、考えをお願いいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 利用料につきましては、施設の維持管理に要する経費の一部を受益者に御負担いただく考えを基本としているところであります。

また、子供の利用につきましては、部活動での利用は、枕崎市総合体育館等の設置及び管理に関する条例施行規則第13条に定める利用料の減免等の対象に該当しますが、それ以外は無料の取扱いとなっております。一方で、子供たちがスポーツに親しむ機会の確保は、非常に重要でありますので、引き続き利用促進につながる取組について検討してまいりたいと思います。

○4番上迫正幸議員 分かりました。

施政方針にもあります子ども・子育て支援事業の一環として、卓球場の子供の使用料の減額と併せまして、子供が使用する市民会館の使用料も減額していただきたいと要望いたします。

最後に、深浦運動場のナイター設備の改修についてお尋ねいたします。

深浦運動場のナイターでの利用状況と、利用件数と主な競技種目が分かれば教えてください。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 深浦運動場のナイターでの利用件数と、主な競技種目につ

いてお答えいたします。

利用者数は、令和4年度が87件、令和5年度が130件、令和6年度が80件で減少傾向にあるところであります。主な競技種目としましては、サッカーが中心となっているところであります。

○4番上迫正幸議員 ナイター設備は水銀灯だと聞いております。LEDに変える計画はないのかをお尋ねいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 LEDへの更新計画についてお答えいたします。

ナイターの施設につきましては現在、水銀灯を使用しております。当面は現状の施設を維持しながら、水銀灯の交換等により、安全な利用、環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

今後、交換用在庫の確保状況をまた踏まえつつ、ナイター施設の設備の在り方についても検討してまいりたいと考えております。

○4番上迫正幸議員 分かりました。交流人口拡大を図る上で、合宿誘致の取組や、枕崎かつおランニングDayは大切なイベントだと考えます。新聞報道でもありましたが、枕崎かつおランニングDayの10キロコースの復活、ロードでの開催の実現は大きな成果だと言えます。これからの施設の整備、充実を図るなど、積極的な取組に期待したいと思います。

以上で質問を終わります。

○眞茅弘美議長 以上で、上迫正幸議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時17分 休憩

午後3時25分 再開

○眞茅弘美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、味園美和子議員。

[味園美和子議員 登壇]

○8番味園美和子議員 本日初めて定例会で一般質問の機会をいただきました。大変緊張しており、お聞き苦しい点もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

初めに、さきの枕崎市議会議員補欠選挙においては、多大なる御支援をいただき、この場に立たせていただいたことに、市民の皆様、そして応援して下さった皆様に厚く感謝申し上げます。

前田市長の施政方針にありましたように、私も市民の福祉向上を最優先として働いてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

さて、枕崎市の市政は、1949年、昭和24年に始まり、当時の人口は約3万4,000人、議員定数は30人でありました。これが平成に入りますと、人口は約2万9,000人、議員定数は24人になり、令和に入り、現在の人口は約1万8,000人、議員定数は12人になりました。単純に割り算すると、枕崎市ができた頃の3万4,000人の人口割ることの30人だと、1,130人に1人が議員でした。現在は、1万8,000人を12人で割ると1,500人に1人が議員であります。

1人の議員が声を届けなければならない市民の数、つまりは目の届かせるべき数は、市が開始した当時よりも、単純計算で1,100人から1,500人と400人ほど増えております。このことから、改めて身の引き締まる思いがします。

私は、今までの枕崎を支え、築き上げて下さった御高齢の方々、これからの枕崎を形づくるであろう子供たちの声のうち、特に弱い声の方々の声を大切にしていきたいと思います。これは特に声を上げづらい方々については、行政についても実態を把握しづらく、実態に気づいたときは、既に命の危険や経済面、将来設計面で自立が困難になっていることが実際に起こり得るからです。

私は、1月の選挙で、「あなたの声が私のちから！」をスローガンに上げました。この気持ちを忘れずに、市政運営に精いっぱい取り組んでまいります。

それでは通告内容に従い、質問に入らせていただきます。スクールカウンセラーについて質問

いたします。

昨今、子供たちを取り巻く環境は大きく変化し、不安や悩みを抱える児童生徒が増えていると言われております。その中で、スクールカウンセラーは、子供たちの心のケアや保護者支援、そして教職員においても重要な役割を担っている制度であると認識しております。

しかし、一方で、保護者や子供たちからは、次のような声が聞かれます。「周囲の目が気になる」「必要性を感じない」「知らない人に相談することに抵抗がある」「仕事を休んでまで相談に行くことが難しい」このように、制度はあっても、心理的なハードルや時間的な制約によって利用につながっていないのかと感じております。

本来、スクールカウンセラーは、問題が深刻化する前に、気軽に相談できる存在であることが理想であります。

そこで、本市における役割とその必要性について、市の認識をお伺いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 まず、味園議員が、本日初めて一般質問の質問に立たれたことに、ここで敬意を表したいと思います。また、先般の補欠選挙におきましては、御当選誠におめでとうございました。

質問にお答えいたします。

近年の我が国における学校教育の現場では、いじめ問題や不登校児童生徒が増加するなど、児童生徒の心に関わる様々な問題が生じております。本市におきましても、そのような児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、解消するとともに、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家を積極的に活用し、少しでも不安を解消することが大事であると考えております。また、詳細につきましては担当課長より答弁をさせます。

○山宗功学校教育課長 スクールカウンセラーは、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修などの業務を行う専門の資格を有する方であり、児童生徒やその保護者、教職員に対してカウンセリングを行い、一人一人のニーズに即した助言を行います。また、児童生徒が持つ長所や強みを探りながら、心の成長や適応をサポートするという役割があります。

本市においても、スクールカウンセラーが不登校や人間関係に悩む児童生徒の心理的ケア及び保護者並びに教職員への助言や支援を行っています。単なる悩み相談の枠を超え、学校と一体となり様々な問題の早期発見・早期解決を図る上で必要不可欠な存在になっていると考えております。

○8番味園美和子議員 次に、本市における各学校への配置状況と、今年度の利用人数、相談件数についてお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○山宗功学校教育課長 本市では、県から3人のスクールカウンセラーが派遣されていますが、県の予算での派遣回数に加え、市の予算で各学校にさらに3回ずつ派遣し、一層の充実を図っております。

派遣回数は、学校規模等に応じて設定されており、小学校の派遣回数は、県と市の回数を合わせて、枕崎小と桜山小が年間12回、別府小と立神小が年間9回となっております。中学校の派遣回数は、枕崎中が年間20回、桜山中と別府中が年間15回、立神中が年間17回となっております。

また、今年度1月末までの本市の小中学校における児童生徒、保護者、教職員の相談者の総数は226人、相談の延べ件数は376件となっております。

○8番味園美和子議員 ありがとうございました。私が思っていたよりも、利用状況が多いということを感じました。これも現場の先生方の御尽力のおかげだと思っております。

次に、相談内容の主な傾向についてお願いいたします。

○山宗功学校教育課長 本市の小中学校におけるスクールカウンセラーへの相談内容については、多岐にわたりますが、主に、心身の健康・保健に関する相談が27.1%と最も多く、次いで学業・進路に関する相談が20.1%、友人関係に関する相談が19.2%となっております。

○8番味園美和子議員 悩みが深刻化する前に、早期支援が重要であると考えます。今後、利用を促進する施策について、何かあればお聞かせください。

○山宗功学校教育課長 スクールカウンセラーの利用を促進するために、各小中学校において、スクールカウンセラーの紹介や訪問日を学校だよりに掲載したり、保護者向けに年間の訪問計画を掲載した案内文を別途配付したりして周知を図っております。

また、各学校では、スクールカウンセラーの訪問日に合わせて相談の計画を作成しますが、訪問日前に申込み用紙を配付して相談希望を募ったり、日頃の学校生活の様子を見ている担任や養護教諭が直接児童生徒に声をかけたりして、相談が必要な児童生徒に相談を促すこともあります。その際は、保護者にも周知して連携を図るようにしております。

なお、児童生徒や保護者に対して確実に周知するために、各学校にはPTA総会や学年・学級PTAの際に、スクールカウンセラーの有用性を周知するとともに、案内や申込みについて、今後、安心安全メールやアプリなど、デジタルでの配付なども行うよう指導してまいります。

○8番味園美和子議員 ありがとうございます。鹿児島県内でも、高校・中学校に入学する新1年生全生徒を対象にカウンセリングを実施している学校もあるとお聞きします。

実際に実施している近隣自治体の高校でお話を伺ったところ、この学校では、取組を始めて4年ほどになるということでした。

最初は面倒くさい、何を話していいかわからないという声の中、まずは子供たちとスクールカウンセラーとの顔を合わせる環境をつくってあげることで、子供たちの意識に変化が見られ、その後の利用が継続していったとのことでした。間口を広げてあげる、ハードルを下げることで、悩みが小さなうちに気づき、寄り添うことができる。それは問題が深刻化する前に、子供たちを守る極めて重要な取組ではないでしょうか。

私も当初に述べた中の一人でした。保護者の立場から、実際にスクールカウンセラーの方と接する中で、もっと早く利用することで、いろいろな方向性を導き出してもらえ、我が子にもまた違う形で関わることができたのではないかと考えております。

不登校は、子供を持った親からすれば、いつでも我が事となり得ます。多様化の時代と言われていますが、子供たちの悩みも本当に多岐にわたっております。その中で、本市においても、多感な時期である新中学生全員を対象としたカウンセリングの実施は、子供たちが安心して学校生活を送れる大きな支えになると私は考えます。子供たちが困ったときに頼っていい大人がいる。親が困ったときに頼れる専門職がいると感じられる環境づくりを前向きに御検討いただけますようお願いいたします。

次の質問に移ります。枕崎市キャッシュレスキャンペーン第5弾に関する質問をさせていただきます。

こちらは、物価高騰対応重点支援地方創生交付金を活用した2つの事業のうちの一つであり、また、3年前に始まった枕崎の飲食店等を応援しようキャンペーンの後継事業であると認識しております。受益者は、これらの店舗・サービスを利用する利用者であると見ています。

今回も、市内外からの利用、また対象店舗に関わる事業者への2次的、3次的効果もあり、大変好評だったとお聞きしていますが、対象業種と対象店舗数についてお聞かせください。

○中村浩一郎企画調整課参事 今回実施しました、枕崎市キャッシュレスキャンペーン第5弾につきましては、市内の飲食店、宿泊業、タクシー等の事業者などを支援することを目的として実施しており、対象店舗の数としましては、飲食店等が83件、宿泊業等が6事業所、タクシー等

事業者が3事業所の合計92の事業者となっているところです。

○8番味園美和子議員 対象店舗の中には、対象外の小売業も一部含まれていたと聞きましたが、市担当課と委託業者は把握していたのでしょうか。

○中村浩一郎企画調整課参事 初めに、キャンペーンの対象事業者を決定する基本的な流れについて申し上げます。

まず、今回のキャンペーンは、業務を委託し実施しているわけですが、委託事業者により、市内事業者に対する参加意思の確認作業が行われます。その後、参加意思を示した事業者について、対象事業者に当たるかを市と委託事業者の間で協議し、最終的な判定を行っております。

お尋ねの小売事業者につきましては、市担当課である企画調整課と委託事業者との間では、対象外であるとの認識でありましたことから、対象事業者とはせず、市ホームページの参加事業者一覧には掲載いたしませんでした。

しかしながら、2月1日から中旬までの間、当該小売店におきましては、3つのコード決済事業者に係る決済を対象に、ポイント付与の表示がなされていたことが判明しました。

このことから、詳しい調査を行いましたところ、委託事業者の誤りにより、当該小売店を対象事業者として取り扱っていたことから、この間、取り扱いました、合計約3万円分のポイントにつきましては、委託事業者が負担することとなっているところです。

○8番味園美和子議員 対象店舗情報の中には、閉店した店舗や小売業も掲載されていたようですが、その点も事前に確認はなかったのでしょうか。

○中村浩一郎企画調整課参事 キャッシュレスキャンペーンの対象事業者は、市ホームページで正確な情報を掲載してきたところです。

そのほか、各コード決済事業者は、特設ページを開設し、キャンペーンの各種情報を公表しておりましたが、その中に閉店した店舗等の具体的な名称が表示され、誤った情報が掲載されていたケースがございました。これは、コード決済事業者への各店舗からの廃止や休止の届出がないケースがあったことによるものであります。

こうしたことから、委託事業者には、閉店した事業者等の表示は削除し、正確な情報を掲載するよう指示をいたしたところです。

○8番味園美和子議員 答弁をお聞きし、市の担当課の迅速な対応のおかげで、大きな事態に発展しなかったことが幸いです。今後このようなことがないように、再発防止をお願いいたします。

私は、キャッシュレスキャンペーン第5弾は、現在の枕崎市の地域で支え合う仕組みの一つであると考え、基本的な理念に賛成いたします。その上で、仮にキャッシュレスキャンペーン第6弾が実施される際には、小売業も対象店舗にして、店舗数を拡大することを要望いたします。

昨年12月の補正予算案の審議の中でも、キャッシュレスの関連事業について、既にある議員が、前年、つまり、一昨年の市の担当者の方に対象店舗を拡大・検討するように申入れをしております。そして、去年12月の段階で、業種の拡大についての要望も出されております。私自身も、市民の皆様から対象店舗拡大の要望を聞いており、潜在的な需要は高いと思っております。ぜひ御検討をお願いいたします。

最後に、先月2月の国会で高市首相が施政方針演説を行いました。引用させていただきます。

「挑戦しない国には未来はありません。守るだけの政治に希望は生まれません。」私は首相が国と述べた箇所を枕崎に置き換えて考えてみました。

「挑戦しない枕崎に未来はありません。守るだけの政治に希望は生まれません。」今年、18歳になって初めて投票した若者も、今生まれたばかりの赤ちゃんも、その多くが22世紀を迎えることができるでしょう。

若者たちが枕崎で生きること誇りを感じ、未来は明るいと自信を持って言える。そうした枕崎にしていく。今の時代を生きる私たちにはその大きな責任があります。皆様、未来への挑戦を

共に進めてまいりましょう。希望を生み出す政治を共に進めていこうではありませんか。初の女性首相の言葉を借りました。

今回のキャッシュレス事業は、一つの事例になりますが、市民からの意見・要望を市政に反映するには、市の職員の方々の力が必要だと思っております。

私自身、まだまだ未熟ではありますが、ここに今こうして立っている以上、市政繁栄のために全力でまいりたいと思います。今後、オール枕崎として、皆様と一緒に一つ一つ、市の課題に対処していけたら幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

これにて私の一般質問を終了させていただきたく、御答弁並びに御清聴のほど、誠にありがとうございました。

○眞茅弘美議長 以上で、味園美和子議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3 時 50 分 散会

本 会 議 第 3 日

(令和8年3月3日)

令和8年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第3号）

令和8年3月3日 午前9時30分開議

日程 番号	件 名
1	一般質問 橋口洋一 議員（77ページ～86ページ） 禰占通男 議員（86ページ～95ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 眞 茅 弘 美 議員	2 番 下 竹 芳 郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員	4 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 水 野 正 子 議員	6 番 立 石 幸 徳 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員	8 番 味 園 美和子 議員
9 番 禰 占 通 男 議員	10番 平 田 るり子 議員
11番 橋 口 洋 一 議員	12番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	畠 野 照 文 書記
宮 下 和 也 書記	吉 井 真 子 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	竈 原 正 二 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	奥 山 博 史 市民生活課長
田 代 勝 義 財政課長	平 塚 孝 三 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	神 浦 正 純 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	鮫 島 眞 一 健康・こども課長
福 永 賢 一 税務課長	川 野 優 治 長寿介護課長
今給黎 仁 水道課長	山 崎 弘 人 水道課参事
西 村 祐 一 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	森 智 賀 健康・こども課参事
中 村 俊 彦 農政課参事	桑 原 英 樹 水産商工課参事
立 石 秀 和 市民生活課参事	板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
中 村 浩一朗 企画調整課参事	木之下 浩 一 教育長
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長	山 宗 功 学校教育課長
木 浦 勝 美 生涯学習課長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木口屋 和 彦 選管事務局長	宮 原 司 消防長
中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長	中 原 広 次 警防課長兼消防署長
平 田 寿 一 総務課参事	中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○眞茅弘美議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、橋口洋一議員。

[橋口洋一議員 登壇]

○11番橋口洋一議員 本日は、一般質問を行います前に、枕崎市明るい選挙推進協議会、通称明推協の委員である枕崎高等学校と鹿児島水産高等学校の生徒の皆さんが、議会の傍聴に来ていただいていると伺っております。昨日は卒業式があったということで御卒業おめでとうございます。

高校生の明推協委員は、全国においても先進的な取組であると伺っており、私たちも誇らしく思っているところです。昨年に引き続きの傍聴ありがとうございます。

本日は、短い間ではありますが、選挙で選ばれた市長、そして議員が、議会においてどのようなことを行っているのか、市民生活にどのように関係することが語られているのか、実際、肌で感じ取っていただき、今後続く生徒の皆様へ伝えていただき、生かしていただけたら幸いです。

昨年、皆さんの先輩が傍聴にいらっしゃった際には、言葉が難しく理解できないところもあったという意見があったということも新聞紙上で拝見しました。今日は、できるだけ分かりやすくなるよう心がけて質問していきたいと思っております。

現在、傍聴席入り口に、議場では静粛にさせていただくなど書いてあったので緊張しているかもしれませんが、周りの皆さんと同様、静かに議会のやり取りを見ていただきたいと思っております。

それでは一般質問に入ります。主題の1番目、海業による街の活性化についてでございます。

昨年10月に開催された市民と市議会との意見交換会において、「港や駅前の魅力を見い出すには」というテーマで話をした中で、出た意見がですね、豪華客船が入港・停泊できる港の整備をと、また先を見据えて漁港やまちの発展を考えると、コンテナヤードの誘致が必要不可欠であり、枕崎の発展や雇用創出にもつながっていく、また、港にイルミネーションを増やす、水産高校美術部により港の海岸を壁画修復、缶詰工場の誘致、お魚センターを中心に再開発など様々な意見が上がってきたところです。参加された市民の皆様への港の活性化に対する期待が感じられる話が様々出てきて、期待の高さが感じられたところです。

そこでまず初めに、開業した当時は、海業という言葉もない時期から、港の一角に港のにぎわいをもたらすために設置された枕崎お魚センターがどのような推移を経て、現在までどのような変遷を経てきているのかを伺います。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 令和4年3月に閣議決定された国の水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画において、海業とは「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるものをいう。」とされており、その意義として、漁村の人口減少や高齢化等、地域の活力が低下する中で、地域資源を最大限に活用した海業を根づかせることで、地域の所得と雇用の機会の確保を目指すことが示されています。

ちなみに海業という言葉につきましては、枕崎漁港と同じ特定第三種漁港である三崎漁港を有する神奈川県三浦市により、昭和60年に提唱されたものです。

枕崎お魚センターは、水産物の消費拡大と魚食普及による水産業の活性化並びに本市経済の活性化を図ることを目的として、枕崎市、枕崎市漁業協同組合、枕崎水産加工業協同組合、枕崎鮮魚出荷仲買協同組合、枕崎市魚商組合の5団体が出資する、いわゆる第三セクターとして平成5年4月11日にオープンいたしました。

開館から33年目を迎えたお魚センターの来館者数は、累計で1,660万人を超え、本市で最も集客力のある観光拠点施設として、カツオやかつおぶし、枕崎漁港で水揚げされた地魚など、本市の水産物・水産加工品を中心とした販売促進や、それらの魅力発信に取り組んでいるとともに、市内観光周遊の起点としての情報発信など、これまで観光と産業の活性化に大きな役割を果たしてきました。

令和6年3月にリニューアルオープンし、魅力向上が図られたことによって、現在、多くの観光客でにぎわっています。今後も、関係団体等との連携強化を図りながら、観光と産業の振興を一体的に推進する施設として、時代のニーズを捉えた各種取組を実施していきたいと考えております。

○11番橋口洋一議員 海業の定義、そして枕崎お魚センターが経てきた状況というのは了解いたしました。

実際にですね、お魚センターは順風満帆でここまで来たというわけではございません。オープン当初からですね、一旦経営不振に陥った時期を経たところで、今は持ち直してきているところかと思えます。その状況をですね、直近の直営店での上げ推移、入場者数等ですね、そういったところをお示してください。

○桑原英樹水産商工課参事 お魚センターの利用状況につきまして、まず、入館者数の推移について申し上げます。

平成5年の開館当初、入館者数は年間90万人を超えていたものの、全国的な傾向として、旅行形態が団体旅行から個人・小グループ化へと移行していくとともに、大型バスによる団体客の減少が顕著となり、平成22年度には30万人台まで減少し、さらに令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な減少が続き、年間20万人程度まで減少しました。その後、令和6年3月のリニューアルによって、令和6年度は28万4,195人とコロナ禍前の水準まで回復したところです。

売上高につきましては、お魚センターの直営売店や食堂など、直営店舗での金額を申し上げますと、令和5年度が約1億4,600万円、リニューアル後の令和6年度が1億6,600万円と、リニューアル効果により約2,000万円増加しました。

特に飲食部門の売上高については、令和5年度の約1.4倍と大幅に増加するなど、本市の食の魅力を広く発信できていると考えています。

○11番橋口洋一議員 お魚センターはですね、令和6年のリニューアル後、非常に良い状況が続いていると思います。お魚センターにつきましては、私ども市議会も議決したところで、資金を貸し付けているというところもありますので、さらにですね、売上げを伸ばしていただいて、返済につなげていただきたいというふうに思っているところです。

枕崎お魚センターにつきましては、今状況は分かりましたけれども、今後ですね、どのような取組を港の核として取り組んでいかれるのかお伺いします。

○桑原英樹水産商工課参事 現在、お魚センターでは、国の交付金を活用した産業と一体となった魅力あるウォーターフロントのまちづくり事業や、市の委託事業である国内外観光客誘客事業において、観光と海業の振興を一体的に推進し、交流人口の拡大を図る取組を継続的に実施しています。

お魚センターでは今後、今年度新たに整備したわら焼きたたき体験設備の活用による体験型観光のさらなる価値向上に取り組むとともに、関係団体等と連携して、本市の食文化の強みを生かした戦略的なプロモーションやSNSを活用した情報発信の強化、地域資源の磨き上げと商品造成及び販売促進において核となる人材育成等に取り組んでいくこととしています。市としましても、これらの取組を支援していきたいと考えています。

○11番橋口洋一議員 今、お魚センターの概略についてですね、お話をいただいたところで

が。海業というところで、お魚センターはもちろん海業の一つになります。そして、そのほかです。市が取り組まれている事業としましては、港の整備等があると思います。

港の整備につきましては、昨年の立石議員の一般質問において、これまでは国が推進する水産業の成長産業化として、枕崎漁港の生産力強化、競争力の強化のため、漁船の大型化に対応した岸壁整備や高度衛生管理荷さばき所、そして冷蔵庫の整備を進めてきていること。今後の整備予定としては、改良工事を進めている水深6メートル岸壁、青物の陸揚げ岸壁の改良工事について、令和9年度完了を目指し工事が進められていること。また、この岸壁改良工事が完了後、外港北側の青物の荷さばき所、内港の沿岸魚の荷さばき所の高度衛生管理への対応を含めた施設整備が計画されており、令和9年度から令和12年度の工事期間を予定しているとの答弁がありました。このことは市長の新年度の施政方針においても触れられていたところかとは思いますが。

このように、漁港整備、そして前出のお魚センターについては様々な取組が計画されているところですが。言い換えれば、そのほかの海業としての港の魅力を増す取組が見えてきていないところでは。

つきましては、漁港・お魚センターに係る整備事業のほかで、海業の取組というのはいかなることを考えられているのでしょうか、お伺いします。

○桑原英樹水産商工課参事 海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す海業の取組として、本市においてはこれまで枕崎市漁協を中心に関係団体等が連携しながら、水産物・水産加工品の商品開発・ブランド化による付加価値向上や水産物の消費拡大を目的としたイベントの開催など、様々な取組が継続的に行われてきました。

このような中、水産庁は海業を普及・推進するために、5年間でおおむね500件の漁港における新たな海業等の取組実施に向けて、水産庁が個別に助言や海業の推進に関する情報提供等を行い、取組を積極的に支援する地区として、令和5年度から、海業の推進に取り組む地区を募集・決定しています。現在、全国で86地区がその決定を受けており、本市においても令和7年3月公表地区として、市が申請者となり、枕崎漁港が当該地区の決定を受けたところでは。

当該募集に係る海業取組計画書においては、市、枕崎市漁協、枕崎水産加工組合、観光協会、お魚センターなどの協力体制の下、令和7年度からの取組として、お魚センターの2階多目的スペース及びかつおぶしミュージアムを活用した小学生向けのカツオマイスター検定の実施や令和9年度以降の取組として、市内観光スポットが連携したツアーメニューの構築などを計画しているところでは。

○11番橋口洋一議員 今お話があったところは、枕崎お魚センターを軸としたところの話のように聞こえました。枕崎においては、お魚センター、そして漁港としての漁業の在り方に注力しているということで、産業競争力、そして観光の面で力をつけていっているということは理解できますが、従前からあるモノの消費のところをです。見ているところが大きいんじゃないかなというふうには思います。

今の時代はですね、モノの消費というよりは、コトの消費、体験ですね、そういったところを重視しているところが今トレンドになっているかと思えます。コトの消費ということで、先ほど観光のほうとの連携という話もございました。それは陸のほうに向けた話になるかと思えます。

今話をさせていただいているところが、海のほうの話ということでは、先日、視察で山川漁港のほうにもお伺いしたところでは。こちらのほうも枕崎と同じくですね、水産庁の500の地域の中に含まれる地域ということで挙げられているところだと思えます。選考してですね、枕崎と同じく挙げられているところかと思えます。かつおぶし加工業を基幹産業に港を中心としたまちづくりに取り組まれているところでは。

指宿市山川地区は、産業構造も似通っているところも多いんですが、現在の取組は、漁協を核

として漁業体験を充実させ、農産物・海産物の販売、そして食事提供につなげて、水産業・農業・観光業と地域一体の海業に取り組んでいると。

また、魚の住みかになる藻場の再生、ブルーカーボンプロジェクトを進め、アマモを再生することで漁場を再生すると、それを取り巻く海の環境保全を環境資源にするという先進的な取組というのをされているということもお伺いしました。

本市もお魚センターに限らない港を中心にした海業の取組というところを推進すべきではないかと思いますが、漁業体験、そういったところの海のほうに向けた取組というのは何かございますでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 議員がおっしゃいますのは、漁業体験ということで何かないかということですが、まず、藻場の造成等につきましても、本市においても水産の多面的活用事業等でですね、藻場、磯焼けの改善とか、そういった取組も実施をしております。

指宿市でやられています藻場のそういった取組については、本市はどうしても湾というような形での港の形状になっていない関係で、なかなか藻場の造成ということでは、取組をしておりますが、進んでない部分もございます。

磯焼けの対応につきましては、これまでいろんな関係者、水産高校の皆さんにも御協力をいただきまして、ヒトデの駆除ですとか、そういったものの活動をしてまいりました。

もう一つの質問であります漁業体験という意味では、地引き網の体験とか、定置網とか養殖いかだに乗ってとかそういった体験も他県ではございます。しかし、本市においては、漁業手法としまして、遠洋漁業、沖合漁業、それと沿岸漁業とありますが、その中でも沿岸漁業におきましては、釣りの漁業、あと定置網の漁業ありますが、漁業体験を今対応できるような状況にはないと思っております。

このことにつきましては、枕崎市漁協、それと漁業者の皆さんとも話をしながら、こういった形で、せっかく大きな港、今申し上げました遠洋漁業、カツオの一本釣り漁業とか、沖合のアジサバの漁業、そして漁業体験が可能であるような沿岸漁業とありますが、それについても現状では非常に難しいのかなという認識でございます。

議員からもありましたとおり、せっかく枕崎としましては大きな港があり、昨日の答弁でも市長からもありました特定第三種漁港として国際的な水産物の物流拠点としての港でもございますが、まちのにぎわい、そして漁業者の所得向上に向けた新たな取組も模索していかなければならないと思っておりますので、今後も関係の皆様と協議を進めてまいりたいと思います。

○11番橋口洋一議員 先ほども申し上げたところですが、今、トレンドとしてですね、モノ消費からコト消費へということで、体験をすることによって、それが広がりを見せて、地域がこういうところがあるよと、紹介されて広がっていくという状況があります。

SNS等も発達したところですね、そういう体験の取組というところですね、非常に重要になってくるところかと考えておりますので、従事する漁業者の方々等の問題等もあるかもしれませんが、市のほうがですね、そういったところも念頭に置いたところで、さらに推進していただきたいというふうに思います。

続きまして、3番目の太陽と鯉のまち「枕崎」ウォーターフロント拠点整備事業、こちらのほうにおいて、地方創生の実現における構造的な課題ということで挙げられていた事項があります。枕崎お魚センターを媒体とした観光と海業の連携不足、これは事業申請をする際に、ここは問題だよというところで挙げられていた課題であるかと思っておりますけれども、今この状況というのがですね、どのように改善されているか、お伺いします。

○桑原英樹水産商工課参事 太陽と鯉のまち「枕崎」ウォーターフロント拠点整備事業につきましては、令和5年度に国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した市の補助事業として、お魚センターが事業実施主体となり、施設の大規模改修及び地元シンクタンクによる伴走型支援を

一体的に実施しました。

当該事業に係る地域再生計画において、地方創生の実現における構造的な課題として、枕崎お魚センターを媒体とした観光と海業の連携不足と記載があります。お魚センターを媒体とした水産・観光関連団体等と連携した取組に関しては、これまで情報発信や商品PR等にとどまっていることや、消費者ニーズの把握と共有が十分ではなく、観光振興や海業振興において取りこぼしている需要があるとともに、市内観光産業におけるさらなる売上げ増につなげることができていない状況にあることを課題として挙げています。

これらの課題を解決するため、当該事業では、地元シンクタンクによる伴走型支援により、関係団体等の協力の下、施設のリニューアルに向けたコンセプトづくりや物販における販売分析、専門家を招聘した食堂メニューの開発などに取り組みました。また、令和6年度から3年計画で実施している産業と一体となった魅力あるウォーターフロントのまちづくり事業では、引き続き地元シンクタンクの伴走型支援を受けながら、観光動態調査としてスマートフォンのGPS位置情報に基づいた人流データの分析や来館者へのアンケート調査、かつおぶしミュージアムの開設、地元メディアとタイアップした戦略的なプロモーションの展開などに取り組んでいます。これらの事業実施に当たっても、お魚センターを中心に、市、枕崎市漁協、枕崎水産加工組合、観光協会、金融機関、地元シンクタンクで構成する定例会議を月1回のペースで開催し、現状や課題を共有し、アイデアを出し合いながら事業を進めているところです。

これらの取組について、関係団体等が連携しながら継続して実施していく体制が整ったことで、お魚センターの売上向上にもつながっていることなどから、枕崎お魚センターを媒体とした観光と海業の連携不足については改善が図られてきているものと考えています。

○11番橋口洋一議員 各団体との連携が取れ始めてきているということで、海業の推進に当たってはですね、非常にいい体制ができてきているのかというふうに感じておりました。それを引き続き続けていただいたところでですね、さらなる魅力向上につなげていただきたいというふうに思います。

続きまして、先ほど市長のお話の中にありましたけれども、漁港漁場整備法の改正により、港におきましては、一定条件下で民間の参入が可能となり、海業を推進しやすくなったというふうに感じております。

以前は10年が限度で使用を認めるというところが、今はもう30年も認められるというような状況があるというふうに理解しております。そういった中でですね、枕崎漁港、こちらのいろんなスペース、そちらを活用したいというそういった外部からの申出等の動きはないところなんでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 まずは漁港漁場整備法の一部改正ということで、漁港施設等の活用事業の制度が新たに創出されております。

その内容を少し申し上げますと、議員がおっしゃいましたとおり、漁港の本来の目的であります漁業利用を確保した上で、活用可能な漁港の港の補助用地、これとまた水面において、法的に漁港施設でない食堂など、水産物の消費増進や釣りのいかだ、こういったものを都市との交流促進に寄与する施設用地として、また水域の長期使用を可能とする制度が創設されたところです。

これにつきましては、漁港管理者、枕崎漁港においては、鹿児島県に当たりますが、管理者のほうで、漁港の漁業利用を確保するための関係者との調整を経て、漁港施設等活用事業の推進に関する計画を策定します。

その策定の中で、漁港管理者の認定を受けた取組実施者に対しまして長期安定的な実施に資する新たな権利を付与するものです。

議員もおっしゃいました漁港施設の貸付けが最大30年、水面等の長期占用が最大30年というのが可能となったところです。

お尋ねの、こういった用地や水面の活用の申出はないのかということにつきましては、県のほうにも確認をしましたが、現在枕崎漁港です、そのような活用等の申出はないということでお聞きしております。

○11番橋口洋一議員 現在は、そういう申出がないというところで、承知いたしました。

ですが、今、旧漁協の事務所が解体され平地になり、冷蔵庫のほうも解体が進んで、港のほうが大分広がって見えるような状況にあります。市のほうでもですね、積極的にそちらの平地になったところの活用というところをですね、いろいろ考えていただき、活用を進めていただきたいというふうに思います。

時間もあれですので、主題の2つ目に移りたいと思います。

主題の2つ目につきましては、枕崎漁港の港湾的活用についてというふうにしております。

ここまで海業について質問させていただきましたが、その基礎となる枕崎漁港の活用という点で、漁港としてだけではなく、港湾的な機能をもっと充実できないかという視点で質問させていただきます。

先ほどから出ております山川漁港は、海や漁村の資源を生かした地域計画を図る水産庁の海業の推進に取り組む地区に枕崎と同様、指定されているというのは先ほどありました。漁協が集客力アップに努めているところと。そこで、同漁港では、本年も9月末までにクルーズ船の寄港が計5回予定されているという新聞記事もございました。クルーズ会社のホームページで確認したところ、本年はこれから4月1日、4月27日、9月23日に寄港が計画されておりました。

先日、山川港に寄港したバイキング・エデン号は、総トン数4万8,000トン、全長227メートル、旅客定員930名という大きさで、よく話に上がっておりますフェリーみしまと比べましても、フェリーみしまは、総トン数1,859トン、全長89.6メートル、旅客定員170名、この程度であれば港の中に入るんでしょうけれども、そういったものもはるかに超える巨大な船です。とても枕崎の港に入ってこられるような大きさではありません。

そこで山川のほうで考え出されたのが、沖停泊して小型のボートに乗り換えて上陸するという手法だったようです。

枕崎に寄港すると想定した場合にも同様な手順で上陸することとなると考えられますが、山川漁港は不開港、不開港というのは、外国との通商・貿易を許可されていない港のため、クルーズ船観光などの条件付の開港を勝ち取るために実績をつくりたいというふうに先日の視察のときにお伺いしました。

枕崎漁港は、既に外国との通商・貿易を許可されている開港であります。

今回、国際クルーズ船の条件付で入港許可がおりたことから、山川においては、寄港が実現したと伺ったところです。

昨日の立石議員の質問にも出てきましたが、枕崎漁港は、平成11年に漁港単独として、日本初の開港となりました。そして、無線検疫対象港の指定を受け、国際物流拠点漁港として発展しているところです。鹿児島県下の開港という港は、ほかには鹿児島、志布志、喜入、川内港があると承知しております。

開港であることによってですね、国際クルーズ船の誘致については、非常にアドバンテージがあるのではないかとこのように考えておりますが、そのあたり有利に働くことはないのか、お伺いします。

○鮫島寿水水産商工課長 本市の枕崎漁港は、水産業の振興上、特に重要な漁港として、政令で特定第三種漁港に指定され、開港は外国貨物船等の入港出港のできる港として開港されたのが、平成11年7月1日であります。

先ほども申し上げましたが、全国で13漁港しか指定されていない極めて重要な漁港となっており、県が設置、管理者であります。そのような漁港利用の仕方もですね、県と協議しながら取

り組む必要があると考えているところです。

お尋ねの国際クルーズ船の枕崎漁港寄港につきましては、現段階で具体的検討はしておりませんが、クルーズ船寄港を含めた海外の観光客受入れに係る会議等、船会社とか旅行者との商談会等にも本市も参加をして、現在情報収集や市内の観光資源等について情報提供を行っているところです。

質問者がおっしゃるアドバンテージという点についてです、本市の枕崎漁港につきましては、開港の指定を受けて、また無線検疫対象港も指定を受けておりますが、これにつきましては、昨日も申し上げました冷凍カツオ等の貨物等のC I Qと言われます税関出入国管理検疫が可能になったということでありまして、人、観光客等のこういったインバウンド需要に対応するような、適正・円滑な入国手続については確保できているとは言えないと思っております。

しかしながら、物流ということで、貨物の輸出輸入ができますので、一定のメリットもあろうかと思っておりますので、今後そういった開港という意味合いも含めてですね、どのような形で港のにぎわいというものをつくっていただけるのかということにつきまして、設置管理者であります鹿児島県、また、漁業を営んでいる関係者、また枕崎市漁協とも調整をして、港の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

○11番橋口洋一議員 クルーズ船が来ることによってですね、先日の山川港でもありましたように、報道等でも紹介され、こういう取組をしているんだなあ、もし枕崎がすれば、枕崎ってこういう面白い取組をしているんだなということが周知され、行ってみようかというようなですね、きっかけにもなるかと思えます。そういったところをですね、今はまだ検討されていないというお話がありましたが、検討していただいて、周りの耳目を集めるようなですね、楽しくなるような、そういった取組をですね、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、楽しく過ごせるような港ということで、港湾的利用の話というふうにしておりますので、その中で、私も以前、ヨットに乗っていたことがありまして、それでいろんな港にお伺いしたところがあります。そのときにヨットに乗る方と交流を持つ機会があり、枕崎の港についていろいろ話をしたこともあります。

そこでよく言われたことは、枕崎漁港は受入れはきちんとやってくれるんだけど、浮棧橋に泊めると怒られると。そして、案内をされたところですね、船を泊めるビット、岸壁にびよっと出ている金属のものです、ああいうものもないというようなことですね、もともと干満の差が3メートル近くあるような港でもあります。船を泊めるのに苦労したよという話をお伺いしたことがあります。

そういったところもありまして、漁港であるからと言われれば、それまでなのかもしれませんが、南の島々を巡る、あるいは九州南端から折り返すには、枕崎という港は絶好の位置にあるというふうにも考えます。

港湾的な利用というところで考えるとですね、ぜひそういった心地よく寄ってもらえる、そういう場所を造っていただけないかというところですね、お伺いするところです。ヨットハーバーを造れというようなそういう話ではございません。そういう寄港する船があれば、心地よく接岸できるような場所というものを造り、そしてアクセスの充実っていうことは考えられないところでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 プレジャーボートやヨットを係留できる専用施設、議員がおっしゃったビジターバース、棧橋のようなものの設置については、現在検討はしていないところです。

ヨット等の係留につきましては、枕崎市漁協と調整をしまして、漁業生産活動に支障のない範囲で船を係留いただいているところです。現在、専用の棧橋等の設置は考えていないところですが、今後もこれまでと同様の扱いでですね、漁港の利用を進めていきます。

具体的には、外国の方もヨットで来られることがございます。そうしたときも含めまして、漁

協と調整をしまして、外港のほうは海外まき網船、大型の船が入りますので、内港のほうの民間、それと漁協の重油タンクがございますが、そちらの近くに泊めていただいております。譲り合っ
てということでですね、漁業者と調整をしながら、利用いただいております。

先ほど出ました棧橋につきましては、あれは漁業者の水揚げの棧橋ですね、漁業者のほうも
24時間そういったことで水揚げ等がありまして係留しますので、そこについては係留を控えて
いただいて、別な岸壁のほうに案内をしているところでございます。

○11番橋口洋一議員 私としてはですね、お魚センターの目の前のところ、よく水産高校のカ
ッターが泊められているあの辺りですね、フロートでも置いてもらって、降りやすくして、陸上
に上がりやすくしてというふうに考えておりますが、あそこって水深が非常に浅いというところ
は、以前、私も港に入ったときに感じたところです。

重油タンクのあちらのほうにですね、着けられるように配慮いただいているという話は今お伺
いして安堵したところです。そこをですね、もっと充実して、乗り降りも簡単にできるようなで
すね、そういった施設整備を進めていただきたいというふうに考えておるところです。

時間も少ないところですので次に進みます。

市長は、将来的な港湾的機能の拡充を図るという方針を掲げていらっしゃいますが、漁港都市
だけではない港の機能整備をどのように進めていく方針であるかお伺いします。

○鮫島寿文水産商工課長 本市の枕崎漁港におきましては、先ほども申し上げました、非常に重
要な漁港ということで、これまで整備をしてきております。

そのような背景がある中で、議員がおっしゃいます将来的に港湾的な機能も併せ持つ港という
ことにつきましては、未来へ向けましてとても建設的な取組と認識をしております。

現在、枕崎漁港は水産物の陸揚げ・保管・物流機能に加えまして、鉱石船等による物流機能も
要しております。漁港の東側に位置します特定目的岸壁及びその背後地につきましては、県が進
めております枕崎漁港海岸保全施設（高潮対策）整備事業で、離岸堤新設工事の作業ヤードとし
ても使用しております。また長年、鉱石採石等の事業者におかれましては、同岸壁と野積場を利用
し精力的に事業活動を行っていただきまして、地場の産業振興に貢献をいただいているところ
です。

近年の漁船の大型化や漁港施設用地に荷さばき所や先ほど議員もおっしゃいました冷凍冷蔵庫、
製氷施設等が整備され漁港内の用地も埋まりつつあり、船が係留する岸壁の利用頻度も増して、
沖合のほうですね、船が待機する状況もございます。

特に、特定目的岸壁につきましては、事業者の利用ニーズが高まっており、今後のさらなる機
能強化が求められているところです。漁港としてどのような機能強化が適正であるのか、漁協な
ど関連する団体等との協議を進め、漁港機能の充実に加え、港湾的な機能を高める具体策も検討
してまいりたいと考えております。

○11番橋口洋一議員 それを踏まえて、漁港を管理する県に対してどのような要望を上げてい
るところなんでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 現在、港湾的機能の拡充については、県へ具体的な要望を上げており
ません。

漁港として、どのような機能強化が適正であるのか、漁協など関連する団体等と協議を進め、
先ほど申し上げました漁港としての機能に加えまして、港湾的な機能を高める具体策についてで
すね、検討をして、要望等を上げていきたいと思っております。

○11番橋口洋一議員 現在は、具体的な要望を上げていないというところで、団体との協議を
進めていきたいという話がありました。そりゃそうだと思います。湾的な機能ということで進め
るに当たっては、いろんな多方面との協力というのが必要になりますので、そちらのほうはまた
今後も先進的に取り組んでいただきたいというふうに考えます。

最後の質問になります。

令和9年度以降、外港東側の特定岸壁にありますテトラポット置場、これは先ほど来お話があります高潮対策のための工事ヤード、テトラポット等を設置する工事ヤードですね、そちらとして、今県のほうが活用されているかと思えます。そちらの岸壁につきましては、以前、昨年12月議会中、フェリーみしまの関係で場所をどういうふうにするのかという話が出てきたところかと思えます。

市長のほうは、特定第三種漁港として活用しているこの枕崎港というのは、将来的には港湾的な機能を持たせることによって、港の最大活用、そういったものができる。旅客であるとか観光であるとか、そういうところも可能性としてあるという話をされて、フェリーみしまの寄港等々についても含めたところで、関係者等の状況もあるので判断する時期は、私が、市長が適切なタイミングで最終的な意思決定をするということになると述べられておりました。

本年1月の市長選挙を経て、離岸堤工事の最終年度である令和8年度を迎えるに当たり、令和9年度以降の離岸堤工事の作業ヤード跡地が宙ぶらりんの状態にならないように、何らかの動きを取らなければならないのが令和8年度であると考えます。

そこで、令和9年度以降の外港東側の特定目的岸壁の利用について、市長の考えを示す上で、意思決定をすると言われたタイミングはいつを考えているところでしょうか、お伺いします。

○前田祝成市長 今これまで海業のこと、そして漁港の港湾的機能ということで議員のほうから様々御質問がありました。その中で、水産商工課のほうから答弁もありましたけれども、まずはこの枕崎漁港の在り方という部分についてはですね、本当に幅広く考えていけないといけないというふうに考えているところでございます。

今意思決定というお話がございました。フェリーみしまの寄港の判断のことを指しておられると思いますが、そのことも含めてですね、東側特定目的岸壁の今後の利用についての在り方、これはですね、まさにもう新年度から探っていくといけないというふうに考えております。

離岸堤工事の進行状況のところもでございますので、その辺はもう要件としてですね、しっかり考えていけないといけない部分もあるんですが、それ以外にもですね、港湾的機能ということ幅広く考えたときにですね、例えばといいますか、今、国際情勢がこういう状況の中でですね、いろんなリスクが我が国にも及んでくるのではないかなというふうにも思っております。

南西諸島の状況とか、そういう地政学的な状況も踏まえてですね、枕崎漁港の枕崎市の立地的な役割とかそういうのも含めてですね、本当に様々なことをかなり突き詰めてやっぱり考えていけないといけないんだろうなというふうに実は思っています。

単にですね、観光とかですね、旅客とかっていう部分も当然大事、観光を発展させるためには大事な一つの要素であるというふうに認識しますが、それ以外にもですね、実際、港は、鉾山関係をはじめ、いろんな枕崎の産業を支える港として使われているわけで、そのあたりも当然、今後、さらに産業自体も強くしていかないといけない、経済を強くしていかないといけない部分もあります。

そう考えたときに、この枕崎漁港はですね、将来にわたってどうあるべきか、どういう港であるべきかということについてですね、幅広く考えていけないといけないなというふうに思っています。

なので、もう既に新しい年度に入ったらですね、いろんな関係者と話をしながらですね、枕崎漁港の在り方っていうのを検討していく必要があるかというふうに思います。

市民の皆さんからの声もありますし、あるいはやっぱり、本当にこの今人口減少が進んで少子化が進んでいる中で枕崎市を前に向けて、前に進めていく上でですね、本当に強みである枕崎の産業、これをどう進めていくかの非常に重要な要素が枕崎漁港だというふうに思っておりますので、そのあたりはですね、新年度から、当然協議をしていくことになろうかというふうに思いま

す。

枕崎漁港を利用している漁協さんをはじめですね、様々な利害関係者の皆様がいらっしゃいますので、また、新年度から枕崎市漁協の体制が変わることもございますので、どのような形で協議体をつくって、検討を進めていけばいいのか、まずはそのあたりもですね、早急に研究してまいりたいというふうに思っております。

ちょっと答えになってないかもしれないですけども、ただそういう幅広い視点でですね、漁港の将来的な在り方というのを考えていかないといけないと思いますし、当然、これまでの歴史もあります。

これまで枕崎漁港を支えて来られたいろんな方々がいらっしゃいますので、そういう方々のことも考慮しながらですね、そして、将来にわたってこの枕崎で暮らす、それこそ、今、傍聴に来られている若い方々、この若い方々の将来的なことも考えながら、検討していかないといけない案件だと思いますので、そこはしっかりと気持ちを持ってですね、取り組んでいきたいというふうに思います。

○11番橋口洋一議員 今市長のほうから関係者等々を踏まえたところで動き出さないといけないという、そういう御回答がありました。あの場所のですね、有効利用というのは非常に大切なところだと思います。

市長が意思決定をするという話を進めるというところは非常に大きな第一歩だというふうに私も思いますし、市民も考えていると思います。

そういった関係各所等のですね、協議等も新年度に入って速やかに進めていただきまして、港湾的機能の拡充に努めていただきたいというふうに考えておるところです。

私の提案なんですけれども、私が枕崎漁港を見て思うのは、昨日の一般質問にもありましたとおり、日本で10の指に入る漁港ではあるところなんですけれども、その驚異的とも言える水揚げ高、水揚げ金額に比べて非常に狭いというふうに私は考えておるところです。

全国様々な港を見てきたところですが、枕崎漁港は間口が狭くてですね、入り組んでいるというのが正直な印象の港になります。

今後、将来的に港湾機能を拡充するためには、今話に上がっております特定岸壁につながる防波堤が南のほうに伸びております。そちらのテトラポットが配置されている東側があるかと思えます。そちらの面をですね、整備拡張を通して埠頭的な状況を作り出す。そういう状況があると、また漁港の港湾的機能が充実するのでは……。

○眞茅弘美議長 時間になりました。

以上で、橋口洋一議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（眞茅弘美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○9番禰占通男議員 一般質問最後の質問となりました。また、枕崎高校の生徒さんたちは御苦労さまです。今後の人生に生かしてください。お願いいたします。

自治体が成熟社会に入ると、地域課題は自治体の独自判断により、よくも悪くもなります。少子高齢化と人口減少により、地方財源は逼迫が予想され、一層、効果的に税金を使う必要があります。本市自主財源は、37%から42%を行き来しています。本年度は40.7%ということで、今までより2%ほど上がっております。依存財源による施策の今後が危ぶまれ、高齢者の高齢化と、さらなる少子化の推移が進行しています。この本市の実態を皆さんはどの程度を理解できている

のでしょうか。

高齢化による所得の減少、若年層の流出で、所得水準は下がり、今後の市税収入は横ばい、また維持すら難しくなると私は思っております。交付金にも影響し、穏やかな減少が基本線になることと思っております。人口減少が続く自治体では、財政力指数が0.3から0.4で横ばいになるというのが一般的に言われています。本市の財政力指数が上がらない理由もここにあります。今は、ふるさと納税部分がある程度貢献して、もう本当に重要な財源になっております。重要な点は、消滅自治体になるのか、残れる自治体になるのか。これは、今後のさじ加減だと私は思っております。

質問いたします。人口減少は改善の兆しが無い中、賢く収縮するまちづくりについて、特に公共施設の在り方について質問いたします。よろしく願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま議員からございました現状、人口減少が進む中での賢いまちづくりの在り方ということで、公共施設について特に答弁をさせていただきたいと思っております。

全国的に公共施設等の多くは、高度経済成長期に集中的に建設され、改修や更新時期を迎えている状況です。本市におきましても、人口減少と少子高齢化が進行する中、施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、将来にわたって持続可能な行政サービスを提供するため、平成29年3月に枕崎市公共施設等総合管理計画を策定し、財政負担の軽減と平準化を図りながら、公共施設等の最適な配置の実現に向けた取組を進めてきております。

今後につきましても、人口態様による利用需要の変化に備え、市民サービスの質を維持しながら、まちづくりの要である、新年度からスタートする第7次枕崎市総合振興計画で描く将来都市像の達成に向け、計画的に取組を進めてまいります。

詳細につきましては、担当課長が答弁いたします。

○田代勝義財政課長 本市における公共建築物につきましては、施設の総量は多くなく、また本市は合併をしていないことから、用途が同じ施設が複数ある状況にはありませんが、多くの施設は建築後40年以上経過しており、耐震診断・耐震改修工事や長寿命化工事を着実に進めていっておりますが、今後、改修・建替えを必要とする公共建築物も多く、それに伴う経費負担も懸念されている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、今後の公共施設等につきましては、人口減少等の社会情勢を鑑み、利用需要や市民ニーズを把握し、各施設が抱える課題を的確に捉え、関係課等が連携して複合化・集約化といった方向性の協議を進めた上で、公共施設の在り方検討委員会において全庁的な視点による施設の整備の優先順位や再編方針の検討・調整を行い、市民サービスを確実に維持・提供するための公共施設等の適正配置に努めていきたいと考えております。

また、公共施設等の改修や再編等には、多額の費用が見込まれます。この財源対策としましては、国の補助制度等や地方財政措置の有利な地方債を最大限活用することで、市の一般財源への影響を可能な限り抑制するとともに、施設整備等が集中して財政を圧迫しないよう分散化を図るほか、自主財源の確保や基金積立ての充実を図ることなどで、財政負担の軽減や平準化に努めていきたいと考えているところです。

○9番禰占通男議員 今、担当課長から説明がありました。一番の問題は、人口が減って利用率も減っていくということです。今、課長からもありましたように、築30年、40年、そういう建物がほとんどになってきました。そして、私が議員になった頃に、市立病院の1棟目はもう竣工していましたが、2棟目を手がけて、その後に医師の宿舎部分をまた改築したというのが一番新しい建築物です。あれでも約12年過ぎました。

それで、昨日もありましたように、施設の撤去、複合施設というか、そういうふう集約すべきじゃないかと昨日の質問でもありました。私も実際そう思っております。それで分散化したも

のをどうするのか。そして、最初言いましたように、利用率を上げるのにどうするのか、費用対効果をどうするのかということ。

この管理計画も今年、一般予算に更新する施策は載っております。それはどういう管理計画になるのか。

一番の問題は、公共施設等の維持管理費が、平成29年から令和元年の3か年平均ということで管理計画に載っております。6億5,000万円です。本当に今この部分を冒頭に言いましたふるさと納税で賄っているようなそういう金額になっております。ですから、いらぬものはもうさっさと片づけて、いるものを私は残してと、そういう思いでおります。

そうしないと、もう本当に市民サービス、今物価高でいろいろあります、国の政策でね。還元したおかげで国民は喜んでいるかもしれませんが、実際は、財源がどうなったのか、後で税金のことについて聞きますので、その場でお聞きしたいと思います。

そこで、ここで1つお聞きしておきたいことは、市長が今年度の施政方針演説でも、望ましい学校づくりの問題についても1年前倒しして今年、取りかかるということで、私は歓迎しております。それについて学校施設、実際管理費で高いのは文教施設です。この計画によると、一番高いのが元年度で2億9,600万円の維持管理費となっております。

そして、私がここで言うておきたいのは、本市がほかの自治体は、統合する段階で、枕崎市だけ全国でニュースになりましたけど、分校を造ると、そういうことで取り組んで、その部分が私は尾を引いていると思います。皆さんはどこの部分かは御理解できると思います。

それで私が言いたいのは、公共施設で社会福祉施設、文教施設、校舎、体育館も含めてですよ。そして、今年度の施政方針でも述べております地区公民館等の公民館、また体育館も昨日、利用率についていろいろ質問もありました。そして、消防署、この庁舎もまた副市長から昨日一般質問に対して説明がありました。やっと耐震化できたのにもう20年以内にしないといけないもののうってありましたけど、私は耐震化したものには補助金が下りないですよという前触れがあるのに、それも決定したということは、全額、ある程度使える補助金はあるだろうけど、合併特例債みたいな特殊な補助金はないということです、うちの庁舎に対しては。ですから、相当なお金を準備しないと私は無理かなと。

昨日、副市長も言いました。現役世代、将来世代に公平に負担をお願いすると。また、これもあやしくなるんじゃないかなと思っています。

それで、一番聞きたいのは、私が病院施設を除いて、今後、管理計画も新しくなりますけど、どの施設を残して、どの施設を複合的に利用するのか、そこを一言聞いておきます。

○田代勝義財政課長 どの建物を残し、どの建物を除却していくかということにつきましては、先ほども答弁いたしましたけれども、まず各施設を持つ担当課、そしてそれに関係する課、そういったところが方向性の協議を進めていく、そこから始めていきまして、公共施設等の在り方検討委員会において、もう全庁的な視点で意見等をもらいながら、その施設を今後どうしていくのかということを決めていくものと考えております。

○9番禰占通男議員 一番の問題が、簡単に言えば自然災害に対する防災拠点ですよ。これだけはいくら管理費がかかるといっても、そこら辺は重点的に考えてもらわないといけないかなと思っています。

次の質問に参ります。今後の税収と社会的扶養の見通しについてお聞きします。

まず、この人口が減っても税収は維持できるのかということについて、大まかに説明をもらえればいいかなと思っています。

○福永賢一税務課長 今年度の国の一般会計の税収が初めて80兆円を超える見通しになり、6年連続で過去最高を更新するとの報道がありました。本市における今年度の市税は約22億円の収納を見込んでおります。

過去の決算状況を見ますと、令和6年度が約21億1,678万円、5年前の令和元年度が約22億5,814万円、10年前の平成26年度が約22億0,257万円となっており、令和6年度は、平成26年度に比べ8,579万円減少しております。

このうち、個人市民税の推移では、令和6年度が約6億3,747万円、令和元年度が約7億3,216万円、平成26年度が約7億3,058万円となっています。令和6年度は平成26年度に比べ、9,311万円減少していますが、令和6年度は定額減税による減収の影響がありましたので、減収がなかったと仮定して比較しますと、平成26年度から約2,600万円の減少となります。

なお、個人市民税の納税義務者数の推移では、令和6年度が8,992人、令和元年度が9,624人、平成26年度が9,754人となっており、令和6年度は平成26年度に比べ762人減少しています。

お尋ねの見通しですが、個人所得の伸び等と経済状況や税制改正等を考慮しなければ、人口減少や年齢構成の変化により納税義務者が減少することで、税収も減少するものと考えております。

○9番 禰占通男議員 今、課長から詳しく経年の報告がありました。私が一番思っているのはですね、この枕崎の市税の推移ってというか、21億円から22億円、人口が減っていくのに維持していると。これは不思議でならないんですよ。それだけ国保会計を見ても、人口に対して給与所得者が多いのかなあと思ったり、そういう分析とまではいきませんが、不思議に感じているところです。普通であれば、相当市税は減っていると思います。それか、高級な給料をもらっている社長が占めているのかなって。本当に個人事業主で頑張っていれば、やはりそれで所得もあるわけですから、まあ不思議には思っております。それはありがたいことだと思っております。

あと今、課長からありましたこの人口減少による市税収入への影響は一つ置いて、この自主財源比率について、私はいつも10月に発表されます全国の部分でいつも不思議に思っているんですけど、またこれが市税は微減、自主財源は、自主財源比率が上がっていると。これも私も不思議でならないんですけど、この自主財源比率なるもの、今年度はこれも40.7%、今までより、以前は三十七、八%から40%台になって、またコロナの頃に下がって、今度また40%台に戻ったということが不思議というか、物価が上がってこの数字が出たのかなと思っております。これの原因が分かったら説明いただければいいかなと思っております、今年度が40.7%になった部分ですね。

○田代勝義 財政課長 自主財源比率につきましては、令和5年度が34.5%、令和6年度が38.1%というような状況にはございます。来年度の予算で自主財源比率が上がった要因としては、繰入金ですね、財政調整基金とかふるさと応援基金とか、そういった繰入金の額が増加したことによるものということになります。

○9番 禰占通男議員 あとそれと、今後のこの市税の収入の見通し、人口減少による市税収入への影響というのをどのように捉えているのかということをお聞きしたいんですけど。

人口が減少して高齢化による個人住民税の減ですよ、もう一番の問題は。働く労働者ってというか、若い人が多ければ、市税も収入も上がると。それが長期的にわたると。高齢者だけになると、もう先が見えている。収入も減って年金になるとまたこれ減っていく。

こういった中で、平成元年から令和7年度まで、本市は1万1,146人の減となっております。自然減ですよ。これはもう今、私はこれいつももらっている市報の部分で算出したものです。

これは自治体財政の分析では1人当たりの個人住民税については、7万円から10万円で計算するということになっていて、この中間の8万円を利用して、この自然減の人口というか人数に掛け合わせたときに、8億9,000万円ぐらい減になるのが計算上のものです。

これは、先ほどから伺っておりますように、21億円から22億円の収入からすると、本市はちょっと税収が維持できているのかなと。そこら辺が分からなくなるんですけど。

もうこの人口減と今後の枕崎市の人口減、ずっと減っています。そして子供の数も、私が議員になった頃は枕崎小学校に100人入学していたのが90人台になり、それがどんどん減って、今60

人台、今度は50人台ぐらいになるのかなと思っております。

それについて、うちの人口減少による市税収入、人口減との関係についてはどのような見通しを立てているのかをお伺いいたします。

○福永賢一税務課長 先ほどの答弁と重複する部分もございますが、個人市民税の推移では、令和6年度と平成26年度と比べて、約2,600万円程度減少している状況であり、納税義務者としてはどうかという部分で見ると、762人減少してありますので、その影響額等につきましては、様々な税制改正の影響でありますとか、あるいは個人所得の伸びとか、そういった経済状況とかを考慮しなければなりません、そういう部分を除いて考えますと、やはり人口が減少することや、年齢構成の変化、年金所得者が増えていく、現役世代が少なくなっていくというような年齢構成の変化によって、納税義務者が減少することは、税収も減少していくようなふうになっていくと見通しを持っているところでございます。

○9番禰占通男議員 次の質問です。枕崎市で所得水準を確保できるのか。地域資源を活用した戦略を構築することで、人口減少にある程度歯止めをかけた地方自治体の例もあります。どのように本市は取り組むのでしょうか、質問いたします。

○中村浩一郎企画調整課参事 私のほうからは、今回策定いたしました総合振興計画に統合されております地方創生総合戦略についてのお話をさせていただきたいと考えております。

今年度策定してきました第3期枕崎市地方創生総合戦略におきましては、4つの重点プロジェクトの中で、まず1つ目の産業が発展する「稼ぐ力」のあるまちプロジェクトとして、若者、女性、高齢者など多様な主体が活躍できる就業環境を創出する施策、2つ目の若者や女性に選ばれるまちプロジェクトにおきましては、若者や女性に選ばれるための社会変革・意識改革、新卒者を含む若者の雇用の促進に関する施策などを掲げているところです。

その中で、女性の働きやすい職場環境の整備、固定的な性別役割分担意識の解消といった女性活躍のための諸課題への配慮や、若者が交流する場の提供、高校生の市内企業への就職促進など若者が定住するための諸課題への取組を踏まえて、持続可能な地域づくりに取り組むことといたしております。

具体的には、若者定住育成協議会による就職支援事業として、市内高校生等を対象とした地元企業への訪問や合同企業説明会を実施するとともに、地元企業の魅力を把握し、市内企業の魅力パンフレットを作成、配付し、高校生に市内の企業の魅力を発信していく取組を実施してまいります。また、若者交流促進事業といたしまして、職場の垣根を越えた若者の集える機会を充実させることにより、若者が地元に着住する取組を進めてまいります。

○9番禰占通男議員 担当課参事からありましたように、女性の働きやすい環境、また若者が好む職場、それは本当に重要だと思います。今まではそういうことも考えないで、ただ働け、働く、そういう環境で私も育ってきました。

一番の問題は、2016年に発表された地方創生総合戦略、まち・ひと・しごとから地方創生と名前が変わってききましたが、平均所得の向上の目標がこれには掲げられてですね。仕事人が呼び、人が仕事を呼び込む、これが載っていて、好循環を確立し、これを支えるまちに活力を取り戻すという理念を実現するということが書かれていますけど、実際は、これは忘れて、ただ地方創生なるものになった後には、地方創生交付金というのを私も実感しております。

それはそれで、そのときのまちづくりに対していい効果を上げていると思います、本市の部分ね。その検証もほとんどなされないまま過ぎているんですけど、実際この所得というのは、今高校生も傍聴に来てもらっていますけど、本市で働くのかどうかといった場合、やはり所得が基準になるのかなと思っております。

先ほど参事からもありましたように、女性の働きやすい環境とか、若者が働きやすい環境、これは本当に重要だと思います。

私が言ったんじゃないなくて、学者が言っているんですけど、この学歴の高い、特に若い女性20歳から49歳まで、生活・仕事を満足できるレベル、質の高い娯楽、そして文教施設が必要だと。そしてまたこういう若い女性が多くいるということは、出生率も高いということです。

本市の所得ですけど、新しい本市の振興計画素案、これに地方創生部分ももらっております。ここに私は最初もらった時、ずっと目を通したとき、所得の基準値274万円、令和6年度でですね。

そして、目標値が330万円、令和12年度、これが、令和8年2月9日の厚生労働省の発表によると、2025年の毎月勤労統計調査5人以上の事業所の部分ですけど、現金給与総額は月35万円。これを12か月で計算すると427万円になります。ということは、はるかに本市の目標値が約100万円足りないということになります。今、我々はこの素案をもらったばかりです。この目標値を変えることも可能だと思いますけど、先になりますけど、本市の所得水準というのは、どのように考えておられるのか、お聞きしておきます。

○中村浩一朗企画調整課参事 先ほど御紹介いたしました、新たな地方創生総合戦略、1つ目の産業が発展する「稼ぐ力」のまちプロジェクトにおきまして、プロジェクトの目標を掲げているところです。その中で、1人当たりの所得金額といたしまして、令和6年度274万円という数字が目標基準の値がございますけれども、この戦略の中に掲げている目標値でございますが、330万円という額を令和12年度に向けて掲げているところでございます。

この330万円の設定につきましては、インフレ率を2%、これは政府と日銀が掲げている目標でございますけれども、2%を設定した上で、実質成長率、こちら日本の場合は1%から2%で好調であるとされているわけがございますけれども、2%を設定するような中で、合わせた4%強の数字で算出した数字が330万円ということで目標を掲げているところであります。

○9番禰占通男議員 一応、了解しておきます。

1つ、この2番目の質問で、社会的扶養というのを聞き忘れておりましたので、取りあえずこの社会的扶養で、今後の見通しはどのようになっているのかということです。社会的保障給付とか、生活保護に関する扶助費とか、この子育て関連施設、財政全体の影響というのはこれは今後どうなりますかね。——なければいいです。

○鮫島眞一健康・こども課長 ただいま子育て施策に関しての今後の見通しということで御質問をいただきましたので、健康・こども課長として子育て支援の関係でお答えしたいと思います。

子ども・子育て施策につきましては、子ども・子育て支援法の改正によりまして、こども未来戦略の加速化プランに盛り込まれた施策を着実に実行することとされています。

妊娠期から、高等教育が終了するまで切れ目なく全ての子育て世帯を支援することを目指しているものでございます。

この国の実施する施策につきましては、子ども・子育て支援法によりまして一定の国の財政措置がされております。

また、これとは別に、本市が独自に実施する単独事業につきましては、一般財源が基本であることから、子育て世代が必要としている事業であるかの見極めや、その効果性、本市への財政の影響を十分検証して、事業を実施していく必要があるかと考えております。

このことから、財政への負担の影響を小さくしなければならないという部分がございますので、必要な部分については、子育て支援の部分には、当然事業を行っていないといけないという部分がございますので、引き続き、その部分については、財政支援をいただいて事業を実施したいと思います。

今後の見通しにつきましては、子育て支援ですので、最終的に出生数の関係もございますので、その部分については細かい数字は持ち合わせてないところでございます。

○9番禰占通男議員 本当に子供の数も少なくなって、これまで以上に政策によっては増減する

だろうし、また、考え方によっては減少していくのかなあと。あとは国の政策でもうどう変わるか、今の状態では分からない。子ども・子育て支援なるものを保険料に上乘せして徴収すると。私は一番その中で、子育て世代の人も払わないといけないのかという私はそこが一番納得できないところなんだけど。一応、税で徴収するって。今まで考えられなかった政策を国が発表してるんだけど。今年からということですので、見守るといふか注視していきたいと思います。

次の質問に参ります。この権限移譲についてです。

本市の状況について質問いたします。どのような状況なのかについて。

○山口太総務課長 権限移譲について御質問いただきました。

私のほうからは、都道府県から市町村への権限移譲、いわゆる法令で移譲された、権限移譲ということではなくて、本県では鹿児島県権限移譲プログラムに基づいて権限移譲を受けておりますので、そのことについて御説明申し上げたいと思います。

都道府県から市町村への権限移譲につきましては、地方自治法第252条の17の2第1項に、「都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することができる。」旨が定められておりますが、これは地域の主体的な判断に基づき、各市町村の規模・能力など、それぞれの地域の実情に応じて、都道府県の条例によりまして、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度でございます。この制度は、平成11年7月に成立いたしました第一次地方分権一括法によりまして、平成12年度から制度化されたものとなります。

先ほども申し上げましたように、本県においては、平成12年4月から、鹿児島県事務処理の特例に関する条例が施行され、各市町村への権限移譲が行われてきており、平成17年からは、先ほど申し上げましたように、同年7月に県が策定いたしました鹿児島県権限移譲プログラムに基づいて、「住民に身近な事務は、可能な限り住民に身近な市町村において処理することが望ましい」との基本的な考え方の下、県が市町村の移譲希望を募った上で、協議を行いまして、協議が調った市町村に権限移譲がなされてきております。

本市におきましては、令和7年4月1日時点で、一般旅券、いわゆるパスポートの発給の申請の受理及び交付事務や特定非営利活動法人NPO法人の設立認証、届出の処理など16法令、17項目、197の事務を受け入れている状況でございます。

なお、近年の本市の移譲受入れの状況について申し上げますと、令和7年度からは、先ほど申し上げました県の権限移譲プログラムに新たに登載されました、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域等に関する工事の許可申請書等の受理に係る事務を受け入れ、また、令和8年度からも、土地改良区の設立、合併、解散に関する事務等、この事務については従前から移譲を受けていたものでございますけれども、これに新たな事務が加わりまして、来年度から受け入れる予定となっております。以上でございます。

○9番 瀬戸通男議員 この権限移譲によって枕崎市の市民が、何か便利になったのかと、便利さだけですよね。今まで県のほうに申請していたものが本市でできるというその点についてと、次の質問の中の事務処理の効率化ということでは、どのように本市行政として感じているのかと、それについて質問いたします。

○山口太総務課長 ただいま質問者からございましたとおり、住民に身近なことは、可能な限り住民に身近な市町村において処理することが望ましいという基本的な考え方で移譲を受け入れている状況でございますので、例えば、先ほど申し上げましたパスポートの事務であれば、それまで鹿児島まで出かけて行って手続をしなければならなかったものが、本市で可能となったということ。あるいは、先ほど申し上げたNPO法人の設立認証届出の処理につきましても、やはり住民の利便性の向上、そして、迅速な事務処理が可能となりましたということと、また共生協働の地域社会づくりっていうことを推進していく上で、NPO法人が重要な役割を担っていらっしゃる

ると思いますので、そういった事務を市が行うことによって、NPO法人との協働と申しますか、そういったことが進展する、そういった効果があると思います。

あと、事務処理の効率化ということでございますけれども、例えば、その事務を受け入れて、いわゆる行政事務のデジタル化と申しますか、デジタル技術の活用ということが移譲を受けている事務において進んでいるっていうか、そういった実態にあるとは申し上げられませんが、今後またDXの推進、あるいは国においても行政事務のデジタル化と申しますか、デジタル技術の活用というのは事務の前提というかそういった在り方を変えるツールであるということで、国のほうでも推進をしていくということが叫ばれておりますので、そういったことについて、市としては今後一層推進していく必要があるものと考えております。

○9番 禰占通男議員 今、ここについてはデジタル化ということで課長からありました。昨日もこの事務処理業務についてデジタルって言葉でDXについて質問があり、それに答弁しておられました。

私は今回、事務処理をどうするのかということで、県の仕事を本市がするとなると、また事務の煩雑化、やっぱりそこら辺も考えられて、職員の数も限られてくる。そういった中で、どうするのかということで、いろいろ私なりに、今はもう手書きじゃなくて、もうスキャン機能を使ったAI-OCRなるものが画像や文章から文字化して、デジタルデータに転用できると。間違いも全部AIがやってくれるということ。

私もこの前、書留を久しぶりに発送しに、町の小さい昔なら特定という名前がつくところですけど、郵便局に行ったら、何のことはないスキャナーでちゃんと読み込んで、パソコン上に示されて、分かりましたってただそれだけで書くこともない。

もう本当に民間が先んじているのかなど。本市もこういったものを利用して、昨日もありました、余った時間は市民サービスに回すと。やっぱりそういうことも私は職員の負担軽減になるのかなあと考えてですね。

ただ、この地方財政法第28条には、県は市町村に対し、経費の財源について必要な措置を講じなければならないとなっております。

結局、市町村がこういったデジタル機器もろもろを対応した場合は、財政措置されるということですよ。だから、県からどういう通達があるか分からないですけど、取りあえずは県に伺って、できる範囲で私は対応してもらいたいなと思っております。特に市民生活課なんか申請書、書かない窓口というのも日本全国あちこちでやっております。モニターを2つにして、1つは住民に見えるように、片方は職員が見て、職員がマイナンバーあるいは身分証明書で受け取って要件だけ聞いて打ち込んでいると。住民も見られて、これでいいですかって言ったら、本当にもう書く手間も用紙も要らない、私は最高にいいと思ってるんですけど、こういった取組にも取り組んでもらえたらなあと。こういう権限移譲とかある中でですね、ちょうどいいチャンス、時期じゃないかなと思っております。

そこであと1つここで聞きたいのは、移譲事務の処理方法ですよ。このソフトっていうかオンラインも発達している今日ですけど、県との標準化とか互換性というのは、どのようになっているんですか、今この権限移譲に限っただけでもいいですけど。

○奥山博史市民生活課長 今議員からありました、書かない窓口とかで権限移譲とかによる費用対効果があるかという御質問ですが、書かない窓口につきましては、現在、国のほうでシステムの標準化というのをやっております。その標準化の中で、システムのデータのクラウド化というのがあります。その中で、各事業者がいろんなアプリを開発しているところであります。そのアプリが開発した中で、一番本市に合うアプリを利用して書かない窓口等を選別しまして、そういう事業を行っていきたいと思います。そういうことを考えているところです。

○9番 禰占通男議員 もう時間もありませんので最後の質問に移ります。

この移譲による費用対効果についてお伺いいたします。行政事務の多さに税財源が見合わない
と指摘されているんですけど、本市はどのように考えていらっしゃるのか。

私もこれは本当に権限移譲、相当な利益というか効果があるのかって事務費用としてですね。
いろいろ地方財政法の、先ほど第28条と言いましたけど、この中に、事業内容が10万円の場合
は交付額は10万円、ただし、それを県から受け取った場合は交付金はなしと、私は何か不具合
な感覚に陥るんですけど、この本市はこの費用対効果をどのように思っているのか。

また、昨日の質問にもありました、この権限移譲された事務を県へ返還、また戻すと、もう市
町村の事務はもうほとんど国と県でやってくださいというそういった考えはないのか、2点につ
いてお伺いします。

○山口太総務課長 権限移譲について、費用対効果ということでの御質問ですけれども、権限移
譲にかかる経費について、いわゆる権限移譲交付金というものがあります。

権限移譲交付金には、鹿児島県市町村権限移譲交付金等交付要綱に基づきまして、市町村が事
務処理体制を事前に準備するための必要経費について、権限移譲の開始年度の前年度に措置され
る準備金と、移譲後の事務処理に要する経費として毎年度措置される交付金がございます。

これらのうち、交付金には、1法令当たり2万円の定額が措置される均等割交付金と、県が設
定した、事務処理に必要な人件費、旅費、需用費、役務費等の経費単価に、前々年度の処理件数
の実績を乗じて算出される件数割交付金というものがございます。

これらの権限移譲交付金の本市への交付実績について申し上げますと、令和6年度は、準備金
8万5,000円と交付金164万3,000円の計172万8,000円が、そして令和7年度は、交付金173万
2,000円が交付されている状況でございますが、現在、権限移譲を受けている事務のうち、事務
の実績がないという事務も少なくないところです。

先ほど申し上げましたが、そもそも権限移譲というのは、県が市町村の移譲希望を募った上で、
県と市で協議を行いまして、協議が調った市町村に権限移譲がなされているというものでござい
ます。そのプロセスについて申し上げますと、県があらかじめ移譲可能な権限を移譲対象事務一
覧で市町村のほうに提示いたしまして、移譲希望を募って、それを受けて個別に協議の上、市町
村に対する移譲が進められ、また県との協議等に際しては、県の権限移譲に対する考え方、そし
て移譲対象事務の内容等につきまして、市町村に対する十分な情報提供にも努めていただいております。
そういったことから、各所管課等におきまして、現在の業務量、あるいは職員体制等を
考慮して、移譲の受入れが可能であると判断された事務について協議がなされてきているもので
ございます。また、当初から、先ほども申し上げたように事務の発生があまり想定されない中で
移譲を受けている事務も中にはございます。

先ほども申し上げましたように、県から市への権限移譲が進められることによりまして、パス
ポートの発給の申請の受理や交付事務などを市が実施することによって、住民負担の軽減、ある
いは事務処理全体の時間短縮など、一層の住民サービスの向上が図られているという状況にござ
いますので、確かに今質問者がおっしゃるとおり事務量に対するそういった交付金というものは、
少額ではないかということですが、確かにそういったことは言えると思います。

ただ、ただいま申し上げましたような理由で、いわゆる権限移譲の効果というものもございま
すので、現在、本市が移譲を受けている事務を県で行っていただくように、今後対応していく
という考えは現在持っていないところでございます。

ただ、昨日の一般質問でもございましたとおり、平成11年に成立した地方分権一括法による
第1次分権改革、そして平成23年から26年までにかけて成立した分権一括法による第2次分権
改革によりまして、国から地方公共団体へ、あるいは都道府県から市町村へ権限の移譲が大幅に
進められて、住民に最も身近な行政主体である基礎自治体・市町村の役割が拡大してきた。そう
いう一方で、今後、人口減少の進展、あるいは市町村の人材確保についてもさらに深刻化してい

くということが予想される中、国のほうで、地方制度調査会におきまして、国・都道府県・市町村間の役割分担の見直し、あるいは市町村業務の再編等に関わる重要な事項について、議論が重ねられていくということで、最終的に地方自治法などの関連法の改正を視野に2年をかけて議論が重ねられていくということでございますので、この動きが現在の権限移譲の制度にどのように影響してくるか、影響はしてくると思いますけれども、市としましては、そういった国の動向あるいは県の動向、そういったものも今後とも十分注視しながら対応していく必要があると、そのように考えております。

○9番 禰占通男議員 終わります。

○眞茅弘美議長 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時39分 散会

本 会 議 第 4 日

(令和8年3月19日)

令和8年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第4号）

令和8年3月19日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	29	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	30	枕崎市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
3	35	枕崎市過疎地域持続的発展計画の策定について	〃
4	41	公の施設の指定管理者の指定について	〃
5	42	公の施設の指定管理者の指定について	〃
6	43	公の施設の指定管理者の指定について	〃
7	陳1	日本国国旗損壊罪（日本国章損壊罪）の早期制定を求める意見書の提出に関する陳情	〃
8	26	枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	産厚
9	27	枕崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
10	28	枕崎市漁業振興奨励金条例の制定について	〃
11	31	枕崎市給水条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	32	枕崎市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
13	33	枕崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	〃
14	36	土地改良事業の計画の変更について	〃
15	37	公の施設の指定管理者の指定について	〃

16	38	公の施設の指定管理者の指定について	産 厚
17	39	公の施設の指定管理者の指定について	〃
18	40	公の施設の指定管理者の指定について	〃
19	陳2	次世代型mRNA型ワクチン（レプリコンワクチン等）の安全性確保と慎重な運用を求める意見書の提出に関する陳情	〃
20	12	令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第9号）	予 特
21	13	令和7年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	〃
22	14	令和7年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	〃
23	15	令和7年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）	〃
24	16	令和7年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）	〃
25	17	令和7年度枕崎市水道事業会計補正予算（第3号）	〃
26	18	令和7年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	〃
27	34	第7次枕崎市総合振興計画基本構想の策定について	基本構想 特 委
28		議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員会の最終報告	議員定数 適正化及 び議員報 酬等調査 特 委

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 眞 茅 弘 美 議員	2 番 下 竹 芳 郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員	4 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 水 野 正 子 議員	6 番 立 石 幸 徳 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員	8 番 味 園 美和子 議員
9 番 禰 占 通 男 議員	10番 平 田 るり子 議員
11番 橋 口 洋 一 議員	12番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	畠 野 照 文 書記
宮 下 和 也 書記	吉 井 真 子 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	竈 原 正 二 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	奥 山 博 史 市民生活課長
田 代 勝 義 財政課長	平 塚 孝 三 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	神 浦 正 純 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	鮫 島 眞 一 健康・こども課長
福 永 賢 一 税務課長	川 野 優 治 長寿介護課長
今給黎 仁 水道課長	山 崎 弘 人 水道課参事
西 村 祐 一 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	森 智 賀 健康・こども課参事
中 村 俊 彦 農政課参事	桑 原 英 樹 水産商工課参事
立 石 秀 和 市民生活課参事	板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
中 村 浩一朗 企画調整課参事	木之下 浩 一 教育長
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長	山 宗 功 学校教育課長
山 田 浩 隆 生涯学習係長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木口屋 和 彦 選管事務局長	宮 原 司 消防長
中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長	中 原 広 次 警防課長兼消防署長
平 田 寿 一 総務課参事	中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○眞茅弘美議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[平田るり子総務文教委員長 登壇]

○平田るり子総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第7号までの7件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、これに準じ、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び加算額の改定並びに配偶者に係る補償基礎額の加算を廃止しようとするものです。

主な改正内容としては、消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を9,700円から1万円に、最高額を1万4,500円から1万5,000円に引き上げ、配偶者に係る補償基礎額の加算を廃止することから条文の整理を行い、扶養親族の加算額を433円に引き上げるとのことです。

また、補償基礎額表は、非常勤消防団員が属している階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じた額にそれぞれ引き上げる改正となっているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号枕崎市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方自治法の一部改正に伴い、本市条例で改正箇所を引用している枕崎市監査委員条例、枕崎市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例及び枕崎市立病院事業の設置等に関する条例の3つの条文の整理をしようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市過疎地域持続的発展計画の策定について申し上げます。

本件は、枕崎市過疎地域持続的発展計画の策定について、令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

委員から、過疎地域に該当する要件について質疑があり、過疎地域の要件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条に規定されており、そのうち本市においては、次の3つの人口要件に該当しているとのことです。

1つ目に、65歳以上の人口の比率、高齢化率が0.35以上である要件について、本市は0.36であること。

2つ目に、15歳以上30歳未満の人口の比率、若年者比率が0.11以下である要件について、本市は0.10であること。

3つ目に、平成2年の人口から平成27年度までの人口減少率が0.21以上である要件について、本市は0.23であること。

また、財政力要件としては、0.51以下であることが要件となっているが、本市は0.42となっているとのことです。

また、委員から、過疎団体の現況について質疑があり、全国の1,718市町村のうち885団体、全体の51.5%が指定されているとのことであり、令和4年4月1日時点で前年と比較し、65団体が新たに増加し、41団体が新たに脱却したとのことです。

また、委員から、過疎地域持続的発展計画に掲載している事業数について質疑があり、今回の計画策定に当たり、今年度は総合振興計画、総合戦略策定の年と重なっていたことから、県への

提出時点で最上位計画である振興計画に掲げていない事業を過疎計画に掲載することができなかったとのことでした。

そのため、今回の策定に当たっては、既存事業を中心に継続事業を掲載して、振興計画、総合戦略で新たに策定される事業等については、一旦、本計画には載せない形で策定したとのことでした。

以上のことから、振興計画等を反映させた新たな過疎計画は、振興計画、総合戦略の策定後、令和8年度以降に策定する予定としているため、前回の過疎計画と比較して事業数が大幅に減っているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号から第6号までの公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

この3件は関連があることから一括して審査いたしました。

まず、日程第4号は、火之神会館の指定管理者を令和8年4月1日から5年間、火之神公民館に指定することについて、日程第5号は、サン・フレッシュ枕崎の指定管理者を令和8年4月1日から5年間、公益社団法人枕崎市シルバー人材センターに指定することについて、日程第6号は、枕崎市立図書館の指定管理者を令和8年4月1日から5年間、特定非営利活動法人読書推進団体枕崎「みしのたくかにと」に指定することについて、いずれも地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

委員から、火之神会館について、施設の修繕費等はどちらが負担するのかとの質疑があり、修理が必要な場合は、その都度協議を行い決定しているとのことです。

また、火之神会館の管理については、条例に基づき火之神公民館へ管理を依頼しているということであり、サン・フレッシュ枕崎と枕崎市立図書館の公募件数に関しては、どちらも1者のみであったとのことです。

なお、委員から、今後の指定管理者の指定の在り方については、地域にお願いし管理をしてもらっている現状にある中で、管理する方々からは、建物の維持管理が大変で、指定管理を返上したいという声もあることから、今回は、無償譲渡等を含めて総合的に検討した上で取り組んでいただきたいとの要望がありました。

本3件は、いずれも全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号日本国国旗損壊罪（日本国章損壊罪）の早期制定を求める意見書の提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情は、枕崎市日之出町在住の方から提出されたものです。

審査の過程において委員から、国旗の損壊行為が不快感を伴うことであることは理解するものの、判例や学説においても、象徴に対する行為が政治的な意思表示として行われる場合、それを刑事罰で封じることは、憲法第21条が保障する表現の自由を侵害する重大な懸念がある。民主主義社会においては、批判的な意見や表現であってもそれが他者の生命、身体、財産を直接に侵害しない限りは最大限尊重されるべきであるとの意見や、国旗が制定されて以来、本市で国旗等が脅かされるような具体的な事例は確認されておらず、市民が祝祭日に国旗を掲げることも少ないのが現状で、国旗そのものに愛着を感じ、尊重する意識を育てていくことが大事であり、国旗へのいたずら行為に対する刑罰が抑止力となるのかは疑問であるとの意見がありました。

本件は、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

平田るり子議員。

○10番平田るり子議員 陳情第1号日本国国旗損壊罪（日本国章損壊罪）の早期制定を求める意見書の提出に関する陳情について、私は総務文教委員長として報告いたしました。ここでは一議員の立場で賛成の立場から討論いたします。

まず、国旗・国章は、国家権力の象徴ではなく、私たち国民の歴史、文化、共同体としての誇りを象徴するものです。この象徴が公然と毀損されることは、国民全体の尊厳が傷つけられることに等しく、社会の安定と秩序に関わる重大な課題です。

しかし、現行法では、国旗や国章が毀損されても、器物損壊罪でしか扱えず、象徴としての特別な保護が法体系として確立されていない制度的空白が存在します。

器物損壊罪は、他人の物を壊した場合のみ成立し、自分の所有物であれば、国旗であっても破ってよいという構造になっています。この所有権ベースの考え方が、象徴棄損を単なる物の破壊として扱い続けてきた現状を生みました。

次に、歴史的背景について申し上げます。

1999年に制定された国旗及び国歌に関する法律は、学校教育現場や公的機関で国旗・国歌を尊重するルールを明確化し、国家の象徴としての法的位置づけを初めて明文化した法律です。

この制度背景は、戦後の学校現場における国旗・国歌の扱いをめぐる混乱、そして日教組を中心とした対立構造が長年続き、社会的な不安定を招いてきた歴史があります。枕崎においても、日教組の影響は強く、国旗・国歌の扱いをめぐる議論は、決して無縁ではありませんでした。

したがって、枕崎で起きていないから関係ないという反対意見は、歴史的事実から見ても成立しません。

また、2019年のあいちトリエンナーレ問題では、公共施設で国旗、天皇肖像など象徴が毀損的に扱われたことで、大きな社会混乱が生じました。これは愛知県だけの問題でなく、公共施設を持つ全ての自治体が、将来直面し得る全国的課題です。

枕崎市も市民会館や文化施設、学校など多くの公共施設を有しており、同様の展示や表現行為が持ち込まれた場合、行政として判断を迫られる可能性は十分にあります。

したがって、枕崎で起きていないから関係ないという反対意見は、危機管理の観点からも妥当ではありません。

国際比較の観点でも、日本の遅れは明らかです。ドイツ、フランス、イタリアなど多くの民主主義国が国旗侮辱罪を設けています。象徴を守ることは、民主主義と矛盾せず、むしろ国際的に一般的な制度です。日本だけが象徴保護の法体系を持たないことは、国際的にも例外的であり、制度的な遅れを示しています。

委員の皆様からは、「枕崎市内で国旗損壊による混乱は確認されていない」「実体のない不安に基づく法整備は、過度な規制につながる」「政治的意思表明としての損壊を処罰するのは、表現の自由の侵害」「国旗への愛着を育てることこそ大事で、刑罰が抑止力になるか疑問」という反対意見がありました。これらの懸念は理解します。

しかし、ここで明確に申し上げたいのは、地方自治法第99条は、地方議会が全国的課題について国に意見を述べる権限を明確に認めているという点です。

意見書提出は、特定の地域で事例が発生しているかどうかにかかわらず、国の制度そのものに課題があると判断した場合に行う地方自治体、地方議会の正当な権限行使です。

むしろ、事例が起きてからでは遅く、制度的空白を埋めるため、地方から声を上げるからこそ地方自治の精神にかなうものです。

また、表現の自由との関係について申し上げます。

禁止されているのは思想ではなく、外形的な毀損行為そのものです。憲法が保障する内心の自由を侵すものではなく、芸術表現や思想そのものを縛るものでもありません。象徴の保護と表現の自由は、制度設計によって十分に成立可能です。

最後に、陳情者の思いについて触れます。

陳情者は、正しい日本の歴史や文化を子供たちに学んでもらいたい、日本という国を誇りに思える心を育てたいという願いから、この陳情を提出されています。象徴を守ることは、未来の世代に誇りと責任を引き継ぐための基盤であり、地方議会としてその声を国に届けることは大きな意義があります。

以上の理由から、私は本陳情に賛成いたします。

○眞茅弘美議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

まず、日程第1号から第6号までの6件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号、第30号及び第35号の3件は、原案のとおり可決、議案第41号から第43号までの3件は、可決されました。

次に、日程第7号に対する委員長報告は、不採択でありますので、本会議では採択するかどうかについて、起立により採決いたします。

日程第7号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○眞茅弘美議長 起立少数であります。

よって、陳情第1号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第8号から第19号までの12件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[上迫正幸産業厚生委員長 登壇]

○上迫正幸産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第8号から日程第19号までの12件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第8号枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、これに準じ、所要の改正をしようとするものです。

委員から、今回の改正による地域限定保育士制度の一般制度化によって、これまでは国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士が、自治体でどのように活用できるようになるのかとの質疑があり、地域限定保育士の一般制度化により、全国で導入が可能となり、登録した都道府県で保育士と同様に勤務できるものであり、登録後3年を経過した者のうち、一定の勤務経験がある者は通常の保育士登録ができ、全国で働くことができるということです。

また、委員から、地域限定保育士制度は地域における人材確保のため創設されたものであるとのことだが、本市において保育士が不足している現状はあるのかとの質疑があり、各施設において、保育士の確保は課題となっており厳しい状況下にあるものの、各保育所等の配置基準は満たしているとのことであり、市としても、保育所等と意見交換等を行いながら、ともに人材確保に向けて取り組んでいきたいと考えているとのこと。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号枕崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、一般廃棄物処分業の許可及び許可の更新並びに一般廃棄物処理業の範囲の変更の許可

に係る手数料を設けるため、所要の改正をしようとするものです。

委員から、一般廃棄物収集運搬業として規定されていたものを細分化することとなった経緯について質疑があり、事業者から一般廃棄物の処分業を行いたいという相談があったことから、本条例において用いる用語の定義について、一般廃棄物収集運搬業のほかに、一般廃棄物処分業を加え、新たに処分業の許可等について条例の改正を行うことになったとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第10号枕崎市漁業振興奨励金条例の制定について申し上げます。

本件は、船舶取得者に対する奨励金を拡充するとともに、設備の取得等に係る固定資産税の課税免除及び不均一課税の規定を現状の運用に即した形に整理するため、本条例を定めようとするものです。

船舶取得者に対する奨励金については、これまで枕崎市半島振興対策実施地域産業開発促進条例及び枕崎市産業開発促進条例の規定により交付がなされてきたが、新たに枕崎市漁業振興奨励金条例を制定し、奨励金について拡充しようとするものです。

委員から、本市は以前から過疎地域に指定されているが、最近では過疎税制に該当するような申請はなかったのかとの質疑があり、交付実績については、枕崎市半島振興対策実施地域産業開発促進条例に基づく不均一課税及び枕崎市産業開発促進条例に基づく課税免除の適用は平成27年以降申請がない一方で、過疎地域の産業開発促進条例に基づく課税免除の申請については、平成28年以降18件あるとのことでした。

また、令和5年度からは過疎地域については半島税制が適用除外となっている状況を踏まえ、半島振興対策実施地域産業開発促進条例と、産業開発促進条例を廃止するとのことです。

また、委員から、廃止される産業開発促進条例の対象には複数の業種が含まれているが、新設される条例の対象は船舶取得者に限るのかとの質疑があり、産業開発促進条例の課税免除の規定については、過疎地域産業開発促進条例等で包含できるものであり、新条例においての奨励金は、課税免除等ができない方々へ、3年間の固定資産の課税免除と同様の支援を行うものであるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第11号枕崎市給水条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、災害その他非常の場合にあって、給水装置工事に係る指定工事事業者の確保が困難と判断される時は、他の市町村長又は他の市町村長が指定した指定工事事業者による給水装置の設計及び工事の施工を特例的に認める規定を設けようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第12号枕崎市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準の見直しがなされたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

主な改正点としては、共通の資格基準として、本市水道事業も対象となる給水人口5万人以下である水道事業者については、簡易水道事業における布設工事監督者、水道技術管理者に設けられている資格の緩和が適用され、また、実務経験年数については現行の2分の1の実務経験年数とされるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第13号枕崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、日程第11号枕崎市給水条例の一部を改正する条例の制定についてと同様、災害その他非常の場合にあって、排水設備工事に係る指定工事店の確保が困難と判断される時は、他の市町村長又は他の市町村長が指定した指定工事事業者による排水設備工事の実施を特例的に認める

規定を設けようとするものです。

また、下水道法施行令第6条第1項に規定する、下水処理場から放流する水質の技術上の基準項目について、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数に改められたことに伴い、本条例においても所要の改正をするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第14号土地改良事業の計画の変更について申し上げます。

本件は、土地改良事業の計画の変更につきまして、南薩畑地かんがい地区における団体営土地改良事業計画書（基幹水利施設管理事業 西部第1地区、西部第2地区）の事業内容に変更が生じたため、当該計画を変更するに当たり、土地改良法第96条の3第1項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第15号から日程第18号までの公の施設の指定管理者の指定についての4件について申し上げます。

日程第15号は、枕崎市福祉会館の指定管理者を枕崎市社会福祉協議会に、日程第16号は、上釜会館の指定管理者を高見町公民館に、日程第17号は、枕崎市クリーン堆肥センターの指定管理者を南さつま農業協同組合に、日程第18号は、枕崎駅前観光案内所の指定管理者を枕崎市観光協会に、令和8年4月1日より5年間それぞれ指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

審査については議案ごとに行い、委員から、クリーン堆肥センターの現在の経営状況及び修繕・改修に係る本市の負担割合についての質疑があり、経営状況については厳しい状況が続いており、収支としてはほぼマイナスであるとのことでした。

また、改修等に係る負担割合は、以前は1割の負担であったが、令和4年度から負担割合を3対7とし、市が3割負担しているとのことでした。

これら4件は、それぞれ全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、日程第19号次世代型mRNA型ワクチン（レプリコンワクチン等）の安全性確保と慎重な運用を求める意見書の提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情は、枕崎市日之出町在住の方から提出されたものです。

委員から、当局に対し、本市医療機関でのレプリコンワクチンの使用状況について確認したところ、今年度の枕崎市内の65歳以上のコロナウイルス定期予防接種協力医療機関では、レプリコンワクチンを使用している医療機関はなく、枕崎市内、市外含めてレプリコンワクチンを使用した方は一人もいないとの説明がありました。

また、陳情の理由として挙げられている「十分な説明がないまま接種が進められる」といったことがワクチン接種において行われる現状があるか当局に確認したところ、新型コロナワクチンについては、厚生労働省の情報提供を基に、本市においてもワクチンの効果、安全性について広報を行っており、その中では副反応として見られる症状について、各社のワクチンごとの広報も行っているとの説明がありました。

審査の中で、委員より、厚生労働省の情報提供に従って、ワクチンについての説明もなされており、予防接種全般に関して、必ず打たないといけないという類のものではなく、接種するかどうかは個人の判断に委ねられるものであるといった意見や、インフルエンザワクチンと同じ扱いで、あくまでも国が個々の判断に任せているため、あえて議会で取り上げる必要はないとの意見がありました。

本件は、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

平田るり子議員。

○10番平田るり子議員 陳情第2号次世代型mRNA型ワクチン（レプリコンワクチン等）の安全性確保と慎重な運用を求める意見書の提出に関する陳情について、私は本陳情に賛成の立場から討論いたします。

まず申し上げたいのは、私たち地方自治体には、国の方針に反して、独自に判断する権限はありません。だからこそ、地方から国に対して声を上げ、必要な検証と情報公開を求めることこそが、住民の生命と健康を守るために、私たちに残された唯一の手段です。

私は当時、この議会にはおりませんでした。しかし、あのコロナ禍の中で、この議場でも相当に悩み、議論が重ねられたことは容易に想像できます。どうか、あの頃の空気を思い出していただきたいのです。

ワクチン接種は強制ではないと言われながらも、社会は混乱し、情報は錯綜し、冷静な判断ができる状況ではありませんでした。喉元を過ぎれば忘れがちですが、今もなお副反応に苦しむ方もおいでです。接種は今も続いています。だからこそ、混乱が収まった今、私たちは逃げずに検証しなければなりません。

何が起き、どの判断がどのような影響をもたらしたのか。そして、次に同じ状況が起きたとき、住民が安心して判断できる制度と説明体制を国が責任を持って整えるべきです。

ここで1つ私たちが直視しなければならない歴史があります。戦争の歴史を振り返れば、ウイルスや細菌が兵器として利用された事例が存在します。国際社会は、その危険性を深刻に受け止め、生物兵器禁止条例などで厳しく規制していますが、感染症が国家の安全保障に関わるという認識は歴史的にも現代的にも揺るぎません。つまり、感染症対策やワクチン政策は単なる医療の問題ではなく、国の安全保障、社会機能の維持、そして住民の命を守る基盤そのものなのです。だからこそ、曖昧のままにはしてはならないのです。

本市では、レプリコンワクチンを使用されていないとの説明でしたが、当時、なぜ全国で接種されるワクチンの種類が異なったのか。どのような基準で医療機関が選択したのか。そのプロセスは明らかではありません。現場である医療機関の実態も十分に検証されていません。

今回の陳情には、住民の切実な声が寄せられています。副反応への不安、子供や高齢者への接種判断の難しさ、新しいワクチンであるにもかかわらず、説明が不足していることへの不安、そして、十分な情報がないまま接種が進むことの疑問など、いずれも判断に必要な情報が足りないという思いが共通しています。こうした住民の声を受け、陳情者は次の点を強く求めています。

1. 中立的第三者機関を含む最新の科学的知見に基づいた再評価の実施、2. 専門用語を避け、住民が理解しやすい形式での迅速な情報提供、3. 判断の根拠となる資料の提示と、相談支援体制の早急な整備、4. 透明性の高いワクチン行政の推進、これらは住民が主体的に判断できる環境を整えるために不可欠な要素であり、地方自治体としても重く受け止めるべき内容であります。私たちが、今行うべきは、過去の対応を責めることではありません。未曾有の状況下で、誰もが最善を尽くしてきたことは疑いありません。しかし、だからこそ今、冷静な検証を行い、次に、同様の事例が起き発生した際に、住民が迷わず恐れず、適切に判断できる体制を整えることが求められています。

以上の理由から、私は、本陳情に賛成いたします。

○眞茅弘美議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

まず、日程第8号から第18号までの11件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号から第28号まで、議案第31号から第33号まで及び議案第36号の7件は原案のとおり可決、議案第37号から第40号までの4件は、可決されました。

次に、日程第19号に対する委員長報告は、不採択でありますので、本会議では採択するかどうかについて、起立により採決いたします。

日程第19号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○眞茅弘美議長 起立少数であります。

よって、陳情第2号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第20号から第26号までの7件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[水野正子予算特別委員長 登壇]

○水野正子予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第20号から第26号までの7件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会は、議長を除く全議員で構成され、去る3月6日に開催し、委員長に水野正子、副委員長に橋口洋一委員を選出し、付託された補正予算7件について、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、まず、日程第20号令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第9号）、日程第21号令和7年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の2件は、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第22号令和7年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、日程第23号令和7年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）の2件は、いずれも賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第24号令和7年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）、日程第25号令和7年度枕崎市水道事業会計補正予算（第3号）、日程第26号令和7年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）の3件は、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、これから、順次、採決いたします。

まず、日程第20号及び第21号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号及び第13号の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22号及び第23号は、起立により採決いたします。

まず、日程第22号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○眞茅弘美議長 賛成多数であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第23号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○眞茅弘美議長 賛成多数であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第24号から第26号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号から第18号までの3件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第27号を議題といたします。

基本構想特別委員長に報告を求めます。

[吉嶺周作基本構想特別委員長 登壇]

○吉嶺周作基本構想特別委員長 ただいま議題となりました日程第27号第7次枕崎市総合振興計画基本構想の策定について、基本構想特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会は、議長を除く全議員で構成され、去る3月9日に開催し、委員長に吉嶺周作、副委員長に辻本貴志委員を選任いたしました。

報告につきましては、議長を除く全議員で構成されておりますので、主な点のみ報告いたします。

本件は、第7次枕崎市総合振興計画基本構想を策定することについて、枕崎市総合振興計画策定条例第4条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

まず、第1章「序論」について申し上げます。

本計画は、時代の潮流を踏まえた上で、本市の現状を的確に捉え、また、市民目線を重視し、まちづくりの方向とその実現に向けた方策を明らかにするものとして、計画を策定したとのことです。

計画期間は、基本構想は令和8年度から令和17年度の10年間、そして、基本計画の前期計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間、後期計画は13年度から17年度の5年間となるとのことです。

また、本計画では、本市の地方創生総合戦略を総合振興計画の重点プロジェクトとして総合振興計画に包含しているとのことであり、国の「地方創生2.0」の考え方に基づく、第3期枕崎市地方創生総合戦略を振興計画と一体的に策定することで、共通の目標のもと、地域活性化と人口減少対策を効果的に推し進めることとしているとのことです。

次に、第2章「基本構想」の「I. まちづくりの基本方向」の「1. 将来都市像の設定」「2. 将来都市像のイメージ」について申し上げます。

本市が目指す将来都市像を、「まちの誇り 自然の恵み 未来へつなぐ 幸せ共創都市」とし、この将来都市像は、市民アンケートやワークショップで示された、本市の強みと将来への期待を反映したもので、3つの要素で構成されているとのことであり、「まちの誇り 自然の恵み」は、歴史と資産の継承を表し、豊かな地場産業、自然など先人たちが築いてきた文化や伝統を守り続け、それらを生かしていくことで市民の満足度と愛着を育むとのことです。

「未来へつなぐ」は、挑戦と定着の環境づくりを進めていくことを表し、若者が「住み続けたい」「関わり続けたい」と思えるよう、次世代を担う人材の育成と、新しいことへ挑戦する姿勢を重視し、また、外からの視点も取り入れながら、地域の可能性を広げ、現在の幸せを次世代の幸せへと確実につなげていくとのことです。

「幸せ共創都市」は、ウェルビーイングの実現に向け、多様な主体が、それぞれの個性や強みを生かしながら関わり合い、共に新しい価値を生み出す、共創することを目指しているとのこと

です。

基本構想では、市民の「幸福度」による成果目標を設定し、「幸福度64.5%」と「生活満足度45.1%」を基準値とし、本計画による様々な取組を着実に実施していくことで、市民の幸福感を上昇させていくことを成果目標として設定しているとのこと。

委員からは、幸福度や生活満足度について、年代別では特に、30代から40代が低いことが伺われるので、全体の平均値の向上だけではなく、年代ごとの満足度・幸福度を上げる対策にも努めてほしいといった意見がありました。

次に、基本構想の「Ⅱ基本目標」の「1. 基本目標の設定」と「2. 将来都市像の詳細」については、市の将来都市像を実現するため、今後目指すべき方向性を4つの政策分野で整理し、それぞれの基本目標を設定したとのこと。

まず、基本目標1の、「活気とにぎわいのあるまち（産業経済）」では、雇用の創出や新たな産業の創出につながるよう企業誘致に、より一層取り組んでほしいといった意見や、本市に居住したくなるような施策の構築や周知の徹底を望むといった要望がありました。

次に、基本目標2の、「子育て・学びが充実したまち（子育て・教育文化）」では、子供の頃から食育の大切さ、健康管理能力を身につけさせていただきたいといった要望や、大人の学び場の充実を図ってほしいといった意見がありました。

次に、基本目標3の、「健康でいきいきと暮らせるまち（健康・福祉）」では、質の高い医療サービスの充実について、任意予防接種に対する助成制度の拡充を図るべきとの意見や、市立病院の機能充実を進めてほしいとの要望がありました。

次に、基本目標4の、「安心・安全・快適なまち（生活環境・都市基盤）」では、防災について国の動きとして、11月頃から防災庁が発足するようだが、今後のいろんな大規模災害等に対応していくために、本市の防災関係の組織を係から課に昇格し、業務体制を拡充すべきとの意見がありました。

次に、「基本目標を達成するための基盤」は、共生・協働、人権、ジェンダー平等、そして、これまでの行財政改革推進計画となる持続可能な行政運営の推進などに取り組み、その推進により4つの基本目標の達成を目指すことで、将来都市像の実現を目指していくとのこと。

委員からは、市政情報の共有化の推進ということで、幅広い年代に情報が共有できるように、SNS等を活用した情報発信を積極的に推進してほしいといった意見がありました。

最後に、基本構想全般を通じて、委員からKPI設定の仕方について、割合ではなく実数で設定していただきたいといった要望や、市民の幸福度に関するアンケート調査結果について、幸福度では4割近くが中高生の意見となっており、市民の総合的な意識の反映が難しいのではないかとといった意見や、本市においては、女性管理職が少ない状況にあるので、今後は女性管理職の登用、人材育成をより促進することで、さまざまな政策の意思決定の場に、女性の視点をもっと取り入れていただきたいといった要望がありました。

以上であります。本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第27号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第28号を議題といたします。

議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員長に報告を求めます。

[吉嶺周作議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員長 登壇]

○吉嶺周作議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員長 ただいま議題となりました日程第28号議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員会の最終報告を申し上げます。

本特別委員会は令和7年10月2日に設置されて以来、6回の委員会を開催し議員定数及び議員報酬について調査研究を行い、議員定数については現状の12名を維持すること。

議員報酬については、消費者物価指数、九州圏内の類似都市の報酬、公務員給与、市民アンケート調査など、様々な資料・指標との比較検証や分析等により現行の27万5,000円から31万円に増額すること。

また同様の上昇率で議長報酬を37万円から41万6,000円に、副議長報酬を29万2,000円から32万9,000円、常任委員長及び議会運営委員長の報酬を28万1,000円から31万6,000円に改定するという、その調査研究結果について報告書を取りまとめ、令和7年12月19日の12月定例会最終本会議において委員長報告を行ったことは既に承知のとおりであります。

その後の経緯としましては、特に議員報酬の改定に当たっては、特別職報酬等審議会の開催を令和8年1月27日付で市長に依頼し、議員報酬の改定額の妥当性について審議をお願いしたところです。

同審議会は令和8年2月16日に開催され、審議会からは、令和8年3月3日付で「市議会議員の報酬額の改定については、諮問された増額後の報酬額が妥当である」との答申が出されたことから、令和8年3月13日に第7回特別委員会を開催し、その答申について委員全員で確認したところであります。

以上、本特別委員会としましては、これまで7回の委員会を開催し、議員定数及び議員報酬について一定の調査研究結果を導き出すとともに、議員報酬の改定に当たっては、本市議会基本条例第21条第2項の規定に基づき、特別職報酬等審議会の意見を尊重するという所期の目的を達成したことから、今回の報告をもって本特別委員会の調査研究を終了することといたします。

なお、本特別委員会の調査研究に要した経費は、2万6,827円となりましたことをご報告申し上げ、議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員会の最終報告といたします。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告をもって、議員定数適正化及び議員報酬等調査特別委員会の調査を終了いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時38分 散会

本 会 議 第 5 日

(令和8年3月26日)

令和8年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第5号）

令和8年3月26日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	19	令和8年度枕崎市一般会計予算	予特
2	20	令和8年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
3	21	令和8年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
4	22	令和8年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
5	23	令和8年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
6	24	令和8年度枕崎市水道事業会計予算	〃
7	25	令和8年度枕崎市公共下水道事業会計予算	〃
8	45	令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）	
9	46	枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 眞 茅 弘 美 議員	2 番 下 竹 芳 郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員	4 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 水 野 正 子 議員	6 番 立 石 幸 徳 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員	8 番 味 園 美和子 議員
9 番 禰 占 通 男 議員	10番 平 田 るり子 議員
11番 橋 口 洋 一 議員	12番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	畠 野 照 文 書記
宮 下 和 也 書記	吉 井 真 子 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	竈 原 正 二 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	奥 山 博 史 市民生活課長
田 代 勝 義 財政課長	平 塚 孝 三 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	神 浦 正 純 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	鮫 島 眞 一 健康・こども課長
福 永 賢 一 税務課長	川 野 優 治 長寿介護課長
今給黎 仁 水道課長	山 崎 弘 人 水道課参事
西 村 祐 一 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	森 智 賀 健康・こども課参事
中 村 俊 彦 農政課参事	桑 原 英 樹 水産商工課参事
立 石 秀 和 市民生活課参事	板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
中 村 浩一朗 企画調整課参事	木之下 浩 一 教育長
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長	山 宗 功 学校教育課長
山 田 浩 隆 生涯学習係長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木口屋 和 彦 選管事務局長	宮 原 司 消防長
中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長	中 原 広 次 警防課長兼消防署長
平 田 寿 一 総務課参事	中 山 俊 吾 総務課行政係長
石 場 博 和 財政課財政係長	城 森 直 樹 健康・こども課健康増進係長

午前9時30分 開議

○眞茅弘美議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[水野正子予算特別委員長 登壇]

○水野正子予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第7号までの7件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託されました一般会計、特別会計及び公営企業会計の予算7件については、去る3月10日、12日、13日の3日間、特別委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、まず、日程第1号令和8年度枕崎市一般会計予算は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号令和8年度枕崎市国民健康保険特別会計予算、日程第3号令和8年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算、日程第4号令和8年度枕崎市介護保険特別会計予算の3件は、いずれも賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号令和8年度枕崎市立病院事業会計予算、日程第6号令和8年度枕崎市水道事業会計予算、日程第7号令和8年度枕崎市公共下水道事業会計予算の3件は、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○眞茅弘美議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

これから、順次、採決いたします。

まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号から第4号までの3件は、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○眞茅弘美議長 起立多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○眞茅弘美議長 起立多数であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○眞茅弘美議長 起立多数であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第5号から第7号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号から第25号までの3件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第45号令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,780万8,000円を追加し、予算総額を167億7,570万8,000円にしようとするものです。

繰越明許費の補正は、地域密着型施設等整備事業ほか1事業の追加によるものです。

債務負担行為の補正は、株式会社南薩木材加工センターの運転資金借入に係る損失補償の追加及び廃止によるものです。

補正予算の内容は、地域密着型施設等整備事業補助、福社会館の受電設備取替経費及び老人福祉センター入浴設備の修繕経費をお願いしてあります。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○眞茅弘美議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○5番水野正子議員 末尾資料の1になりますが、地域密着型施設等整備事業補助について伺います。本事業は、住みなれた地域での生活を支える重要な基盤整備だと認識しておりますが、今回の予算における具体的な内容と予定件数についてお示しください。

○川野優治長寿介護課長 地域密着型施設等整備事業補助について申し上げます。

この事業につきましては、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用いたしまして実施するものでございます。

補正の内容につきましては、小規模多機能型居宅介護事業所の老朽化による大規模修繕が1施設の773万円、認知症グループホームの非常用発電機設備の導入設置が1施設の772万2,000円でありまして、2施設の合計1,545万2,000円を追加補正でお願いするものでございます。

なお、歳入で国庫補助金といたしまして、同額の1,545万2,000円を予算計上しているところです。

○5番水野正子議員 2のその他の福祉事務費についてお伺いします。

福社会館の屋外に設置している高圧気中開閉器等が強風により故障したことに伴う取替経費ですが、強風はいつ発生し、現在の対応と修理完了までどの程度の期間を要する見込みか、復旧のめどをお聞かせください。

○川野優治長寿介護課長 その他福祉事務費について申し上げます。

これにつきましては、枕崎市福社会館の屋外に設置している高圧気中開閉器と高圧ケーブルの取替経費となります。

追加補正予算でお願いした経緯について御説明いたします。

今月3日の午前中の強風によりまして、枕崎市福祉会館において停電が発生しました。

九州電気保安協会が調査しましたところ、枕崎市福祉会館の屋外に設置している高圧気中開閉器と高圧ケーブルの不良が原因であると判明したところです。

当日の夕方には九州電気保安協会にて仮設ケーブルを設置いたしまして、停電は解消されておりますが、早急に高圧気中開閉器と高圧ケーブルの取替えが必要な状態となっているところです。

事業完了におきましては、工期を60日間と予定しておりますので、5月中の事業完了を見込んでいます。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○10番平田るり子議員 設置のこの点検とかというのはこれからどうなるか教えてください。

○川野優治長寿介護課長 毎年、九州電気保安協会が点検しているところですが、今回、高圧気中開閉器の取替えということで、この高圧気中開閉器につきましては、耐用年数が一般的に10年から15年が更新の目安とされておりまして、屋外環境に設置されていることから、雨風の影響を受けやすく、10年を過ぎると経年劣化により絶縁性低下や故障リスクが高まるとされております。

法定の耐用年数は15年ではありますが、安全性の観点から、早めの交換が推奨されているところです。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○8番味園美和子議員 末尾資料の3老人福祉センター管理費、老人福祉センター入浴設備に係る修繕の内容をお聞かせください。

○鮫島眞一健康・こども課長 お尋ねの老人福祉センター入浴設備に係る修繕につきましては、老人福祉センター入浴設備における給水電動弁の取替修理になります。

この修繕につきましては、老人福祉センターにおいて、漏電の調査を行ったところ、女性用の浴室に給湯する電動自動弁が故障していることが分かり、取替修理を行ったところ、その作業の過程の中で、新たに給水用の電動自動弁にも不良があることが確認されております。

この機器は、分解修理が対応できないものでありますので、今回取替えによる修理を行うものでございます。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○6番立石幸徳議員 私は、第3条債務負担行為の補正、予算書は4ページになりますが、今回、この10号補正ですね、一般会計10号補正で債務負担行為の追加と、それから廃止、2項目出されておりますので、お尋ねいたします。

まず追加については、南薩木材加工センターが金融機関から借入れをする、鹿児島銀行ですね。6,000万円を証書借入れということで、この件については、議案と一緒に資料も出てきておりますが、廃止のほうは、これは昨年9月議会の一般会計3号補正で出された南薩木材加工センターが1億円を限度としてですね、本市が損失補償をすると。その部分を廃止する。

そうしますと、木材加工センターのほうは、昨年の9月の時点では、1億円を運転資金として借り入れる。運転資金は多ければ多いほどいいわけですから。

ところがその結果として、今回6,000万円の借入れになったと。そうしますと、この差額4,000万円、この部分は、金融機関からカットといいたいでしょうか、認められなかったと。そういうことで理解すればいいんですか。

○中村俊彦農政課参事 ただいまの御質疑にお答えいたします。

9月定例会で説明しました1億円につきましては、運転資金は、同センターからの説明でございまして、売上げの約3割として売上げを約10億円に設定しまして、その3割の3億円と設定したと。

3億円のうち、2億円は過去に損失補償の枠内で借り入れておりましたので、残りの1億円を

運転資金として9月時点では損失補償として設定していたところでございます。

今回の6,000万円につきましては、その後の経営状況を見ますと、住宅着工戸数の減少や、木材関連の市場における厳しい状況が売上げに影響を与えております。

令和8年1月現在での売上げを見ますと、昨年とほぼ同等であります。

今後の見通しとしましては、経営改善として、歩留りや製品単価の見直しを行い、また、同業者の廃業の影響もあつたりしまして、売上げが少しずつではありますが、伸びている状況にあります。

また、令和8年8月には、長期借入れの償還が完済することで、資金繰りが若干改善する見通しもありまして、銀行と同センターが相談を行いまして、今回1億円を圧縮した形で6,000万円の要望を行っているところでございます。

○6番立石幸徳議員 先ほど私も申し上げたように、運転資金は多ければ多いほど、余裕があればあるほどいいわけですよ。昨年の9月時点では関係の3市が1億円の損失補償を認めたわけですね。そして、その後、金融機関と当該木材センターが協議をする中で、6,000万円になったというその理由ですよ、その原因、そこを明確に聞きたいんですよ。

なぜ1億円を3市は損失補償として限度額として認めたものをですよ、結果として6,000万円になってきているわけですから。この4,000万円が減った原因、理由は何ですか。

○中村俊彦農政課参事 4,000万円減額になった理由としましては、やはり先ほどから申ししておりますが、今後の見通しとして経営改善等を行いまして、今後の資金繰りとしては8月には長期借入れの返済が終わると、そういった資金繰りが若干改善する見通しもあるということで、同センターとしては、そのような6,000万円で申請を行ったということ聞いております。

○6番立石幸徳議員 答弁になっていないんじゃないですかね。

8月に長期借入れは返済するんであればですよ、なお資金的には余裕を持つということは、それは企業経営にとってはいいことですよ。枕崎市議会に関してはですね、3つの市議会の中でも、決算書をもらえないんですよ、当該木材加工センターのですね。

何を基にこういった借入れとかいろんな経営状況を判断するかというのに、これはもう9月議会のときも申し上げましたけど、我々枕崎市議会議員は非常に苦慮するわけです。

この6,000万円の借入れが本当に妥当なのかどうなのかというのをですよ、判断する材料はないわけですから、今回私は資料要求もいたしましたよ。もう7年度末、あと1週間もないですけどね。7年度末の当該木材加工センターの予定貸借対照表、バランスシートですね。おおよその予定の資料を出してくれと。それから経営改善計画書、この2つを要求しましたが、出てきておりません。

しかしながら、我々はこの債務負担行為の予算について判断を下さないといけませんのでね、もう少し聞きますけど。6年度で、おおよそ5,000万円ぐらいの赤字を出したんですね、木材加工センター。実際は4,800万円ぐらいと聞きましたけど、6年度は減価償却費も繰延べをしているんですよ。そういう中で、7年度はこの経営状況、赤字なんですか、黒字なんですか。そして、どの程度の決算状況になるのか、説明をいただきたいと思えます。

○中村俊彦農政課参事 立石議員のほうから資料要求がありました件につきましては、令和7年度の貸借対照表につきましては、まだ確定していないところございまして、それでまた経営改善計画書につきましても、木材センターでですね、現在作成中であることで、要求された資料としては、提出できませんでしたが、今回、関連した資料としまして、本日、予算実績比較表及び住宅着工戸数の推移の分かる表を提出しているところでございます。

その提出しております予算実績比較表と公営住宅着工の推移のグラフ等でちょっと説明をさせていただきますが、まずこの予算実績比較表といいますものは、製造原価報告、損益計算書、数量、予算実績金額をまとめたものでございます。

まず製造原価、上の部分には左側に書いてありますが、ここで右側に金額とございますが、ここですね、金額の前年比が103.8%とございます。

こういったものは通常、今まで生産調整をですね、若干、前年度はしておりましたが、ここですね、生産調整等をやめて通常に戻すことによりまして、約3.8%の増となっているところでございます。

それと、売上げにつきましては、製品合計金額というところがございますが、ここでもですね、前年比104.3%となっております、チップの売上げとかは減少していますが、トータルしまして、ほぼ横ばい状態となっているところです。

それと、下のほうに行きますと、売上げ総利益、粗利になりますが、これは売上合計から売上原価を引いたものでございます。ここにつきましては、6,952万8,000円、金額の実績なんです、となっているところでございます。

しかしながら、一番下に行きますと、売上税引前当期利益になります。減価償却費前ですが、ここでいきますと、やはり実績となりますとマイナスの1,683万円となっております。こういった赤字とはなっております。

同センターの話になりますが、マイナス1,683万円となっております。マイナスではありますが、前年比としましては、プラス1,200万円となっております。前年より若干プラスになっている要因としましては、同センターによります歩留りの改善、県外への営業強化に努めていることで、住宅着工戸数等は減少しているものですが、成果が出ているとのことを聞いているところでございます。

○6番立石幸徳議員 資料の説明もありがたいんですけどね。結局、端的に聞きますよ、6年度が5,000万円ぐらいの赤字、7年度は赤字なんですか、黒字なんですか。

○中村俊彦農政課参事 先ほどのマイナス1,683万円となりまして、それに減価償却分となりますと、予定としますと5,000万円超の赤字ではないかと想定しています。

○6番立石幸徳議員 ですから、2年連続赤字になっていく見通し、こういうことですよ。

昨年9月議会においても、木材加工センターの参考人にお越しいただきましてですね、いろいろ聞いて私、その9月議会の会議録もここに持ってきておりますけれども、先ほど担当参事が説明したように、この会議録にも出ているように、当面、売上げ10億円を目指すんだと言われました。令和5年度あたりが7億円の売上げなんですね。

それがどんどん上がって行って10億円に到達すれば経営的にも何とかいい形になるんだろうと思うんですけども、逆に下がってきているわけですよ、6億円。そして、最終的に7年度が幾らの売上げになるか、まだ縮めていませんのでね。

ただ、先ほど説明もあったように、大体6年度と似たような売上額。そういう状況の中で、関係3市は、木材加工センターの経営改善に当たってですね、どういった協議をしているんですか。運営委員会がございませぬ。関係3市は、この木材加工センターの経営改善のためにどういった協議をしているのかお尋ねいたします。

○中村俊彦農政課参事 関係3市とですね、今までも運営委員会等で9月議会以降も協議を重ねてきたところでございます。その中でも、9月議会の議決の報告などもしてきました。その運営委員会の中でもですね。

そして、そういう中で、この改善計画につきましては、やはり9月議会でも南九州市議会のほうでそういった改善計画書の提出が決議として出されておまして、それをですね、5月の株主総会がございませぬけれども、そこのほうで、ちゃんとした改善計画書として提出を行うということで現在作成中であるところでございます、木材加工センターのほうでですね。

そういった中でも、中身につきましてもやはり3市としましても、やはり改善策ですね、そういったものも協議をしてございますが、その中身としましては、やはり同センターとしまして歩

留りを改善、歩留りといいますのは木材の身、周りを削って中身を製品にするんですけど、そういったものの細分化をいろいろ考えまして、無駄のない歩留り、材を取るといようなそういった改善計画も上げてあります。

それと、営業強化ですね。やはり県内の市況が悪くて、最近ではやはり県外の市況がよくなっているところがございます。そういった顧客の掘り起こしに努めて、売上げを伸ばしていくといような、そういった改善策も出ておるところで、3市でその辺も協議を進めているところでございます。

○6番立石幸徳議員 今、担当参事が説明されていることはですね、ほかの市議会のこの木材加工センターの今回の借入れに当たっての説明で資料が出されていますよ、私も読ませていただきました。全く同じことをおっしゃっていますからね。

ただ、県外の部分についても、県外営業についても、逆にコストが上がって、あまりそのことは要をなしていないって書いているんですよ。ですから、経営改善にこだわるのはですよ、当該木材加工センターもですけど、総務省の三セクに関する指針としては、債務超過あるいは債務超過と同等と見られる三セクについては、行政のほうで、市のほうで、経営健全化計画を出さんといかんですよ。総務省にこれは提出しないとイケません。それはそうですよ、全然、当該会社と経営上、何ら関係のない何にも責任のない住民に負担が及ぶ可能性がありますから、きちんと行政が責任を持ってくださいと。そういう意味で、経営改善計画書を総務省は求めているわけですからね。

そういったことを踏まえると、ただその3市がですね、歩留りとか何とかっていようなことじゃなくて、債務超過になっているかどうかはまだ確認できませんけどね。しっかりした計画を出すと。株主総会は当然でしょうけれども、関係住民にもその経営改善計画書をきちんと整えて出すということは約束していただきたいと思います。

○中村俊彦農政課参事 今、議員がおっしゃられたとおりですね、住民にもその辺を示していけるようにですね、私どもも検討をしていきたいと思っています。

○10番平田るり子議員 農政課から提出していただいていますこの各市の損失補償額、本市の負担する可能性額、これは最大額と見てよろしいでしょうか。

○中村俊彦農政課参事 今の御質疑につきましては、資料として出しておりますこの借入れの内容についての6,000万円の限度額ということですか。——これにつきましては借入額6,000万円として、確定といいますか、これをもう最大限として、証書借入れで10年返済期間として借入れをする内容となっております。

○10番平田るり子議員 それでは、最大額として見てよろしいということですね。

ちょっと議員の質疑に曖昧だったので、再度質疑いたしますが、この損失補償について市民にどのような説明をする予定なのか。

そして、財政負担の可能性をどの程度伝えるべきと考えているのか、最後にお聞かせください。

○中村俊彦農政課参事 その住民説明につきましては、今後も運営委員会等ございますので、また3市とも協議を進めながら、どういう形がよいかということを検討して説明をできるよう検討していきたいと思っています。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。

○9番禰占通男議員 この木材センターについて。これは先ほど改善計画書という言葉が出てきましたけど、今年の1月に県のほうに改善計画を出しているんじゃないですか。私はうっかりして、今日持ってきてないんですけど。それと、今もらっているカラー刷りのこの資料についてと、出しておれば、こちら辺が違っているのか、その点について出したのか、私はもう確認しました。ダウンロードして家にあると思います。ですから、改善計画をこれからっていうのはちょっとおかしいと思ひましてね、確認で。

○中村俊彦農政課参事 経営改善計画書につきましては、私どもは県のほうにそれが提出されたというのは確認が取れておりません。

○9番禰占通男議員 それは確認してください。

それとですね、先ほども営業強化についてということが出ましたけど、日本から中国へどんどん丸太を輸出しています。中国は集成材、いろんな形があります、大断面もあれば、テーブルの天板とか。それに加工して、簡単に言えば2次加工、3次加工してもうかっているということですよ。それと、アメリカ向けは、アメリカは住宅を造るときは庭を持ってないといけないと。それも平米数が決まっていると。それについても、作材、木材、それは注入材になりますよね。やっぱりそれで加工して、丸太より倍もうかっていると。

なぜこれもらった資料にも、そういった今までと同じような加工材だけなのか。ここで木材センターの方が来ていろいろ要望も言いましたけど、その時と売上部分が変わっていませんよね。乾燥材は売るとして、のこくず、パーク、チップ、素材売上で何も変わってない。ということは、先ほども出ましたように、税引前当期利益もマイナス。

ただ、これが改善するのかって言ったら、私は改善しないんじゃないかなと思います。住宅件数も減っているわけですから。

ここを変えるにはやはり何らかの、今までと変わった方法をして、売上げを上げないといけないんじゃないですか。うちは先ほども損失は幾らなのかってあったけど、300万円ぐらいだったら、本市の役員給料カットぐらいで間に合うと思うけど。それじゃ済まない部分もあるでしょう。私はここを一番思っているんですけど。

今後その木材センターがもうかるにはどうすればいいんですかね。

○中村俊彦農政課参事 集成材の話につきましては、9月議会でもですね、議員から検討したらどうかという要望はあったところでございますが、そのときも、やはり同センターから言われたのは、集成材についてはかなり手間がかかると。そういったものでやはりコストがかかるといことで、9月時点ではですね、そのような回答があったと思います。

一応、こういった実績比較表を見えますと、同センターが言いますのは、先ほどから言っています、歩留りを改善して、その分、若干でありますけど伸びていると。県外のほうにちょっと営業をかけて、若干その辺も少しでありますけど伸びているといことで、基本にですね、同センターも立ち返りまして、その辺を会社として徹底して、今後、進めていきたいということ聞いておりますので、その辺を3市でですね、確認しながら進めていきたいとは思っているところですよ。

○9番禰占通男議員 もう本当に今までやっていたことをやったって、木材センター、もうたしか20年ぐらいなと思うんだけど、そのとき私も喜んでいましたけども、丸太が売れると。やっと先輩たち、親が植えたものが製品になるわけですから。そしたらだんだんだんだん世の中が変わってきて、こういう住宅着工戸数も減ってきて、人口が減ってきてとなるんだけど、やはり何らかの方法を考えないといけないんじゃないですか。

私は高知県の土佐の森・救援隊、NPOまで足を運んでいろいろ聞いてきました。私が議員になった頃。最初は、今言うように木材を使ってどうのこうのって木材センターみたいな感じですよ。そうすると、燃油の値上がりどうのこうので今度はバイオと言ったから、どういうことをするのかと思ったら、重油は使わないで、まきで燃料を取るといことですよ。そうするには乾燥しないといけないからそれをすると。雇用もつくってと。

やはり何らかの皆さんと同じようなことをやっても、私は駄目だと思いますよ。もうこれから集成材しか生き残る道はないと思いますよ私は。ですから、今改善計画は私はもう県に出している、それは確認しました。それを3市で今から作るどうのこうのの話じゃないと思います。

やはり雇用があるわけですから、この近隣の企業体として、やはりそこは大事にしてもらいた

い。それにはやっぱり存続するためには、今までと私は変わったことをしないといけないと思いますよ。ずっと私は中国が何で丸太ばかり輸入しているのかと。最初はあそこはパレットを作っていたんですよ、丸太で。製品を乗せるパレット。ところがそれがさま変わりして、集成材と……。

○眞茅弘美議長 禰占議員、質疑をお願いします。

○9番禰占通男議員 大事なことですよ。皆さんは知っているかもしれんけど、私はこうして教えるってわけじゃないけど、世の中も変わってきているということですよ。ぜひ、何らかのね、今までやってないことに取り組んでもらいたい。それは要望しておきます。

○眞茅弘美議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第46号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

これは、枕崎市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議会の議員の報酬月額を改定しようとするものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○眞茅弘美議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○3番辻本貴志議員 私は、議案第46号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

議員報酬の改定については、市民感情や財政状況を踏まえ、慎重に考えるべき課題であることは十分承知しております。その上で、私は今回の改正は必要かつ妥当な見直しであると考えます。

その理由の一つは、議員報酬の実質的な価値が長年にわたり低下し続けてきたこととあります。

全国の消費者物価指数はこの20年間で約13%上昇しております。これは、同じ製品やサービスを購入するために必要な金額が1割以上増えていることを意味します。

一方で、その間、議員報酬額が改定されていないのであれば、27万5,000円で買えるものや、

受けられるサービスは総体的に減ってきたこととなります。言い換えれば、27万5,000円という額面は変わらなくても、その実質的な購買量は、現在では約24万8,000円程度まで低下しているという見方ができ、議員報酬の実質価値は長期にわたり下がり続けてきたと考えます。

また、議員という仕事は会社勤めのように安定した雇用や補償のある立場ではありません。選挙による信任を受けなければ、続けることはできず、不安定さを伴う中で、市民の声を受け止め、地域課題に向き合っていく責任を担っております。

だからこそ、若者や子育て世代を含めて、地域のために貢献したいと考える人が過度な経済的不安によって、議会への一步を踏み出しにくくならないよう、一定の環境を整えていくことは必要であると考えます。

今回の改定は、単なる報酬の引上げではなく、長年の物価上昇の中で低下してきた実質価値を見直し、若者や子育て世帯を含めて、議会に挑戦しやすい環境を整えるための適切な見直しであると考えます。

以上の理由により、私は本議案に賛成いたします。

○眞茅弘美議長 これをもって討論を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 異議がありますので、起立により採決いたします。

日程第9号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○眞茅弘美議長 起立多数であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○眞茅弘美議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和8年第2回定例会を閉会いたします。

午前10時25分 閉会

一般質問の要旨

令和8年 第2回定例会一般質問及び要旨

質問者	質問の主題	質問の要旨	答弁者
①立石 幸徳	<p>枕崎の未来をつくる産業競争力の強化について</p> <p>第34次地方制度調査会について</p>	<p>1 第76回全国漁港漁場大会の鹿児島県での開催決定について（令和9年度開催の全国大会に向けて、本市水産業振興策の充実など）</p> <p>2 枕崎港は、漁港としては日本初の開港であるが、将来にわたって貿易港を維持していく努力について</p> <p>3 南薩地域地場産業振興センター解散後の本市の対応について（こどもの日かつおまつりの継続実施、清算に伴う財産処分での本市の役割など）</p> <p>1 人手不足市町村の負担軽減のための調査会について（本市職員採用試験の応募状況と減少原因など）</p> <p>2 地方の小規模自治体における深刻な人材不足の課題解決策について</p>	<p>市長 副市長 課長</p> <p>市長 副市長 課長</p>
②水野 正子	<p>市長の公約の実現に向けた組織づくりについて</p> <p>若者が夢と希望を叶える枕崎の構築について</p>	<p>1 2期8年を振り返り、具体的にどのような課題が解決され、市民の満足度につながったと考えているか</p> <p>2 若手職員との対話を通じ、市役所組織内の風土や職員の政策立案のプロセスにどのような変化が生まれているか</p> <p>1 本市の基幹産業で、若者がここで働きたいと思えるような所得向上や創業支援に向けた具体的な戦略はあるか</p> <p>2 深刻化する若者の流出や人口減少について、本市</p>	<p>市長 副市長 課長</p> <p>市長 副市長 課長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③平田るり子	枕崎市自治公民館整備事業等補助金について	<p>独自の住宅支援やUターン者等への支援の促進をどのようにデザインしていくのか</p> <p>1 補助金の現状と実績について（過去5年分）</p> <p>2 補助金の拡充は検討されないのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	人口減少対策について	1 市長選の結果と、これまでの市政運営を通じて見えてきた人口減少対策の課題と、今後の重点的な打開策について	市 長 副市長 課 長
	労働政策について	<p>1 地域における労働力の確保について</p> <p>2 日本人による技術継承の重要性について</p> <p>3 高齢者の働き方について</p>	市 長 副市長 課 長
	農業政策について	1 地域資源の高付加価値化と農業政策の位置づけについて	市 長 副市長 課 長
	老人福祉センター及び健康センターの今後の在り方について	<p>1 施設の現状と耐震性について</p> <p>2 施設の老朽化が著しいと聞くが、再編や複合化の方向性について</p> <p>3 地域医療の危機と健康・福祉拠点の再構築について</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
④上迫 正幸	国の給食費無償化について	1 本市の対応と、中学校における給食費無償化の在り方について	市 長 副市長 教育長 課 長
	人口減少について	1 本市の人口は国立社会保障・人口問題研究所によると、今後1年当たり300人程度のペースで減少を続けるとあるが、人口減少により本市が直面する課題等に対する市長の見解は	市 長 副市長 課 長
	D X化について	<p>1 本市が令和8年度に計画を予定しているD X推進計画の全体像と年度内に達成すべき具体的な目標は何か</p> <p>2 令和8年度の計画策定に向けて、現在どの段階まで準備が進んでいるのか。推進体制、人材育成、庁内の意識改革はどのように進めているのか</p> <p>3 現在オンライン化されている行政手続は何があるのか。また、これから予定しているものには何があるのか</p> <p>4 D X化によって高齢者やデジタルに不慣れな住民が取り残されないためにどういった支援策があるのか</p> <p>5 D X関連の予算はどのようなものがあるのか。また、どの程度の業務効率やコスト削減を目指すのか</p> <p>6 D X化に伴う情報セキュリティ強化策はどのように講じるのか</p>	市 長 副市長 課 長
	交通弱者対策	1 これから先、ますます交通弱者も増加していくこ	市 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>について</p> <p>社会体育施設等について</p>	<p>とが考えられる。交通網の強化が必要だと考えるが、現在本市で取り組んでいる予約型乗合タクシーの実証運行の実施状況について</p> <p>2 タクシーチケットは、市民には大変好評で、特に遠方の方々に喜ばれていると聞いている。そこでチケットのさらなる拡充は検討できないか</p> <p>1 市営プールの利用状況と維持管理について</p> <p>2 市営野球場の利用状況、スポーツ合宿の誘致状況とこれからの管理運営計画について</p> <p>3 総合体育館の利用状況について</p> <p>4 深浦運動場のナイター設備の改修について</p>	<p>副市長 課 長</p> <p>市 長 副市長 課 長</p>
⑤味園美和子	<p>スクールカウンセラーについて</p>	<p>1 役割と必要性について</p> <p>2 各学校への配置状況と、今年度の利用人数・相談件数について</p> <p>3 相談内容の主な傾向について</p> <p>4 利用を促進するための施策について</p>	<p>市 長 副市長 教育長 課 長</p>
	<p>枕崎市キャッシュレスキャンペーン第5</p>	<p>1 今回も大変好評だったと聞くが、対象業種と対象店舗数について</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑥橋口 洋一	<p>弾！について</p> <p>「海業」による街の活性化について</p>	<p>2 対象店舗の中には、小売業も一部含まれていたと聞くが、市担当課と委託業者は把握していたのか</p> <p>3 対象店舗情報の中には、閉店した店舗や小売業も掲載されていたようだが、事前に確認はしなかったのか</p> <p>1 枕崎お魚センターが果たしてきた港のにぎわいの核としての役割について</p> <p>2 漁港・お魚センターに係る整備事業のほかでは、本市における「海業」とはどのような取組があげられるか</p> <p>3 「太陽と鰹のまち『枕崎』ウォーターフロント拠点整備事業」において、地方創生の実現における構造的な課題にあげられていた「枕崎お魚センターを媒体とした観光と海業の連携不足」はどのように改善されてきたか</p> <p>4 漁港漁場整備法の改正により、一定の条件下で民間の参入が可能となり「海業」を推進しやすくなったが、漁港の活用の申出等の動きはないのか</p>	市 長 副市長 課 長
	枕崎漁港の港湾的活用について	<p>1 枕崎漁港は外国との通商・貿易を許可されている開港であるという他の港にはないアドバンテージを有していると考えられるが、国際クルーズ船の枕崎寄港について検討されているか</p> <p>2 内港にプレジャーボート・ヨットのビジターバースを設置し、港へのアクセスを充実させることは検討できないか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑦禰占 通男	人口減少と自治体経営について	<p>3 市長は「将来的な港湾的機能の拡充を図る」という方針を掲げているが、漁港としてだけではなく、港の機能整備をどのように進めていく方針であるのか</p> <p>4 漁港を管理する県に対してどのような要望をあげているのか</p> <p>5 令和9年度以降の外港東側の特定目的岸壁の利用について、市長が意思決定をするタイミングはいつか</p> <p>1 人口減少は改善の兆しがない中、賢く収縮するまちづくりについて（公共施設の在り方など）</p> <p>2 今後の税収と社会的扶養の見通しについて</p> <p>3 枕崎市（地方）で所得水準を確保できるのか。「地域資源を活用した戦略を構築」することで人口減少にある程度の歯止めをかけた地方自治体の例もある。どのように取り組むのか</p>	市 長 副市長 課 長
	権限移譲について	<p>1 本市の状況について</p> <p>2 事務処理の効率化について</p> <p>3 費用対効果について</p>	市 長 副市長 課 長

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 眞 茅 弘 美

枕崎市議会議員 水 野 正 子

枕崎市議会議員 味 園 美和子